

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書

環境政策に関する事業の
財務事務の執行について

神奈川県包括外部監査人

品田 和之

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 特定の事件	1
(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
3. 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 監査手続	2
4. 監査の対象	2
(1) 監査の対象部局等	2
(2) 監査対象期間	3
5. 外部監査の実施期間	3
6. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	3
7. 利害関係	4
8. 監査結果の指摘及び意見について	4
第2 環境農政局に関する状況と施策	5
1. 環境農政局の概要	5
(1) 環境農政局の組織図	5
(2) 職員配置表	8
(3) 所掌事務	8
2. 平成29年度環境農政局予算	13
(1) 環境農政局の当初予算総額	13
(2) 主な事業の概要	15
3. 神奈川県環境対策の概要	20
(1) 環境基本計画とは	20
(2) 環境基本計画と神奈川県の諸計画等との関係	20
(3) 計画策定の経緯	21
(4) 基本的な考え方	21
(5) 計画の着実な推進のための取組	24
4. 水源環境保全税	26
(1) 水源環境保全税とは	26
(2) 水源環境保全税の税率、および充当先	26
(3) モニタリング	28
第3 監査の結果及び意見	30
1. 総務室	30

(1) 概要	30
(2) 結果及び意見	30
2. 環境部 環境計画課	31
(1) 概要	31
(2) 事業概要	32
(3) 結果及び意見	33
3. 環境部 大気水質課	39
(1) 概要	39
(2) 事業概要	40
(3) 結果及び意見	41
4. 環境部 資源循環推進課	42
(1) 概要	42
(2) 事業概要	43
(3) 結果及び意見	47
5. 緑政部 自然環境保全課	53
(1) 概要	53
(2) 事業概要	56
(3) 結果及び意見	63
6. 緑政部 水源環境保全課	79
(1) 概要	79
(2) 事業概要	83
(3) 結果及び意見	93
7. 緑政部 森林再生課	109
(1) 概要	109
(2) 事業概要	111
(3) 結果及び意見	118
8. 公益財団法人かながわトラストみどり財団	125
(1) 概要	125
(2) 結果及び意見	127

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

- ・環境政策に関する事業の財務事務の執行について
- ・公益財団法人かながわトラストみどり財団（財政的援助団体等）

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

神奈川県は、箱根、丹沢などの緑豊かなやまなみや、相模湾から東京湾にかけての変化に富む美しい海岸線など多彩な自然環境を有している。

一方で、活発な経済活動が行われ、道路や鉄道など利便性の高い交通ネットワークの形成が進むなど快適な生活を実現するための基盤も整備されている。

このように神奈川県は、快適で利便性の高い生活を送りながら身近に自然を感じられる良好な環境に恵まれているが、さらにこの環境をよりよいものにしていく必要がある。

神奈川県では、平成9年3月に神奈川県環境基本計画を策定し、その後、平成12年、17年、28年と3度の改定を行い、環境保全と創造に向けて、地球環境問題への対応、環境影響評価の推進、公害への取組などさまざまな施策を展開してきた。

環境に関する問題やこれに係る事業は、県民の安全に直接関係することとなるため、特に県民の関心も高いものである。このため県民に対しては、その事業の成果について適切な説明責任を果たすことが求められるとともに、県の厳しい財政状況を勘案すると、これらの事業の支出について経済性、効率性、有効性が求められることは言うまでもないことと考えられる。

そこで、県が取り組んでいる環境政策に関する事業について、当該事業の財務事務が法令・規則等に準拠して適切に実施されているか、さらには経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検討することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア. 環境基本計画について

- (ア) 環境基本計画で掲げる施策と、個別事業との関連性が明確になっているか。
- (イ) 計画段階から大きな状況の変化が生じている場合、計画の見直し要否が十

分に検討されているか。

(ウ) 環境基本計画における目標達成状況が適切に管理され、個別事業の実施に反映されているか。

イ. 個別事業の財務事務について

(ア) 個別事業における財務事務が、法令、条例及び規則等に基づいて適切に行われているか（個別事業の財務事務の合规性）。

(イ) 個別事業における財務事務が、経済的、効率的、効果的に実施されているか（個別事業の財務事務の経済性、効率性、有効性）

(ウ) 個別事業の実施にあたって、費用対効果の検証や目標達成状況のモニタリングが行われているか。

(エ) 個別事業における目標設定が、環境基本計画における目標と整合しているか。

(2) 監査手続

ア. ヒアリング

監査対象とした各部局等の責任者及び担当者に対して、業務概要及び事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況について、ヒアリングを実施した。

イ. 資料・文書の閲覧

監査対象とした各部局等に対する関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

ウ. 運用現場の視察、物品管理の状況確認

監査対象とした各部局等の現場を視察し、必要に応じて物品管理状況を確認した。

4. 監査の対象

(1) 監査の対象部局等

監査の対象とした部局等は、環境農政局の各課室のうち、環境行政に係る事務を行っている以下の課室である。

監査対象部局等					
環境農政局	総務室		環境農政局	緑政部	自然環境保全課
環境農政局	環境部	環境計画課	環境農政局	緑政部	水源環境保全課
環境農政局	環境部	大気水質課	環境農政局	緑政部	森林再生課
環境農政局	環境部	資源循環推進課			

また、上記に加えて、環境行政に係る事務を行っている以下の出先機関等にも必

要に応じて往査した。

監査対象出先機関等	
環境科学センター	自然環境保全センター
かながわ環境整備センター*	横須賀三浦地域県政総合センター
県央地域県政総合センター	県西地域県政総合センター

*かながわ環境整備センターは資源循環推進課に属する組織だが、単独庁舎を有していることから往査した。

さらには、環境行政に係る外郭団体の中から、公益財団法人かながわトラストみどり財団を監査対象として選定し、往査した。

(2) 監査対象期間

原則として平成 29 年度の執行分をベースとし、必要に応じてその前後期間を追加した。

5. 外部監査の実施期間

平成 30 年 5 月 8 日から平成 31 年 1 月 8 日まで

6. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	品田 和之	公認会計士
補助者	鈴木 浩	公認会計士
同	大道 良幸	公認会計士
同	恩田 佑一	公認会計士
同	矢島 淳太郎	公認会計士
同	大橋 周作	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	丸山 智佳子	公認会計士
同	菊地 健太	公認会計士
同	西本 侑加	公認会計士試験合格者
同	山口 和樹	公認会計士試験合格者
同	井下 晴子	公認情報システム監査人

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

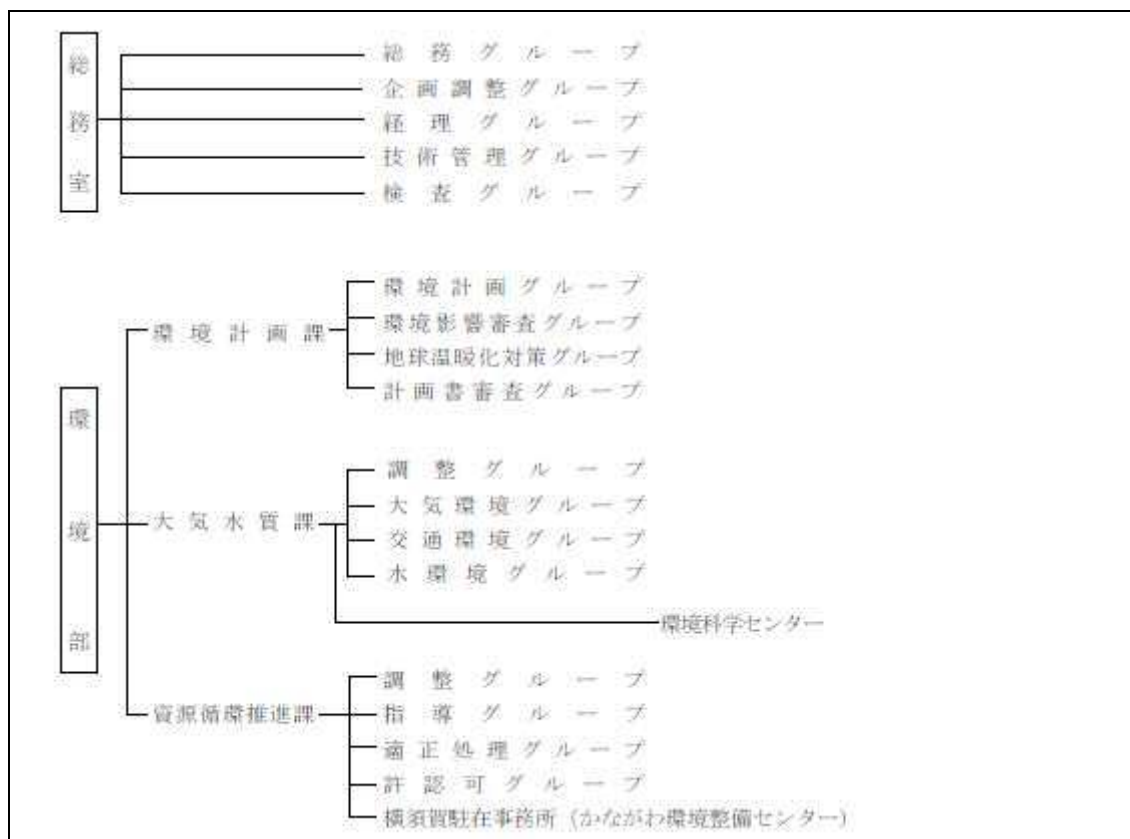
第2 環境農政局に関する状況と施策

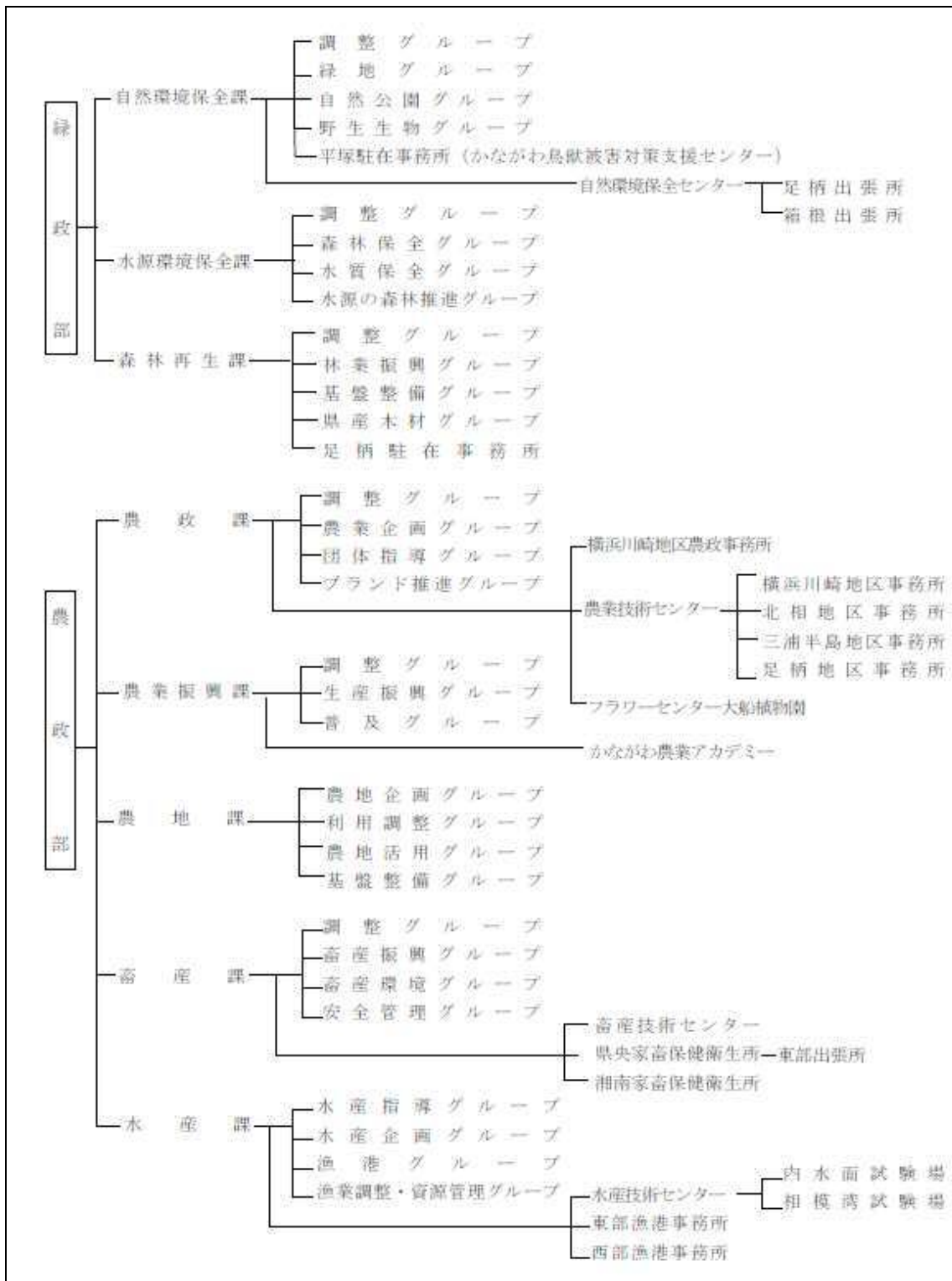
1. 環境農政局の概要

(1) 環境農政局の組織図

環境農政局の組織図は次の図表のとおりである。

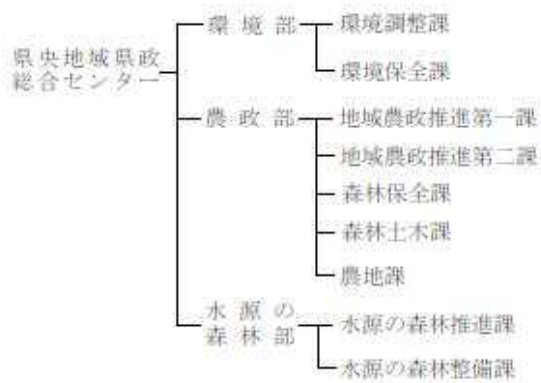
【図表 2-1-1 組織機構図】





(参考)

各地域県政総合センター



(出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要)

※農政部については今回の監査対象外である

(2) 職員配置表

各課室等の職員配置は次のとおりである。

【図表 2-1-2 各課室等の職員数】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

所属名	職員数	所属名	職員数
総務室	37	農政部	130 ②
環境部	100 ①	農政課	27
環境計画課	32	農業振興課	23 ①
大気水質課	26	農地課	27
資源循環推進課	42 ①	畜産課	23
		水産課	30 ①
緑政部	77	本庁計	344 ③
自然環境保全課	27		
水源環境保全課	24		
森林再生課	26		
環境科学センター	35 ⑧	畜産技術センター	39 ①
自然環境保全センター	60 ⑤	県央家畜保健衛生所	28 ①
横浜川崎地区農政事務所	17 ②	湘南家畜保健衛生所	17
農業技術センター	154 ⑫	水産技術センター	72 ⑦
フラワーセンター大船植物園	18 ②	東部漁港事務所	17 ③
かながわ農業アカデミー	22 ①	西部漁港事務所	13 ②
		出先計	492 ④④
環境農政局 計			836 ④⑦

(注) 都道府県交流職員、市町村交流職員、兼務職員及び併任職員は除く。○内は再任用職員(内数)。

(出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要)

(3) 所掌事務

監査対象とした各課室の所掌事務は次のとおりである。

ア. 総務室

- 1 環境農政局の所管行政の企画及び調整に関すること。
- 2 環境農政局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- 3 環境農政局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- 4 環境農政局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。

- 5 環境農政局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報保護及び広聴の総括に関する事。
- 6 環境農政局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- 7 農林水産業災害に係る事務の総括に関する事。
- 8 環境農政局所管に属する土木工事の検査及び技術管理に関する事。
- 9 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合の検査指導に関する事。
- 10 鉱業権に係る関係行政機関との連絡調整等に関する事。
- 11 その他環境農政局内他課の主管に属しない事。

（出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要）

イ．環境部 環境計画課

- 1 環境農政局環境部内各課の総合調整に関する事。
- 2 環境基本計画の推進及び総合調整に関する事。
- 3 環境施策の企画、調査及び研究に関する事。
- 4 地球温暖化対策の企画及び調整に関する事。
- 5 環境教育の推進に関する事。
- 6 神奈川県環境基本条例（平成 8 年神奈川県条例第 12 号）の施行に関する事。
- 7 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の施行に関する事。
- 8 神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号）の施行に関する事。
- 9 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）の施行に関する事。
- 10 環境マネジメントシステムの推進に関する事。

（出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要）

ウ．環境部 大気水質課

- 1 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）の施行に関する事。
- 2 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の施行に関する事。
- 3 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の施行に関する事。
- 4 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）の施行に関する事。
- 5 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の施行に関する事。
- 6 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）の施行に関する事。
- 7 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の施行に関する事。
- 8 特定化学物質の環境への排出の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の施行に関する事。
- 9 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の施行に関する事。

と。

- 10 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）の施行に関すること。
 - 11 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）の施行に関すること。
 - 12 公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）の施行に関すること。
 - 13 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）の施行に関すること。
 - 14 環境科学センターに関すること。
- 環境科学センター
- 良好な環境の確保に必要な試験研究、調査、指導等並びに環境保全の啓発及び普及を行うこと。

（出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要）

エ. 環境部 資源循環推進課

- 1 資源循環型社会づくりの総合的企画及び調整に関すること。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の施行に関すること。
- 3 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成 18 年神奈川県条例第 67 号）の施行に関すること。
- 4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）の施行に関すること。
- 5 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の施行に関すること。
- 6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）の施行に関すること。
- 7 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の施行に関すること。
- 8 使用済小型電子機器等の再資源化等に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）の施行に関すること。
- 9 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 37 条第 3 項及び第 39 条第 2 項に規定する事務に関すること。
- 10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- 11 環境美化活動の推進及び海岸漂着物等の処理に関すること。
- 12 かながわ環境整備センターに関すること。

（出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要）

オ. 緑政部 自然環境保全課

- 1 環境農政局緑政部内各課の総合調整に関すること。
- 2 緑化の推進（他課の主管に属するものを除く。）及び自然環境の保全に係る総合的企画及び調整に関すること。
- 3 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。
- 4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）の施行に関すること。
- 5 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）及び都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の施行に関すること。
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- 7 神奈川県自然環境保全センターに関すること。
- 自然環境保全センター
森林等の自然環境の保全再生に関する事業並びに丹沢大山の自然再生の推進及び自然公園の管理取締り等に関すること。

（出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要）

カ. 緑政部 水源環境保全課

- 1 水源環境保全・再生事業に係る企画及び調整に関すること。
- 2 水源の森林づくり事業の推進及び総合調整に関すること。
- 3 水源環境保全・再生市町村事業に関すること。
- 4 保安林に関すること。
- 5 病虫鳥獣害の防除、森林災害の予防に関すること。
- 6 民有林の林地開発の規制に関すること。
- 7 生活排水処理施設整備の推進に関すること。
- 8 森林づくり県民運動の推進及び調整に関すること。

（出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要）

キ. 緑政部 森林再生課

- 1 森林計画及び森林の保護育成に関すること。
- 2 治山に関すること。
- 3 林道に関すること。
- 4 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- 5 林業技術の普及に関すること。
- 6 林産奨励に関すること。
- 7 林業・木材産業構造改革事業等の林業経営計画に関すること。
- 8 林業・木材産業改善資金及び恩賜記念林業振興資金に関すること。
- 9 入会林野の整備に関すること。

- 10 森林組合その他林業関係団体の指導監督に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。
- 11 県有林の経営、県行造林及び承継分収林に関すること。
- 12 林産物の価格安定に関すること。
- 13 県産木材の流通及び消費拡大に関すること。
- 14 21世紀の森に関すること。

（出典：神奈川県 平成29年度環境農政局事業概要）

2. 平成 29 年度環境農政局予算

(1) 環境農政局の当初予算総額

監査の対象とした環境行政関係予算を含む、環境農政局の平成 29 年度当初予算は 359 億円だが、このうち環境農政局一般会計予算では、監査対象である環境費が 38.7% (105 億円) を、林業費が 30.2% (82 億円) を占めている。

また、特別会計の平成 29 年度当初予算は、監査対象である水源環境保全・再生事業会計 83 億円、恩賜記念林業振興資金会計 1.4 億円、林業改善資金会計 0.5 億円であり、環境農政局の特別会計予算 88 億円に占める割合は 96.9%となっている。

【図表 2-2-1 平成 29 年度 環境農政局当初予算】

(単位：千円)					
科目	内訳	平成 29 年度 当初予算額 A	平成 28 年度 当初予算額 B	前年度比較	
				増減 A-B	(%) A/B
(款)	環境費	10,503,036	11,060,029	△556,993	95.0
	(項) 環境管理費	8,214,949	8,179,135	35,814	100.4
	(項) 環境保全対策費	933,791	1,566,590	△632,799	59.6
	(項) 自然保護費	1,354,296	1,314,304	39,992	103.0
(款)	農林水産業費	16,291,199	14,648,206	1,642,993	111.2
	(項) 農業費	2,624,760	1,323,206	1,301,554	198.4
	(項) 畜産業費	273,397	534,035	△260,638	51.2
	(項) 農地費	2,405,311	2,129,617	275,694	112.9
	(項) 林業費	8,202,704	8,152,814	49,890	100.6
	(項) 水産業費	2,785,027	2,508,534	276,493	111.0
(款)	災害復旧費	283,400	281,906	1,494	100.5
	(項) 農林水産施設 災害復旧費	283,400	281,906	1,494	100.5
	用途を指定しない収入	—	—		
	一 般 会 計 計	27,077,635	25,990,141	1,087,494	104.2

(特別会計)					
科目	内訳	平成 29 年度当 初予算額 A	平成 28 年度 当初予算額 B	前年度比較	
				増減 A-B	(%) A/B
水源環境保全・再生事業会計		8,387,210	8,401,994	△14,784	99.8
農業改良資金会計		128,244	110,382	17,862	116.2
恩賜記念林業振興資金会計		145,477	145,288	189	100.1
林業改善資金会計		51,591	47,420	4,171	108.8
沿岸漁業改善資金会計		139,943	125,660	14,283	111.4
特別会計計		8,852,465	8,830,744	21,721	100.2

(出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要)

※太枠は、環境行政に関わる部分である。

(2) 主な事業の概要

環境農政局における平成 29 年度の主な事業は、次の図表のとおり整理されている。図表中、**新** は新規事業のことである。

【図表 2-2-2 主要事業体系図】

地球温暖化対策の推進		
	事業名	予算額 (千円)
1. 地球環境保全の推進	(1) 地球温暖化対策推進条例施行費 (一部)	6,002
	(2) 地球温暖化対策普及推進費 (一部)	1,061
	(3) 環境学習推進事業費	6,422
	(4) 環境影響評価条例運営費	7,114
2. 省エネルギー対策の推進	(1) 中小規模事業者省エネルギーサポート事業費	16,348
	(2) 省エネルギー対策フォローアップ相談体制構築事業費	5,160
	(3) 家庭向け省エネルギー行動促進事業費	2,700
3. 環境分野における広域連携・国際交流の推進	(1) (公財) 地球環境戦略研究機関補助金	86,455
	(2) 地球温暖化対策普及推進費 (一部)	1,700
4. 適応策	(1) 地球温暖化適応策調査研究費	3,926
5. 県の率先実行の推進	(1) 環境活動推進事業費 (一部)	1,865
	新 (2) 省エネルギー対策推進事業費	3,500
循環型社会づくり		
1. 循環型社会づくり	(1) 廃棄物総合対策推進事業費 (一部)	2,787
	新 (2) 循環型社会づくり推進事業費	2,000
	(3) 産業廃棄物情報管理等推進費 (一部)	918
	(4) 海岸清掃事業負担金	6,505
	(5) 廃棄物不法投棄対策推進費	10,474
	(6) 産業廃棄物最終処分場費	488,396
	一部 新 (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費	172,405

生活環境の保全

1. 生活環境の保全

	予算額 (千円)
(1) 大気汚染監視用機器更新費	31,728
(2) ORVR車普及啓発事業費	820
(3) 有害大気汚染物質モニタリング調査費	8,923
(4) 自動車排出NOx・PM総量削減対策推進事業費	9,281
(5) 水質常時監視費	40,604
(6) 地下水・土壌保全対策推進費	6,459
(7) 化学物質環境保全対策事業費	2,597
(8) 化学物質水域環境調査事業費	911
(9) ダイオキシン対策推進事業費	10,822
(10) アスベスト環境調査事業費	3,086

自然環境の保全・再生と活用

1. 丹沢大山などの自然環境の
保全・再生と活用

事業名	予算額 (千円)
(1) 自然公園施設整備費	317,302
(2) 丹沢大山保全・再生対策事業費	236,570
(3) 特定鳥獣(シカ・サル)保護管理事業費(再掲)	24,158
(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業費(再掲)	4,000
(5) かながわパークレンジャー等活動推進費	10,460
(6) 環境配慮型山岳公衆トイレ設置等補助金	35,000
(7) ヤマビル被害対策事業費補助(市町村)(再掲)	937

2. 水源環境保全・再生への取組み

一部 新

(1) 水源の森林づくり事業費	2,933,914
(2) 水源林土壌保全対策事業費	244,608
(3) 高齢級間伐促進事業費	5,000
(4) 市町村事業推進費	1,628,298
(5) 相模川水系県外上流域対策費	38,218
(6) 水環境モニタリング調査費	151,551
(7) 県民会議等運営費	47,303
(8) 県民参加森林づくり活動事業費	68,234
(9) 流域環境保全行動推進事業費	2,260

3. 地域の特性を生かした多彩な森林づくり	(1) 造林事業費	85,025
	(2) 治山事業費	868,275
	(3) 保安林改良事業費	129,000
4. 都市のみどりの保全と活用	(1) 古都及び緑地保全事業費	206,464
	(2) 古都緑地等緊急防災対策事業費	43,849
	(3) 小網代の森施設整備費	55,500
	(4) 小網代の森維持管理費	10,766
	(5) 地域制緑地維持管理費	20,137
	(6) 古都緑地維持管理費	155,217
5. 里地里山の保全と活用	(1) 認定協定活動団体支援事業費補助	8,158
	(2) 里地里山保全推進費	1,442
6. 鳥獣被害対策の推進	新 (1) 地域ぐるみ鳥獣被害対策推進費	35,515
	新 (2) 鳥獣被害対策負担軽減支援費	4,105
	新 (3) 鳥獣利活用推進事業費補助	15,000
	(4) 鳥獣被害対策事業費補助 (団体) <市町村分は政策局対応>	1,177
	(5) 鳥獣被害防止特別措置事業費補助 (団体)	50,000
	新 (6) 鳥獣被害防止特別措置事業費	3,501
	(7) 特定鳥獣 (シカ・サル) 保護管理事業費	24,158
	(8) 指定管理鳥獣捕獲等事業費	4,000
	(9) ヤマビル被害対策事業費補助 (市町村)	937
	(10) 特定外来生物対策事業 (生物多様性保全基盤整備事業 推進費の一部)	1,054
7. 生物多様性保全の基盤整備	(1) 生物多様性保全基盤整備事業推進費	5,043
	新 (2) 神奈川県レッドデータブック更新事業費	2,937

農林水産業の活性化

1. 農業の振興

予算額（千円）

	(1) 県産品ブランド推進事業諸費	4,240
	(2) 6次産業化ネットワーク活動支援事業費	15,198
	(3) 花と緑のふれあいセンター特定事業費	259,253
新	(4) フラワーセンター大船植物園改修工事費	555,000
	(5) 農業技術センター試験研究費	74,828
	(6) 産地活性化事業費	235,898
	(7) 農作業受託型企業参入促進事業費	1,680
	(8) 葉膳料理用農産物実証栽培事業費	2,000
	(9) 経営所得安定対策等推進事業費	16,113
	(10) 農薬安全対策事業費	1,439
	(11) 担い手育成資金等利子補給等事業費	13,446
	(12) 農業の担い手育成事業費	2,944
	(13) トップ経営体育成支援事業費	4,000
新	(14) 女性の農業進出促進支援事業費	8,200
新	(15) 就農支援資金	1,500
	(16) 農業人材力強化総合支援事業費	196,777
	(17) 農業経営法人化等支援事業費	3,438
	(18) 環境保全型農業直接支払事業費補助	4,140
	(19) 特殊病害虫緊急防除事業費	719,696
	(20) 農業農村理解促進費	1,067
	(21) 農道整備事業費	1,066,000
	(22) 県営ほ場整備事業費	80,000
	(23) 県営かんがい排水事業費	140,000
	(24) 農村振興総合整備事業費	30,000
	(25) 農村振興総合整備事業費補助	103,250
	(26) 農業用施設防災対策事業費	142,500
	(27) 中高年ホームファーマー事業費	8,078
	(28) オレンジホームファーマー事業費	1,570
	(29) かながわ農業サポーター事業費	5,805
	(30) 農地売買支援事業費補助	4,967
	(31) 農地中間管理機構事業推進費補助	33,862
	(32) 機構集積協力金補助（国庫）	8,084
新	(33) 機構集積協力金補助（単独事業）	5,000

2. 畜産業の振興	新	(1) かながわ畜産物生産拡大推進事業費	5,000
		(2) かながわ酪農活性化対策事業費	6,271
		(3) 畜産バイオマスリサイクル推進事業費	4,971
		(4) かながわ畜産物販売戦略強化事業費	5,239
		(5) 畜産環境機械整備事業費補助	1,022
		(6) 家畜伝染病予防事業費	18,632
		(7) BSE 特別対策事業費	5,618
		(8) 畜産技術センター試験研究費	33,730
		(9) 養豚対策費	18,376
		(10) 地域資源飼料化技術開発事業費	510
	一部	新	(11) 大野山乳牛育成牧場費
3. 林業の振興		(1) かながわ認証木材活用促進事業費補助	1,900
		(2) 県産木材活性化対策費補助	1,500
		(3) 県産木材普及促進事業費	836
		(4) 木造公共施設等整備費補助	61,800
		(5) 未利用間伐材等活用機材整備費補助	4,320
		(6) 間伐材搬出促進事業費	298,026
		(7) かながわ森林塾推進事業費	66,443
		(8) 林道開設事業費	194,021
		(9) 林道改良事業費	648,570
4. 水産業の振興		(1) 漁業管理制度推進事業費	585
		(2) あゆ種苗生産委託事業費	45,344
		(3) 複合的資源管理型漁業推進対策事業費	3,275
		(4) 沿岸水産資源再生技術開発事業費	4,748
	新	(5) 資源管理型栽培漁業推進事業費	1,969
		(6) 消費者ニーズ対応型の魚食普及推進事業費	1,645
	新	(7) 県産魚介類販売促進事業費	1,000
		(8) 漁業就業支援事業費	880
		(9) 水産業経営改善強化促進事業費補助	92,756
		(10) 漁業共済掛金補助金	20,072
		(11) 漁場環境保全活動支援事業費	1,533
		(12) 水産技術センター試験研究費	70,975
		(13) 水産業改良普及活動費	1,150
		(14) 種苗量産技術開発事業費	6,608
	新	(15) 栽培漁業施設整備事業費	7,300
		(16) 水産動物保健対策事業費	722
	新	(17) 漁業取締船建造費	451,000
		(18) 漁港整備事業費	1,768,355

	予算額 (千円)
(1) 農道整備事業費 (再掲)	1,066,000
(2) 農業用施設防災対策事業費 (再掲)	142,500
(3) 治山事業費 (再掲)	868,275
(4) 保安林改良事業費 (再掲)	129,000
(5) 漁港整備事業費 (再掲)	1,768,355
(6) 農地及び農業用施設災害復旧費	18,900
(7) 林業施設災害復旧費	124,500
(8) 水産業施設災害復旧費	140,000

(出典：神奈川県 平成 29 年度環境農政局事業概要)

3. 神奈川県の環境対策の概要

(1) 環境基本計画とは

神奈川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、神奈川県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第 7 条に基づき、長期的な目標や施策の方向等を定めるものである。

(2) 環境基本計画と神奈川県の諸計画等との関係

ア. 総合計画（かながわブランドデザイン）との関係

総合計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示すものであり、環境基本計画は、総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画として、総合計画を補完するものとなっている。

イ. 環境関係の諸計画との関係

環境関係の諸計画は、それぞれの分野の施策を計画的に推進することで環境基本計画を補完し、連携しながら環境の諸問題の解決を図るものである。

ウ. 諸施策との関係

環境基本条例第 8 条では、「県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。」と規定されているため、神奈川県の様々な施策は、環境基本計画の定める方向に沿って環境配慮がなされることになっている。

なお、災害発生時等の緊急時においては、個別事業における業務継続計画や災害発生時初動対応マニュアル等に基づいて対応するが、その際も同様の環境配慮がなされるようにしている。また、放射性物質に関しては、環境中の放射線量などの把

握を行っており、今後も引き続き監視を行うとともに、必要に応じて環境汚染への対応を行っている。

(3) 計画策定の経緯

神奈川県では、1996（平成8）年3月に制定した環境基本条例に基づき、1997（平成9）年3月に初めて環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を実施してきた。その後、2000（平成12）年4月及び2005（平成17）年10月の2度にわたり改定を行ったが、従前の環境基本計画は、2015（平成27）年度で最終年度を迎えた。

神奈川県では、従前の環境基本計画に基づき、生活環境保全対策、自然環境の保全・再生、資源循環の推進、地球温暖化対策、環境意識の形成などに取り組んできたが、いずれの取組も継続していく必要があり、また、新たに取り組むべき課題も生じていたことから、これらの課題に的確に対応し、環境の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、2016年（平成28年）3月に新たな環境基本計画を策定した。

(4) 基本的な考え方

ア. 計画の期間

2016（平成28） ～ 2025（平成37）年度 【10年間】

イ. 基本目標

環境基本条例は、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない」ことを、基本理念の第一に掲げている。

これまでの環境基本計画では、「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標とし、健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全、生物多様性に配慮した自然環境の保全・再生と活用、循環型社会づくり、地球市民社会の循環保全、環境に配慮した県土利用と、環境と共生するまちづくりや実践に結びつく環境意識の形成などに取り組んできた。

神奈川県は、箱根や丹沢などの緑豊かなやまなみや、豊かに流れる相模川・酒匂川、湘南のなぎさをはじめとする相模湾から東京湾などの変化に富む美しい海岸線などの多彩な自然環境を有し、大気や水質の状況も概ね良好である。

一方で、活発な経済活動が行われ、自動車専用道路や鉄道網など利便性の高い交通ネットワークの形成が進むなど、快適な生活を実現するための基盤も整備されている。

このように神奈川県は、快適で利便性の高い生活を送りながら、身近に豊かな自然を感じられ、きれいな空気や水を得ることができる良好な環境に恵まれているものの、さらにこの環境をより良いものにしていくことが大切であると認識された。

環境は、そこに生きるすべての「いのち」の基盤であり、現在の「いのち」は、環境を介して未来の「いのち」とつながっている。

良好な環境は、県民が生きる喜びを実感し、生まれてよかった、長生きしてよかったと思える「いのち輝く環境」であり、将来の世代へと継承していく必要がある。

こうした考えのもと、今後 10 年間の環境基本計画では、環境基本条例の理念の実現を図るため、

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

を基本目標としている。

環境基本計画では、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るため、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めるとともに、資源の循環的利用を推進している。

また、豊かな自然環境を保全し、住みよい環境や快適な生活を実現するため、生物多様性保全の取組や、身近な大気、水などの生活環境を保全する取組を行うとともに、環境に配慮したまちづくりや農林水産業への取組を推進する。

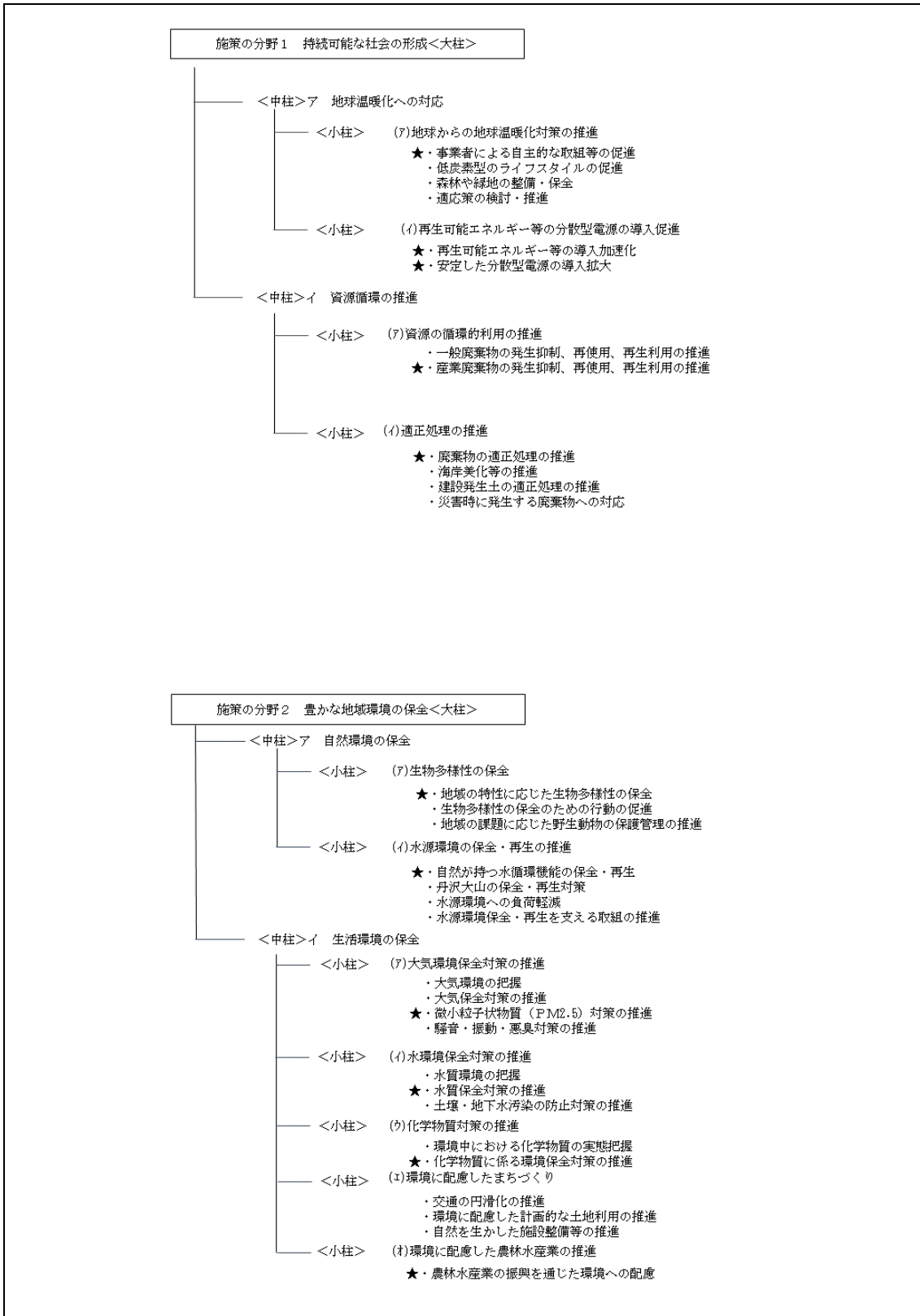
これらの取組に当たっては、本県に根付いてきている環境保全に向けた県民活動や企業の先端技術等の神奈川の「チカラ」を結集している。

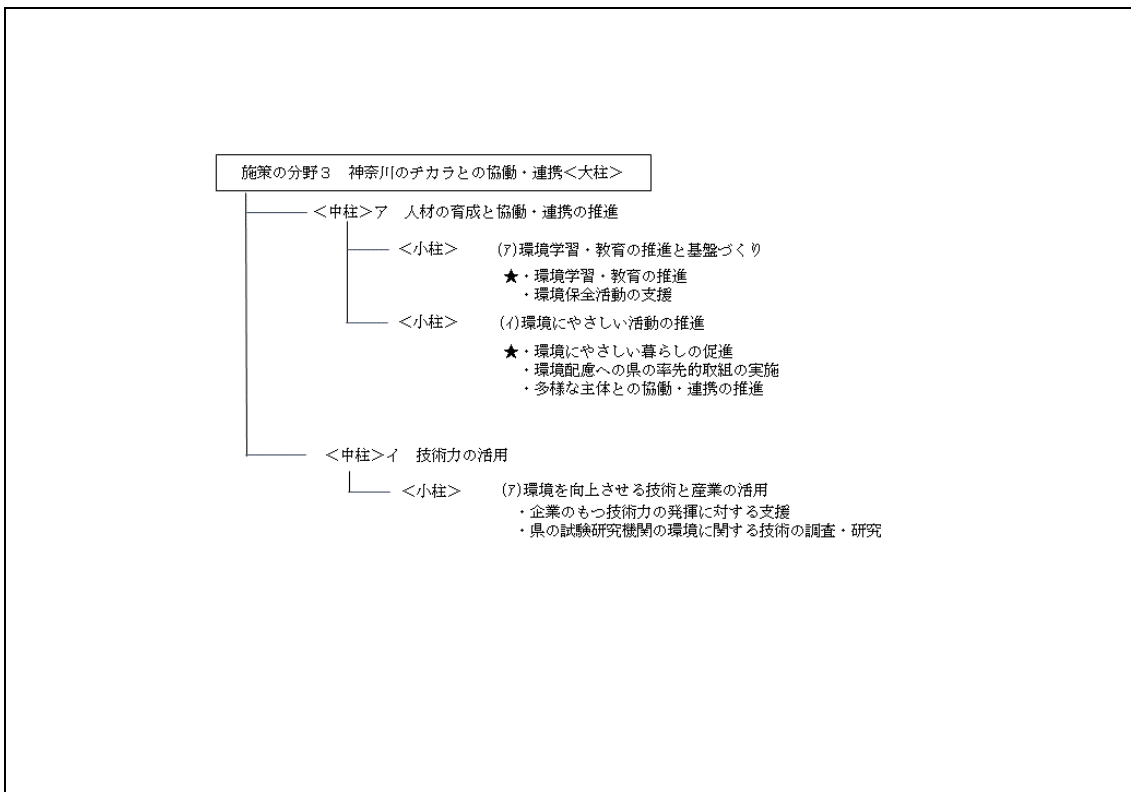
こうした環境の保全と創造により、県民一人ひとりの「いのち」を輝かせる環境を、次世代につなぐことを目指している。

ウ. 施策の基本的な方向

上記基本目標を達成するために、「①持続可能な社会の形成」、「②豊かな地域環境の保全」、「③神奈川のチカラとの協働・連携」という 3 つの施策の分野を選定している。それぞれの施策のより具体的な内容は下記図表のとおりである。なお、「★」は重点施策を指している。

【図表 2-3-1 基本目標達成への具体的な施策】





(出典：環境基本計画)

(5) 計画の着実な推進のための取組

ア. 進行管理

神奈川県は、重点施策の目標の達成状況と他の施策の実績及び環境指標を毎年度把握し、庁内の関係部局で構成する神奈川県環境基本計画推進会議において、施策の進捗状況を評価している。さらに、学識経験者や県議会議員等を構成員とする神奈川県環境審議会（以下「環境審議会」という。）では、その評価結果を検証している。

環境審議会での検証を受けた施策の進捗状況及びその評価結果は、ホームページで公表している。

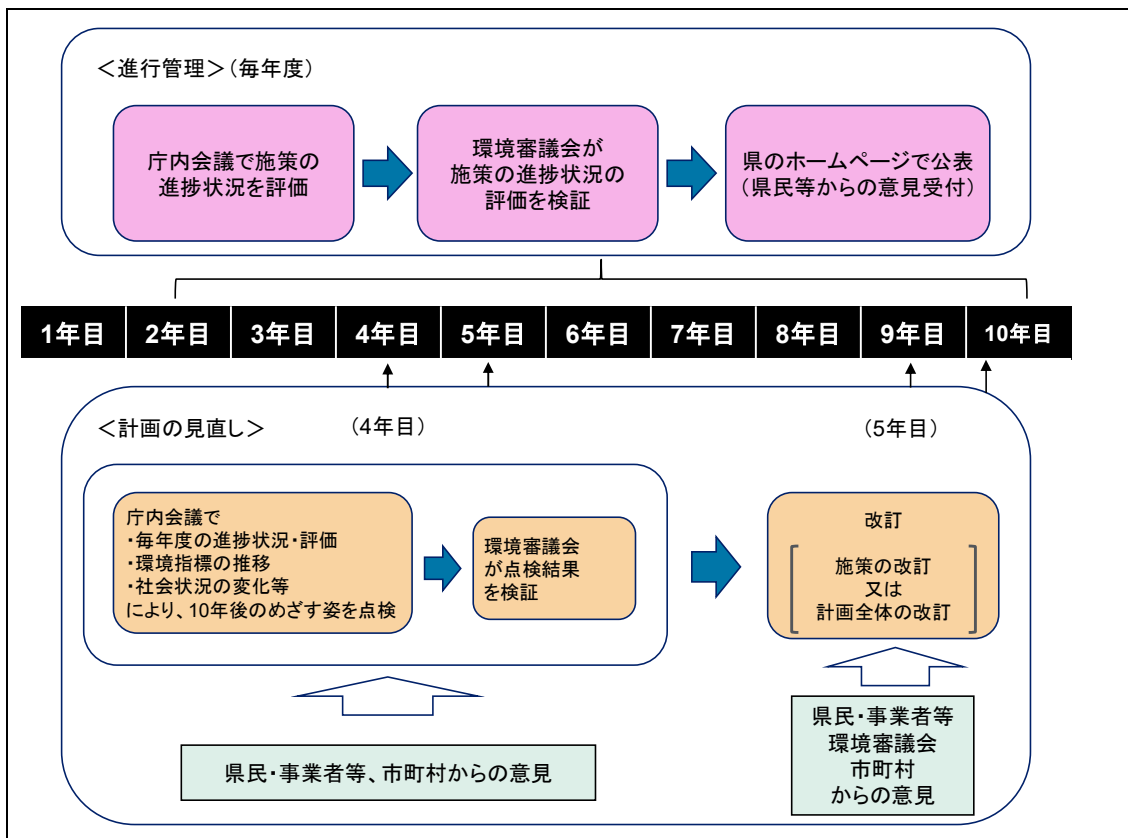
イ. 計画の見直し

環境基本条例において、知事は環境基本計画を策定・変更するに当たっては、環境審議会及び市町村の長の意見を聴くこととされており、5年間の施策の実施期間の最終年次には、毎年度の進捗状況及びその評価、環境指標の推移並びに県民意識調査などをもとに、環境審議会及び市町村の長からの意見を踏まえて施策を見直すこととしている。

また、計画全体についても、社会状況の変化等を考慮の上、必要な見直しを行い、その際には、同じく環境基本条例において、県民等からの意見を聴くための必要な

措置を講ずるものとしていることから、県民意見募集（パブリックコメント）を実施し、県民意見を反映する。

【図表 2-3-2 進行管理と計画見直しの関係】



(出典：環境基本計画)

4. 水源環境保全税

(1) 水源環境保全税とは

水源環境の整備については、従来、神奈川県と市町村が連携した森林保全・水質保全や、水道事業者によるダム等の水源施設の維持管理を行ってきた。しかし、これらの取組だけでは水源林の公益的機能（水源かん養、土砂流出防止）の低下を止めることはできず、水源環境問題の抜本的な解決には繋がらないため、さらなる取組の実施が求められた。それらの課題解決のための安定的な財源を確保するために、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）が平成 19 年度に導入された。なお、環境に関連する超過課税は 37 府県 1 市で導入されている。新たに県民に負担していただく税金であるため、使途を明確にするために特別会計内に【神奈川県水源環境保全・再生基金】（以下「基金」という。）を設置している。徴収して使われなかった税金は、基金に繰り越されていき、次年度以降の事業費に割り当てられる。なお、当基金は寄附も募っており、過去実績は下記図表のとおりである。

【図表 2-4-1 基金への寄附実績】

期間	件数	金額（単位：円）
平成 30 年度 9 月まで	16	1,524,484
平成 29 年度	46	987,253
平成 28 年度	50	2,071,748
平成 27 年度	25	1,247,205
平成 26 年度	30	201,232
平成 25 年度	3	202,000
平成 24 年度	10	114,408
平成 23 年度以前	55	4,426,443

（出典：神奈川県ホームページ神奈川県水源環境保全・再生基金への寄附のお願い
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23531.html>）

(2) 水源環境保全税の税率、および充当先

現在、第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画（平成 29 年～33 年度）における特別対策事業を行うための財源を確保するため、下表のとおり個人県民税の超過課税を行っている。

【図表 2-4-2 個人県民税の税率】

区分	標準税率	上乗せ率	超過税率
均等割	1,500 円	300 円	1,800 円
所得割	4.00% (2.00%)	0.025%	4.025% (2.025%)

※ () 内は、政令市に住所を有する方に適用される税率

(出典：神奈川県 HP 水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税の概要

<http://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b001/002.html>)

上乗せ率の部分が水源環境保全税であり、個人の所得にもよるが、平均して納税者一人当たり約 890 円の追加負担をしていることとなる。1 年間当たりの総合計金額は約 40 億円であり、この財源をもとに以下の 11 の特別対策事業に取り組んでいる。

- ① 水源の森林づくり事業の推進¹
- ② 丹沢大山の保全・再生対策
- ③ 土壌保全対策の推進²
- ④ 間伐材の搬出促進
- ⑤ 地域水源林整備の支援
- ⑥ 河川・水路における自然浄化対策の推進
- ⑦ 地下水保全対策の推進
- ⑧ 生活排水処理施設の整備促進³
- ⑨ 相模川水系上流域対策の推進
- ⑩ 水環境モニタリングの実施
- ⑪ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

(出典：第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画を元に作成)

なお、水源環境保全・再生事業には多大な年数を要することから、水源環境保全

¹ 第 2 期計画まで【溪畔林整備事業】を独立した事業として取り扱っていたが、モデル林を検証して整備手法を確立したため、独立した事業とせず、同事業で得られた手法を①【水源の森林づくり事業の推進】などにおいて展開することとした。

² 第 3 期計画より設けた事業

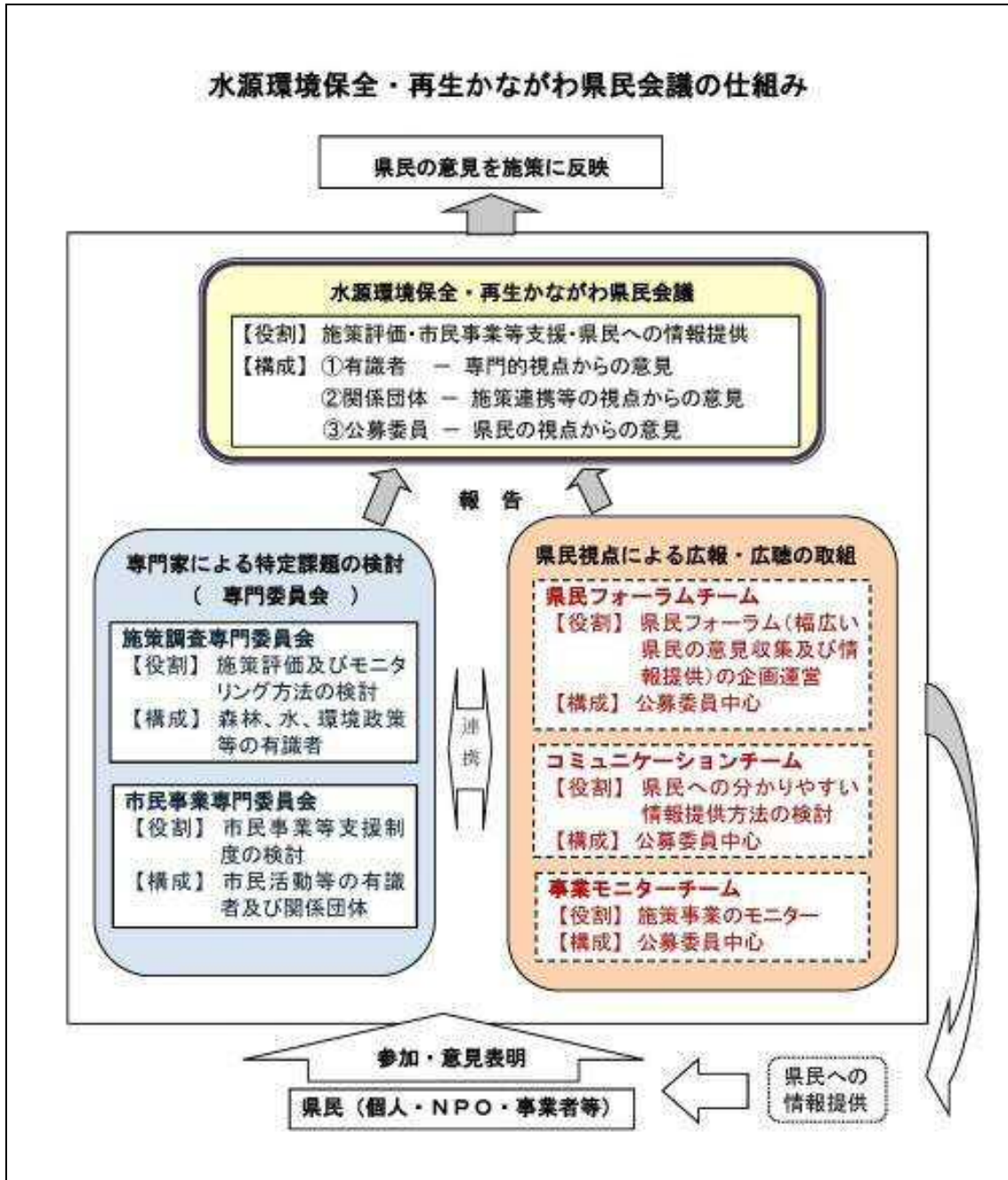
³ 第 2 期計画までは、【県内ダム集水域における公共下水道の整備促進】と【県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進】に分かれていたが、一体となつて取り組むべきであるため、統合した。

税は第1期5か年計画（平成19年度～平成23年度）、及び第2期5か年計画（平成24～28年度）においても継続して徴収が行われてきた。また、この間、個人県民税の標準税率は変更もあったが、上乗せ率（水源環境保全税部分）については変更されていない。

（3）モニタリング

さらに、これらの特別対策事業を運営するにあたり、広く県民の意見を反映しながら進めていく仕組みとして、平成19年度から①有識者、②関係団体、③公募委員で構成する水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）が設置されており、年4回程度開催されている。また、県民会議の下部組織として有識者を中心とした2つの専門委員会と公募委員を中心とした3つのチームが存在している。県民会議は、点検結果報告書の作成や、県民フォーラムの開催、広報用リーフレットの作成など、活発に活動している。当組織の仕組みは下記図表のとおりである。

【図表 2-4-3 県民会議の仕組み】



(出典：神奈川県ホームページ水源環境保全・再生かながわ県民会議
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p1188158.html>)

第3 監査の結果及び意見

1. 総務室

(1) 概要

総務室は、主に「環境農政局所管行政の企画・調整」「土木工事の検査」「協同組合の検査指導」等の業務を所管している部署である。

(2) 結果及び意見

(意見事項1) 森林組合の検査について

【現状及び課題】

環境農政局総務室では、森林組合の検査を行っている。この検査は、森林組合法第111条第4項で定められているものであり、森林組合法では次のように記載されている。

行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。

(出典：森林組合法)

現状、すべての組合について毎年検査は行っておらず、二年間ですべての組合の検査を行っている。

【意見】

森林組合法では毎年1回を常例として検査を行うこととされているため、毎年検査を行うことが望ましい。

なお、現状、検査対象のすべての組合に対して実地検査を行っているが、検査は必ずしも実地に赴いて行う必要はないものと思われる。書面検査も組み合わせることにより、毎年、すべての組合を検査対象とすることが可能と考える。例えば、すべての組合を対象に書面検査を行い、その上で問題のありそうな組合について実地検査を行うなど、リスクを加味した検査のやり方を取り入れるなどの工夫が望まれる。

2. 環境部 環境計画課

(1) 概要

環境計画課は、主に「環境基本計画の推進」「環境影響評価法や条例の施行」等の業務を所管している部署である。それぞれの業務の概要は以下のとおりである。

「環境基本計画の推進」に関する業務は、環境基本計画に基づき、毎年度施策の進捗状況点検を行っている。また、進捗状況について、県による自己評価と環境審議会の検証を受けた結果を、「神奈川県環境基本計画進捗状況点検報告書」として取りまとめている。

環境基本計画には、神奈川県の地球温暖化対策として、中小規模事業者省エネルギー対策支援があり、中小規模事業者省エネルギー対策支援には、省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）や省エネルギー対策フォローアップ相談体制構築事業がある。

その他に、環境指標（県の環境の状況を経年的に把握できるデータ）の公表等がある。環境指標は、施策の実施期間の最終年次に、計画の実行により、県の環境が「10年後のめざす姿等」に、どれだけ近づいたかを計る目安として用いるとともに、毎年度の施策の進捗状況を評価する際の参考データとしても用いられる指標である。

これらの業務について、包括外部監査の対象とした事業費は以下のとおりである。

なお、表中の当初予算の金額は、「平成 29 年度環境農政局事業概要」に記載された数値に基づいている（以下同じ）。

事業名	平成 29 年度 当初予算 (単位：千円)	指摘/意見
地球温暖化対策の推進		
2 省エネルギー対策の推進		
中小規模事業者省エネルギーサポート事業費	16,348	意見
3 環境分野における広域連携・国際交流の推進		
(公財) 地球環境戦略研究機関補助金	86,455	意見

(2) 事業概要

ア. 中小規模事業者省エネルギーサポート事業費

(単位：千円)

細々事業名	中小規模事業者省エネルギーサポート事業費		
事業目的	県内の中小規模事業所及び中小テナントビルの省エネルギー診断等の実施により、中小規模事業者の省エネルギー対策への取組の支援及び地球温暖化対策の取組を推進する。		
事業概要	<p>① 中小規模事業所省エネ診断</p> <p>エネルギー管理士等の省エネに関する専門家が事業所を直接訪問し、電気やガスなどの使用状況、設備の運転状況などをプロの目で診断し、事業所の状況に応じた省エネ対策を提案する。</p> <p>② 中小テナントビル省エネ診断</p> <p>オーナーと複数の関係者がいる中小テナントビルでは、オーナーが管理するビルの共用部分及びテナントが使用するビルの専用部分を一まとめにして省エネ診断を実施し、中小テナントビルの省エネ対策への取組を支援する。</p> <p>※ 平成30年度より一まとめ丸ごとの省エネ診断ではなく、共用部分のみの診断等も可能とするなど改善を図っている。</p> <p>③ 省エネルギー相談会</p> <p>省エネルギーに関する専門家である相談員が中小規模事業者の省エネ対策に関する悩みに対応する機会を提供する。</p> <p>※当相談会については、相談の多くが県の省エネ支援策への照会であったことから、省エネ診断の周知に重点を置き、平成30年度より相談会を廃止することとした。</p>		
条例・要綱等	神奈川県地球温暖化対策推進条例第13条		
県単事業 /補助事業	県事業	主な財源	一般財源
	平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算	平成29年度決算
	16,348	8,913	7,724

事業概要は神奈川県環境農政局提出資料を元に記載している（以下同じ）。

イ. (公財) 地球環境戦略研究機関補助金事業

(単位：千円)

細々事業名	(公財) 地球環境戦略研究機関補助金
事業目的	持続可能な開発を地球規模で実現していくために必要な政策的・実践的な研究を行う(公財)地球環境戦略研究機関に対して、誘

	致自治体として運営費を助成する。		
事業概要	地球環境戦略研究機関の運営費（管理業務費及び光熱水費）を補助する。		
条例・要綱等	—		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
	平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算	平成 29 年度決算
	86,455	86,455	86,455

（３）結果及び意見

（意見事項 2）省エネ診断に関する新たな広報活動の推進について

【現状及び課題】

中小規模事業者省エネルギーサポート事業において省エネ診断を委託実施しているが、特に中小テナントビルの省エネ診断の希望者が少ないことから、省エネ診断予算に対し決算が少なくなっている。希望者が少ない一つの理由は、広報活動が不十分であることが考えられる。

過去 5 か年度の予算・決算推移は以下のとおりとなっている。

【図表 3-2-1 省エネ診断（委託実施）の予算・決算推移】

年度	予算（＝目標）		決算（＝実績）	
	予算額（円）	件数	決算額（円）	件数
平成 25 年度	8,400,000	本 格：40	6,614,160	本 格：50
		簡 易：60		簡 易：32
平成 26 年度	7,440,000	本 格：35	5,590,296	本 格：19
		簡 易：50		簡 易：53
平成 27 年度	7,440,000	本 格：35	6,186,850	本 格：49
		簡 易：50		簡 易：13
平成 28 年度	17,930,000	事業所：35	7,225,652	事業所：25
		ビ ル：10		ビ ル：4
平成 29 年度	15,352,000	事業所：35	7,566,125	事業所：36
		ビ ル：8		ビ ル：3

（出典：神奈川県環境計画課提出資料）

現在、省エネ診断の広報活動として、パンフレットの配布や対象となる事業者に対する電話を実施している。しかし、現在の広報活動では、必ずしも対象となる事業者に対する周知活動が十分であるとは思えない。

【意見】

省エネ診断に関する広報活動では、パンフレットの配布及び電話による対応のみでなく、神奈川県ホームページや SNS 等を利用することで、情報を適時発信することが出来るよう検討されることが望ましい。

(意見事項 3) 省エネ診断に係る事業効果の検証、事業評価への反映について

【現状及び課題】

省エネ診断について、現状は、省エネ診断を受診した全ての事業者に対してアンケートが実施されている。その後、省エネ診断のすすめ（パンフレット）等でアンケート結果についての情報が公開されている。しかし、現状のアンケートでは、省エネ診断の効果や提案の実施状況等に関して選択式で実施されており、省エネ診断で算出された具体的なコスト削減金額までは回答を求めている。したがって、具体的なコスト削減金額による省エネ診断の費用対効果の検証ができない状況になっている。

【意見】

省エネ診断を受診した事業者に対するアンケートにおいては、具体的なコスト削減金額についても回答を求め、事業評価の検証に反映させることが望まれる。

また、アンケート等において把握したコスト削減金額を利用して、省エネ診断の効果を事業者に対してより具体的にパンフレット等で記載することも可能となる。これにより、省エネ診断を受診を希望する事業者が増加することも考えられ、広報活動にも効果があると思われる。今後は、省エネ診断で算出された具体的なコスト削減金額を把握し、事業評価および広報活動に利用するよう検討することが望ましい。

ア. 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（以下 IGES という）に対する補助金等について

（ア） IGES の概要

IGES は「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（戦略研究）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具体化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とし、1998年3月に、日本政府のイニシアティブと神奈川県の支援により設立された。（IGES のホームページより）

法人に対する出資は全額（50,000千円）神奈川県が負担しており、IGES は神奈川県の財政援助団体である。

(イ) 神奈川県への支援

IGES に対する県の支援は次のとおりである。

① 設立当初の考え方

県は、「地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力の推進」(環境基本条例)を図る観点から、IGES を誘致し、誘致自治体の責務として以下の支援を行うこととした。

- ・ 人的支援 (県職員の派遣)
- ・ 事業費補助 (IGES 総事業費の 1 割補助)
- ・ 研究施設提供 (賃料等の全額負担)

② 平成 24 年度から 26 年度

県職員の派遣については、平成 26 年度をもって廃止した。

また、施設管理経費を含む運営費補助は継続するが、事業費補助は段階的に削減のうえ、平成 26 年度をもって廃止した。

研究施設賃料負担は継続することとした。

③ 平成 27 年度から 29 年度

神奈川県が誘致した経緯を踏まえ、環境庁(当時)と神奈川県が合意した誘致自治体としての最低限の責務(施設管理経費を含む運営費補助および施設賃料等の全額負担)を果たしてゆくこととした。

(意見事項 4) IGES の施設賃借料の免除について

【現状及び課題】

現在 IGES は、湘南国際村にある神奈川県の施設を使用して業務を行っているが、この建物は平成 14 年に IGES のために神奈川県が建設したものである。具体的には、神奈川県が県の住宅供給公社に建物の建設を依頼し、その際住宅供給公社が負担した資金を、30 年間、毎年賃借料として供給公社に支払っている。神奈川県はこの建物を IGES に無償で貸与している。

平成 8 年 9 月に神奈川県が作成した IGES 誘致計画によると、IGES の本県立地にあたっての対応について次のように記載されている。

<p>・ 第 3 章</p> <p>1. IGES 等の入居施設</p> <p>1. フロアーの確保 湘南国際村センター内に約 500 平米のフロアーを提供することが可能です</p> <p>2. 単独建物の整備 単独の建物が必要であれば、延べ床面積 1 万平米を充足するだけの用地を提供することが可能です。</p>

なお、建物の整備についてはできるだけの協力を行います。

(出典：地球環境戦略機関誘致計画)

これに対し、現在、神奈川県では、湘南国際村において延べ床面積 7,408 平米の建物を IGES 単独で使用するために建設し、無償で賃貸している。

このように IGES の本県立地にあたっての対応については、当初の誘致計画と比較すると、支援の内容が一部変更になっているものと思われる。

これに対して、所管課である環境計画課からは、誘致にあたって環境省とも相談した結果このような支援になったとの説明を受けたが、支援の内容、支援に至った経緯、理由などを記載した文書が残されていない。

【意見】

施設賃借料の支援は毎年約 2 億円がすでに平成 14 年度から 16 年間行われており、この間の支援総額は約 33 億円になる。さらにこれから平成 44 年まで約 38 億円の支援が予定されており、神奈川県にとっては重要な金額となっている。

IGES の使用している施設に対する支援については、予算上は賃貸料として処理しているものの、IGES に対する補助の性格を有すると考えられる。

さらには、当初の誘致計画と実際の支援内容が変わっていることを踏まえれば、IGES を支援する理由、支援する内容、金額の考え方を明確に整理した文書を作成しておくことが望まれる。

(意見事項 5) IGES に補助金を交付する趣旨等の明確化について

【現状および課題】

設立当初は IGES の施設管理経費に対する補助及び事業費補助 (IGES の総事業費の 1 割) を行っていたが、事業費補助については平成 24 年度から段階的に削減し、平成 27 年度にはゼロになっている。しかし、施設管理経費である管理業務費・光熱水費については補助を続けており、平成 24 年度から 86,455 千円を補助金として継続して支援している。

IGES に対する補助を行う趣旨については、予算策定資料において、神奈川県が誘致した経緯を踏まえ、環境庁 (当時) と神奈川県が合意した誘致自治体の責務を果たしてゆくと記載されているだけである。

補助を行うについて補助金交付要綱が作成されておらず、補助を行う趣旨、補助額等について、明確に記載された文書が作成されていない。

【意見】

IGES に対する補助金については、今後も交付を継続することが予定されている。補助金交付要綱を作成し、補助を行う趣旨、補助額等について明確にしておくこと

が望まれる。

(意見事項 6) IGES への補助金の見直しについて

【現状及び課題】

IGES に対する管理業務費および光熱水費を対象とした補助金については、平成 24 年度から固定され、毎年 86,455 千円を交付している。平成 25 年度からの IGES の補助対象経費実績額及び補助金交付額は次のとおりである。

【図表 3-2-2 IGES の補助対象経費実績額及び補助金交付額】

年度	補助対象経費	補助金
平成 25 年度	94,437 千円	86,455 千円
平成 26 年度	92,197 千円	86,455 千円
平成 27 年度	90,986 千円	86,455 千円
平成 28 年度	88,713 千円	86,455 千円
平成 29 年度	86,655 千円	86,455 千円

(出典：神奈川県環境計画課提出資料)

IGES の補助対象経費については、毎年変動している。特に平成 29 年度は IGES における補助対象経費と補助金がほぼ同等の金額になっている。

【意見】

IGES における補助対象経費である管理業務費および光熱水費は毎年変動しているが、補助金の額は平成 24 年度から固定されており、見直しが行われていない。補助金額の適切性については毎年見直しを行うことが望まれる。

(意見事項 7) IGES への補助対象経費のチェックについて

【現状及び課題】

神奈川県では IGES から毎年補助金実績報告書入手し、補助金交付額が補助対象経費の金額を超えていないことを確認している。しかしながら、補助対象経費の裏付けとなる証拠資料を入手してチェックが行われていなかったため、平成 29 年度の補助金実績報告書の誤りにつきこれが見落とされていた。金額的には、補助金実績報告書の経費が 130 千円過大に計上されていた。

【意見】

上記の金額を修正しても補助対象経費は補助金の金額を超えるため、補助金の修正を行う必要はないが、今後は、補助対象経費について、裏付けとなる資料も入手したうえで適切にチェックしておくことが望まれる。

(意見事項 8) IGES の神奈川県への貢献について

【現状及び課題】

IGES の神奈川県への貢献については、現状においても地域貢献等一定の貢献が行われているものと判断されるが、神奈川県が環境の施策を進めるうえで IGES の有する政策研究実績等を活用して共同した取り組みを行うことなどについては必ずしも十分に行われていない。

【意見】

今後、神奈川県では IGES の有している知見、ネットワーク等を十分に活用して県の施策を進めていかれるよう検討されたい。

(意見事項 9) IGES の施設管理について

【現状及び課題】

前に記載したとおり、IGES は、神奈川県が IGES を誘致する際に IGES のために湘南国際村に建設した施設を無償で利用して事業を行っている。すなわち、IGES が利用している湘南国際村の施設は神奈川県の施設である。しかしながら、神奈川県では、施設の要修繕箇所等について IGES から報告を受けているが、会議室など施設の利用状況については定期的に報告を受けておらず、また、定期的な視察などを行っていない。

【意見】

IGES は約 7,400 平米の建物を単独で利用しており、この施設がどのように利用されているかを把握しておくことは、神奈川県にとっても重要である。施設の利用状況については、執務室、会議室等の利用状況だけでなく、建物内にある主に職員用の宿泊施設についてもその稼働率も把握しておくことが望ましい。今後は、修繕箇所等施設のハード面だけでなく、施設の利用状況についても IGES から定期的に報告を受け、また県においても定期的に施設の利用状況等を視察することが望まれる。

3. 環境部 大気水質課

(1) 概要

大気水質課は、主に「大気環境保全対策」「自動車交通環境対策」「水質保全対策」「化学物質対策」等の業務を所管している部署である。それぞれの業務の概要は以下のとおりである。

「大気環境保全対策」に関する業務には、現在の大気環境測定の状態や、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）に基づく大気環境に関する規制、騒音・振動・悪臭に関する規制、アスベスト対策、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による規制がある。大気汚染防止法や県条例に基づく大気環境に関する規制として、窒素酸化物、ばいじん、VOC等の排出規制を実施している。

「自動車交通環境対策」に関する業務には、ディーゼル車規制等がある。これは県条例に基づくものである。その他、自動車排出NOx・PM総量削減計画の進行管理、自動車（軽自動車・二輪車・特殊自動車は対象外）を30台以上使用している事業者から提出される自動車使用管理計画・実績報告書の取りまとめ、自動車利用場面でのVOC排出抑制対策としてのガソリンペーパー対策等を行っている。

「水質保全対策」に関する業務には、水質汚濁防止法や県条例に基づく排水規制、水質モニタリング、水質事故対応や地盤沈下に関する業務がある。

「化学物質対策」に関する業務には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律や県条例に基づく化学物質の排出量等データの集計及び結果の公表、パンフレットの作成等がある。人の健康や生態系に支障を及ぼすおそれのある化学物質について、事業者の自主管理の促進を図るとともに、県民、事業者の理解が深まるよう、化学物質に関する様々な情報提供を行っている。

これらの業務について、包括外部監査の対象とした事業費は以下のとおりである。

事業名	平成29年度 当初予算 (単位：千円)	指摘/意見
生活環境の保全		
1 生活環境の保全		
大気汚染監視用機器更新費	31,728	
水質常時監視費	40,604	
ダイオキシン対策推進事業費	10,822	

(2) 事業概要

ア. 大気汚染監視用機器更新費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
大気汚染監視用機器整備費 (国庫対象)	9,306	9,306	8,571
大気汚染監視用機器整備費 (県単)	5,530	5,530	5,530
大気汚染監視用機器更新費 (県単)	16,892	15,012	15,012

細々事業名	大気汚染監視用機器整備費 (国庫対象) 大気汚染監視用機器整備費 (県単)		
事業目的	県内の大気汚染の状況を監視し、環境基準の適合状況を把握及び今後の環境対策の企画立案の基礎資料を得る。		
事業概要	(国庫対象) 大気汚染の状況を常時監視するため、測定用機器等の整備を行う。 (県単) 大気汚染の状況を常時監視するため、測定用機器の賃借を行う。		
条例・要綱等	大気汚染防止法、環境基本法		
県単事業 /補助事業	(国庫対象) 補助事業 (県単) 県単事業	主な財源	(国庫対象) 国庫補助金 (石油貯蔵施設立地対策等交付金) (県単) 一般財源

細々事業名	大気汚染監視用機器更新費 (県単)		
事業目的	県内の大気汚染の状況を監視し、環境基準の適合状況を把握及び今後の環境対策の企画立案の基礎資料を得る。		
事業概要	大気汚染の常時監視を行うため、計画的に測定用機器等の更新を行う。		
条例・要綱等	大気汚染防止法、環境基本法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

イ. 水質常時監視費

(単位：千円)

細々事業名	水質測定計画等調査費		
事業目的	公共用水域及び地下水における水質汚濁の状況を適正に常時監視するとともに、水質汚濁防止法上の総量削減対象地域である東京湾について発生負荷量調査を行う。		
事業概要	公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づく水質調査を行う。東京湾における総量削減計画の達成状況及び進捗状況を把握するため、総量削減計画の対象となる指定地域における発生負荷量について調査を行う。		
条例・要綱等	水質汚濁防止法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算	平成 29 年度決算	
40,604	39,117	38,953	

ウ. ダイオキシン対策推進事業費

(単位：千円)

細々事業名	ダイオキシン対策推進事業費		
事業目的	ダイオキシン類の調査を総合的に実施することで、汚染状況を把握し、環境汚染や健康影響の未然防止を図る。		
事業概要	大気、水質・底質、土壌及び地下水のダイオキシン類の常時監視等を行う。		
条例・要綱等	ダイオキシン類対策特別措置法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算	平成 29 年度決算	
10,822	9,882	9,882	

(3) 結果及び意見

特段なし

4. 環境部 資源循環推進課

(1) 概要

資源循環推進課は、主に「資源循環の推進」「一般廃棄物・産業廃棄物・不法投棄対策」「環境美化の推進」「産業廃棄物最終処分場（かながわ環境整備センター）の運営」等の業務を所管している部署である。それぞれの業務の概要は以下のとおりである。

「不法投棄対策」に関する業務には、県と市町村との合同パトロール、委託事業者による夜間パトロール、監視カメラによる監視の実施等がある。

また、産業廃棄物への取組として、神奈川県では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）に基づき、平成 18 年 4 月から 39 年 3 月まで（PCB 特別措置法第 14 条の規定に基づき PCB 特別措置法施行令第 7 条で定める期間）を計画期間とする神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定している。

「かながわ環境整備センター」は、困難性を増している処分場の確保を推進するため、県内に公共関与による産業廃棄物最終処分場として建設された。安全性のモデルとして民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図っている。また、施設建設は最新の技術を採用し、施設の安全性はもとより、防災対策等にも万全を期して地域の方々が安心できるものとしたほか、搬入から埋立までの適正な管理運営の基準づくりを通じて、処分場の普及啓発や業界指導など今後の民間施設の水準の向上に活かすことを目的としている。

これらの業務について、包括外部監査の対象とした事業費は以下のとおりである。

事業名	平成 29 年度 当初予算 (単位：千円)	指摘/意見
循環型社会づくり		
1 循環型社会づくり		
廃棄物不法投棄対策推進費	10,474	意見
産業廃棄物最終処分費場	488,396	意見
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費	172,405	意見

(2) 事業概要

ア. 廃棄物不法投棄対策推進費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
不法投棄対策等推進費	9,024	9,024	6,909
不法投棄未然防止対策監視車 両更新費	1,185	1,185	1,144
不法投棄未然防止対策監視車 両借上事業費	265	265	264

細々事業名	不法投棄対策等推進費		
事業目的	監視パトロールなど不法投棄の未然防止を図るとともに、市町村等による撤去が困難な不法投棄廃棄物を県が撤去し、県土の環境保全を図る。		
事業概要	不法投棄箇所のパトロール及び監視カメラによる継続的な監視により、廃棄物不法投棄の未然防止対策を推進する。 また、不法投棄行為者が不明で、市町村等による迅速な原状回復が望めない場合において、当該廃棄物を放置することが生活環境保全上支障となるときは、県が原状回復を行う。		
条例・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

細々事業名	不法投棄未然防止対策監視車両更新費		
事業目的	経年劣化により、業務に支障をきたしている不法投棄未然防止監視車両を更新する		
事業概要	地域県政総合センターに配備している車両のうち、業務に著しく支障が出ているものについて更新する。		
条例・要綱等	—		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

細々事業名	不法投棄未然防止対策監視車両借上事業費		
事業目的	県央地域の不法投棄未然防止対策のため、車両を借上げる。		
事業概要	県央地域県政総合センターにおいて不法投棄未然防止対策のため、監視車両をリース方式により活用する。		
条例・要綱等	—		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

イ. 産業廃棄物最終処分場費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
産業廃棄物最終処分場埋立等 事業費	339,594	336,244	333,194
産業廃棄物最終処分場維持管 理費	147,921	147,616	146,123
産業廃棄物最終処分場車両更 新費	881	881	835

細々事業名	産業廃棄物最終処分場埋立等事業費		
事業目的	産業廃棄物最終処分場に受入れる廃棄物の埋立等業務を行う。		
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 埋立等作業 管理型処分場としての機能確保及び廃棄物の早期安定化を 図るための廃棄物埋立工事の実施 2. 分析用機器リース 搬入される管理型廃棄物の分析作業及び受入契約時の性状 試験のための分析用機器のリース 3. 水処理等施設改良工事 処理能力の強化と処理の最適化を図るための改良工事の実 施 		
条例・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	環境債

細々事業名	産業廃棄物最終処分場維持管理費		
事業目的	公共関与により建設した産業廃棄物最終処分場の運営に係る浸出水処理施設、搬入施設及び管理施設の維持管理を行う。		
事業概要	同上		
条例・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	産業廃棄物最終処分場処理手数料

細々事業名	産業廃棄物最終処分場車両更新費		
事業目的	産業廃棄物最終処分場の管理用車両を更新する。		
事業概要	同上		
条例・要綱等			
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

ウ. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金負担金	46,826	46,826	46,826
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等適正処理推進事業費	893	893	16,620
県有 PCB 廃棄物等処理費	124,686	104,063	83,414

※29年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等適正処理推進事業費の決算額には、一部県有 PCB 廃棄物等処理費を含んでいる。

細々事業名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金負担金
事業目的	PCB 廃棄物処理に係る中小企業等の負担を軽減し、円滑に処理を推進するため、全国的な中小企業支援スキームに参画することとし、基金に応分の負担を行う。
事業概要	<p>1. 基金の造成</p> <p>中小企業の保管する PCB 廃棄物の加速化を図りつつ、処理の状況や基金の造成状況等も勘案し、年間造成額の平準化を図ることとし、国 7 億円及び 47 都道府県合計 7 億円ずつを拠出し、国及び都道府県で累計 560 億円を造成する。</p>

	2. 中小企業への支援 高濃度 PCB 廃棄物処理費用の 70% 又は 95% を助成		
条例・要綱等	独立行政法人環境再生保全機構法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

細々事業名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等適正処理推進事業費		
事業目的	PCB 廃棄物の適正処理を推進するため、管内における PCB 廃棄物の届出を行っていない者及び PCB 製品の使用者を掘り起こす調査を実施し、法定の処理期限（H39.3）内での処理を終了させるための未処理事業者の一覧表を作成する。		
事業概要	平成 27 から 28 年度の環境省の掘り起こし調査マニュアルに基づき、環境省から送付のあった自家用電気工作物設置者に対して、郵送によるアンケート調査を行い、その結果を踏まえて電話・訪問等により、PCB 廃棄物保管者の掘り起こし調査を行う。		
条例・要綱等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

細々事業名	県有 PCB 廃棄物等処理費		
事業目的	県機関が保管する PCB 廃棄物等の処理及び処理に必要な調査等を行う。		
事業概要	県が保管する PCB 廃棄物等の早期処理を実現するため、PCB 廃棄物等を処理施設に運搬して処理するとともに、必要な濃度分析調査等を行う。		
条例・要綱等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

(3) 結果及び意見

(意見事項 10) 未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査について

【現状及び課題】

神奈川県では、環境省から「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査について（平成 26 年 9 月 2 日付環廃産発第 1409021 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で通知された「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」（以下「国マニュアル」という。）に基づき、PCB 廃棄物・PCB 使用製品の保有に関する掘り起こし調査実施要領（以下「調査実施要領」という。）を作成している。

また、国マニュアルは、第 1 版（平成 26 年 8 月）作成後、4 回改訂されている。現在は第 5 版（平成 30 年 8 月作成）が最新版であり、第 4 版では、PCB 使用安定器の掘り起こし調査の作業手順が見直されている。一方、国マニュアルに対応するように神奈川県で作成されている調査実施要領は、平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日）が最新版であり、国マニュアル第 4 版以降に対応できていない。

国マニュアル第 4 版では、下記の記載がある。

都道府県市におかれては、本マニュアルを参考にしつつ、地域の実情を踏まえた創意工夫を行った上で、具体的な目標期日を定め、進捗状況を把握しつつ、効果的・効率的な掘り起こし調査を実施し、完了することにより、処分期間及び計画的処理完了期限内での PCB 廃棄物の 1 日も早い処理完了を達成するため、必要な指導等を実施していただきたい。

（出典：PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 4 版））

一方、調査実施要領においては、下記の記載がある。

フォローアップ調査の進捗状況を見て、今後、目標期日や最終通知の手法等を検討する。

（出典：調査実施要領）

現状、神奈川県庁内では、平成 32 年度を目標期日として意思統一されているが、計画や実施要領等に目標期日は記載されていない。

【意見】

神奈川県が設定した具体的な目標期日は、神奈川県内の PCB 保有事業者にとっては重要な期日である。そのため、神奈川県は掘り起こし調査に関する具体的な目標期日を実施要領等で定め、第三者に公表することが望ましい。目標期日が記載されていない原因は、神奈川県の調査実施要領が国マニュアルの改訂に対応できていないためである。国マニュアルが改訂された場合、神奈川県の調査実施要領も改訂し、国マニュアルに沿った対応を実施することが望ましい。また、国マニュアルが改訂されない場合であっても、PCB 廃棄物等の確実かつ適正な処理が行われるように、

PCB 廃棄物等の把握状況に応じて、調査実施要領の変更すべき事項の有無について検討することが望ましい。

(意見事項 11) PCB 廃棄物等の保管量、所有量、処分見込量等の公表について

【現状及び課題】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に以下の記載がある。

(保管等の状況の公表)

第九条

都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

(出典：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)

また、神奈川県は、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(平成 29 年 3 月)において、以下のとおり定めている。

今後、掘り起こし調査などにより処分見込量が増減する可能性があることから、PCB 廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量等について、毎年ホームページを利用して最新の情報を公表していく。

(出典：神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

現状、PCB 廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量等については、神奈川県庁舎での縦覧や、情報公開請求に応じたデータの提供を行っている。しかしながら、ホームページによる公表は行われていない。

【意見】

PCB 廃棄物等は、毎年適切に処分されるべきであり、神奈川県の PCB 廃棄物の保管量、所有量及び処分見込量等を公表する必要がある。情報公開として、神奈川県庁舎での縦覧や情報公開請求のみでなく、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、ホームページによる公表を行うことが望ましい。

(意見事項 12) 産業廃棄物最終処分場処理手数料の回収について

【現状及び課題】

産業廃棄物最終処分場処理手数料は、産業廃棄物については排出者自らの責任により処理するという廃棄物処理法の原則から、産業廃棄物最終処分場の建設及び運営に要する経費は、処理料金をもって賄うという考え方にたち、事業収支見込みを基に処理料金を決定している。但し、道路や緑地を整備する経費(道路や緑地を整備することに伴う減収相当額を含む。)は、排出者負担の対象外としている。

かながわ環境整備センターでは、産業廃棄物最終処分場処理手数料の納付書を原

則として廃棄物搬入後翌月 10 日頃に作成・送付し、納付期限を納付書作成の翌日から 20 日以内としている。納付期限を経過しても未納付の事業者は、収入未済一覧で管理しており、納付期限後に電話で納付状況の確認及び催告を実施する。さらに、未納付の事業者に対しては納付期限から 20 日以内に督促状を発送しているが、発送時に、全ての事業者に対し手数料未納の理由を調査してはいなかった。

過去、手数料回収までに倒産し、回収が困難になっている業者が複数存在している。その原因として、廃棄物の搬入と手数料の回収の時期がずれていることが考えられる。

【意見】

手数料の滞納が高額かつ複数月に及ぶことがないよう手数料回収フローの見直しや納付書発送時の工夫等が図られることが望まれる。

(意見事項 13) 監視パトロールの現地確認 (=下見) に係る報告書について

【現状及び課題】

神奈川県では、県内における産業廃棄物等の不法投棄 (不適正処理を含む。) を早期に発見するとともに、不法投棄行為者及び排出者を特定することを目的として、平成 29 年度産業廃棄物不法投棄監視パトロール業務を委託により実施している。当該業務の実施時間及び実施回数は、仕様書に以下のとおり定められている。

4 業務の実施時間及び実施回数

時間帯

○通常の監視業務：	22 時～翌 5 時	6 時間	(1 時間の休憩あり)	58 回
○現地確認：	10 時～17 時	6 時間	(1 時間の休憩あり)	4 回

(出典：平成 29 年度仕様書)

一事案につき 1 回、監視業務を開始する前に受注者と神奈川県の担当者が合同で現地確認 (=下見) を行っており、現地確認は仕様書に定める業務に含まれている。また、業務の報告については、仕様書に以下のとおり定められている。

7 業務の報告

受注者は、1 回の業務ごとに「監視パトロール業務日報 (様式-3)」(以下「日報」という。)を作成し、各事案終了後 1 週間以内に報告を行う。(新たな不法投棄物の発見、不法投棄者の発見があった場合は、「不法投棄物新規発見報告書 (様式-4)」「不法投棄行為者発見報告書 (様式-5)」とともに提出する。)

(出典：平成 29 年度仕様書)

仕様書に基づけば、本件の業務範囲には通常の監視業務と現地確認がある。よって、1 回の業務ごとに作成及び報告を要する日報については、両業務ともに報告さ

れるものと理解できる。しかしながら、平成 29 年度契約においては、日報は通常の監視業務の 58 回分のみ報告されており、現地確認の 4 回分の日報は報告されていない。

現地確認に関する日報が報告されていない理由を神奈川県に確認したところ、「現地確認を受注者と神奈川県の担当者が合同で実施しているため」との事であった。よって、受注者が現地確認業務に要した履行の記録を確認することはできなかった。

【意見】

受注者の立場においては、神奈川県の担当者の同行の有無に関わらず、現地確認も委託業務の一環として履行する業務である。受注者に対して、現地確認に係る履行を説明する日報を作成し、通常の監視業務が定める期限までに県に報告させることが望ましい。

(意見事項 14) 監視パトロールの監視日程の変更手続について

【現状及び課題】

平成 29 年度廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託は、平成 29 年 8 月 17 日付で契約が締結されている。その後、平成 29 年度不法投棄監視パトロール委託事業の実施計画変更について（伺い）（平成 29 年 9 月 19 日決裁）によると、本決裁の変更伺いに至った理由として「※委託業者より、人員確保のため監視日程を 4 日おきに休みを入れてほしい旨要望があったためです。」と付記されている。

仕様書によると、監視日程や仕様の変更手続について、以下のとおり定められている。

2 業務実施箇所

業務は、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域を除く神奈川県全域において行う。

実施箇所（コース）の例は（別記 1）のとおりとし、実際の業務実施にあたっては、業務の実施時間、実施時期や県下の不法投棄箇所の現況等を勘案した上で、実施箇所を組み合わせて「監視パトロール業務実施指示書（様式-1）」に示した事案ごとに行う。（後略）

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。

（出典：平成 29 年度仕様書）

神奈川県によると、「当該変更については、神奈川県から受託者へ「監視パトロール業務実施指示書（様式-1）」を提示する前段階での変更であるため、協議事案には該当しない。」との事であった。よって、当該変更に係る神奈川県と受託者の双方で

協議したことの記録は、特段残されていない。

仕様書によると、通常の監視業務は現地確認を行った後に、「監視パトロール業務実施指示書（様式-1）」により、受注者へ監視箇所や、監視方法等を指示することとなっている。また、「監視パトロール業務実施指示書（様式-1）」による指示以後、業務内容を変更する場合は「監視パトロール業務実施変更指示書（様式-2）」を用いて変更を指示することとなっている。

6 業務の実施方法

(1) 発注者は、事案の開始に先んじて、受注者とともに監視箇所（コース）等の現地確認を行った上、指示書により監視箇所、監視方法等を指示する。

（中略）

業務内容に変更が生じた場合は、「監視パトロール業務実施変更指示書（様式-1）」により変更を指示する。

（出典：平成 29 年度仕様書）

【意見】

当該変更は、神奈川県から受注者に対して「監視パトロール業務実施指示書（様式-1）」により指示した内容に対する変更ではないことから、「監視パトロール業務実施変更指示書（様式-2）」を用いて変更を指示することには、該当しない。

一方、通常の監視業務や現地調査の日程を指示する前に、受注者の要望を受け入れることについては、仕様書の「10 その他」の規定に基づき、発注者である神奈川県と受注者の双方において、その変更に係る協議を行った上、決定されるものである。

よって、起案決裁により当該変更の可否を伺う場合には、双方で取り組んだ協議に係る記録を付すことが望ましい。

（意見事項 15）監視パトロールの業務日報の取扱いについて

【現状及び課題】

監視パトロール業務委託においては、1回の業務ごとに日報を作成し、各事案の終了後から1週間以内に神奈川県へ報告することとなっている。神奈川県では受注者から報告された日報を一事案の都度、担当者が「回覧」文書として取りまとめの上、資源循環推進課長まで回覧、押印されている。加えて、日報等、受注者から神奈川県へ報告されたものの検査は、すべての事案が終了した段階で、全事案分を一括して行われている。

また、神奈川県の担当者が起票する回覧用紙上には、担当職員の自筆により「日報に誤りがあり補正させ、1月5日に修正した日報を収受しました。」「①②間、⑧⑨間で移動に1時間近くかかっているところがありますが、地図上では通れても道

がせまく実際には通れないことがあり、道を探しながら移動したためです」及び「台風により通行止めになっているところがありますが、その場合は通行止めになっているところまで行き、写真を撮影、またその付近に投棄されていないことを確認後、次の現場に行くよう事前に口頭指示していました」等、受注者の業務履行に関するコメントが鉛筆で付記されていた。

【意見】

受注者が業務の履行を報告する日報等は、委託業務の検収書としての性格を有するものと考えられる。神奈川県においては、各事案の日報等に対する検収を業務終了時点で検査調書を作成し、行っている。一方、仕様書においては1事案の都度日報等を定める期日までに報告することを定めており、当該事案中の業務履行の適切性や報告期日の遵守を確認する点においても、その時点での検収も必要である。

神奈川県においては、事案ごとの検収を「回覧」扱いとし、加えて、当該事案の期間に発生したことで、特に説明を付すことを神奈川県の職員が補足する対応となっているが、鉛筆書きの説明は保存の永続性に欠けるだけでなく、誰しものが書き換え、消去できるリスクを伴うため、望ましくない。

よって、受注者から入手する日報等は、委託業務の履行に関する納品物であり、委託業務の検収対象となることから、「回覧」の扱いではなく、「決裁」として扱うことが望ましい。

5. 緑政部 自然環境保全課

(1) 概要

自然環境保全課は、主に「自然公園等の管理」「緑地の保全」「鳥獣の保護及び狩猟」等の業務を所管している部署である。それぞれの業務の概要は以下のとおりである。

「自然公園等の管理」に関する業務には、丹沢大山国立公園の特別保護地区の許可事務、自然公園施設整備事業等の予算及び執行管理がある。自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法及び条例によって指定された次の3種の公園を指す。神奈川県には、1つの国立公園、1つの国定公園、そして4つの県立自然公園があり、6つの自然公園の合計面積は55,138haで、県土面積241,592ha（平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院））の約23%になる。これらの自然公園等について、まとめると下記図表のとおりである。

【図表 3-5-1 自然公園の種類】

国立公園	日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地。国（環境大臣）が自然公園法に基づいて指定。	富士箱根伊豆国立公園
国定公園	国立公園に準ずる自然の風景地。国（環境大臣）が自然公園法に基づいて指定。	丹沢大山国定公園
都道府県立自然公園	都道府県を代表する自然の風景地。都道府県（知事）が当該都道府県の条例に基づいて指定。	県立丹沢大山自然公園 県立真鶴半島自然公園 県立奥湯河原自然公園 県立陣馬相模湖自然公園

（出典：神奈川県ホームページ 自然公園の概要

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5842/p16571.html>）

「緑地の保全」に関する業務には、県内の優れた自然環境及び歴史的環境を保全するための「かながわトラストみどり基金」と「かながわのナショナル・トラスト運動」に関する活動及び古都保存法、自然環境保全条例など各種法令に基づき緑地を保全する地域制緑地の制度がある。かながわのナショナル・トラスト運動は、緑地の保全に向けて選定委員会を設置し、募金や寄附、県資金を積み立てたかながわトラストみどり基金による緑地の買入れ、かながわトラストみどり財団と地権者の保存契約等による保全活動である。当該運動により保全されている代表的な地域は、三浦半島の先端にある相模湾に面した約70haの森で、森の中央にある谷に沿って流

れる「浦の川」の集水域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている関東地方で唯一の自然環境と言われている「小網代の森」がある。

【図表 3-5-2 神奈川県内のトラスト緑地】



(出典：かながわトラストみどり財団ホームページ)

かながわのナショナル・トラスト運動

<http://ktm.or.jp/contents/national/trust/index.html>

「鳥獣の保護及び狩猟」に関する業務には、野生鳥獣の保護管理や普及啓発に関する業務、狩猟制度の運用に関する業務があり、野生鳥獣を保護しながら、自然環境や住民環境への被害を防止することが求められている。こうした鳥獣被害対策は、集落環境整備、被害防護対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的であることから、市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証の支援や補助金の交付を行っている。

【図表 3-5-3 鳥獣被害の基本対策】

集落環境整備	鳥獣の隠れ家となる藪の刈り払いや鳥獣のエサとなる放棄果樹の除去など
被害防護対策	鳥獣の侵入を防ぐ防護柵の設置や住宅地からの追い払いなど
鳥獣の捕獲	銃器やわなによる加害個体の捕獲

(出典：神奈川県ホームページ かながわ鳥獣被害対策支援センター)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/faq/pl123073.html>

これらの業務について、包括外部監査の対象とした事業費は以下のとおりである。

事業名	平成 29 年度 当初予算 (単位：千円)	指摘/意見
自然環境の保全・再生と活用		
・自然公園等の管理		
1 丹沢大山などの自然環境の保全・再生と活用		
自然公園施設整備費	317,302	意見
丹沢大山保全・再生対策事業費	236,570	
かながわパークレンジャー等活動推進費	10,460	意見
環境配慮型山岳公衆トイレ設置等補助金	35,000	
2 水源環境保全・再生への取組み		
水源林土壌保全対策事業費※	244,608	
水環境モニタリング調査費※	151,515	指摘、意見
・緑地の保全		
4 都市のみどりの保全と活用		
古都及び緑地保全事業費	206,464	
古都緑地等緊急防災対策事業費	43,849	意見
小網代の森施設整備費	55,500	意見
小網代の森維持管理費	10,766	意見
地域制緑地維持管理費	20,137	
古都緑地維持管理費	155,217	
・鳥獣の保護及び狩猟		
6 鳥獣被害対策の推進		
地域ぐるみ鳥獣被害対策推進費	35,515	
鳥獣利活用推進事業費補助	15,000	
鳥獣被害防止特別措置事業費補助	50,000	意見
特定鳥獣（シカ・サル）保護管理事業費	24,158	

※水源環境保全課においても実施している事業のため、自然環境保全課の細々事業費の合計と事業費は一致しない。

(2) 事業概要

ア. 自然公園施設整備費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
自然公園等施設整備費（公共事業）	195,000	116,411	98,615
自然公園施設整備費（単独事業）	115,400	115,400	97,170
自然公園施設整備費（事務費）	6,902	5,698	5,698

細々事業名	自然公園等施設整備費（公共事業） 自然公園施設整備費（単独事業） 自然公園施設整備費（事務費）		
事業目的	自然公園の優れた景観と自然環境を保全するとともに、県民の保健・休養及び自然に親しむ場としての活用を図るため。		
事業概要	<p>（公共） 富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）、丹沢大山国定公園及び長距離自然歩道の整備等を行う。</p> <p>（単独） 富士箱根伊豆国立公園、丹沢大山国定公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯河原自然公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園及び長距離自然歩道の整備等を行う。</p>		
条例・要綱等	自然公園法、神奈川県立自然公園条例、自然環境整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金取扱要領		
県単事業 /補助事業	（公共） 補助事業 （単独） 県単事業	主な財源	（公共） 国庫支出金 （単独） 諸収入

イ. 丹沢大山保全・再生対策事業費

(単位：千円)

細々事業名	丹沢大山保全・再生対策事業費		
事業目的	水源保全上重要な丹沢大山において、林床植生の回復・衰退防止を図るため。		
事業概要	中高標高域でのシカ管理捕獲及び生息・環境調査、ブナ林等の再生事業、県民連携・協働事業を実施する。		
条例・要綱等	水源環境保全・再生実行5か年計画、丹沢大山自然再生計画、第4次神奈川県ニホンジカ管理計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
236,570	235,613		219,019

ウ. かながわパークレンジャー等活動推進費

(単位：千円)

細々事業名	かながわパークレンジャー等活動推進費		
事業目的	かながわパークレンジャーを中心とした県民による自然環境保全活動を推進するとともに、自然公園指導員等の活動との連携を強化し、自然公園の適正利用を促進するため。		
事業概要	パークレンジャーを中心とした県民による自然環境保全活動を促進し、適切な公園管理を行う。また、自然公園指導員による自然公園の巡視、利用者への自然解説、ゴミ持ち帰りなどの適正利用についての指導や危険個所の情報提供などを行い、自然保護の推進に努める。		
条例・要綱等	かながわパークレンジャー設置要領		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	諸収入
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
10,460	10,460		9,865

エ. 環境配慮型山岳公衆トイレ設置等補助金

(単位：千円)

細々事業名	環境配慮型山岳公衆トイレ設置等補助金		
事業目的	丹沢大山における県民連携・協働事業として、環境配慮型山岳公衆トイレを設置するため。		
事業概要	環境配慮型山岳公衆トイレ設置のため、市町村への補助金を交付する。		
条例・要綱等	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画、丹沢大山自然再生計画、神奈川県環境配慮型山岳公衆トイレ設置等補助金交付要綱		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
35,000	30,521		30,284

オ. 水源林土壌保全対策事業費

(単位：千円)

細々事業名	高標高域自然林土壌保全対策事業費		
事業目的	水源地域の高標高域自然林において、森林の土壌や植生の保全対策を実施して、森林の持つ公益的機能の向上を図るため。		
事業概要	土壌保全対策工事、事業効果モニタリング及び植生保護柵等の点検・補修等を行う。		
条例・要綱等	水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
100,000	99,280		99,113

カ. 水環境モニタリング調査費

(単位：千円)

細々事業名	森林環境調査費		
事業目的	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、実施される諸事業が森林の水源涵養機能等に与える効果を把握するため。		
事業概要	対照流域法によるモニタリング調査、森林生態系効果把握モニタリング調査及び溪畔林整備に係る効果検証モニタリング調査を行う。		

条例・要綱等	水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
139,260	121,510		110,107

キ. 古都及び緑地保全事業費

(単位：千円)

細々事業名	古都及び緑地保全事業費（公共事業）		
事業目的	歴史的風土特別保存地区などの都市近郊に残された緑地を公有化することにより、恒久的に緑地として担保するため。		
事業概要	歴史的風土特別保存地区を保全するための用地取得及び施設整備事業を行う。		
条例・要綱等	古都保存法、社会資本整備総合交付金交付要綱		
県単事業 /補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
206,464	168,072		168,072

ク. 古都緑地等緊急防災対策事業費

(単位：千円)

細々事業名	古都緑地等緊急防災対策事業費（単独事業）		
事業目的	買入地の施設整備のうち、特に緊急を要するもの、小規模で国庫補助対象となりにくい工事等の実施、また将来に国庫補助工事を実施するための調査・設計委託等を実施するため。		
事業概要	小規模工事や緊急工事等の実施、地質調査等の実施及び国庫補助事業を補完するための用地取得や鑑定を行う。		
条例・要綱等	古都保存法、都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法		
県単事業 /補助事業	単独事業	主な財源	県債
平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算		平成29年度決算
43,849	81,849		56,055

ケ. 小網代の森施設整備費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
小網代の森施設整備費（公共事業）	5,000	-	-
小網代の森施設整備費（単独事業）	50,500	50,500	24,799

細々事業名	小網代の森施設整備費（公共事業） 小網代の森施設整備費（単独事業）		
事業目的	<p>（公共） 環境学習の場として、より一層の充実を図るため、掲示板を設置し、自然環境の保全とともに、利用者の充実を図るため。</p> <p>（単独） 本設トイレを設置することにより、施設を利用する県民にとっての利便性及び施設の衛生面、安全面の質の向上に資するため。</p>		
事業概要	<p>（公共） 3ヶ所ある入り口に、イベントや注意事項等掲示用の掲示板を設置する。</p> <p>（単独） 本設トイレを設置することにより、施設を利用する県民にとっての利便性及び施設の衛生面、安全面の質の向上に資するため。</p>		
条例・要綱等	首都圏近郊緑地保全法、社会資本整備総合交付金交付要綱		
県単事業 /補助事業	（公共） 補助事業 （単独） 県単事業	主な財源	（公共） 国庫支出金 （単独） 県債

コ. 小網代の森維持管理費

(単位：千円)

細々事業名	小網代の森維持管理費
事業目的	平成 26 年度に一般開放した小網代の森は、環境学習の場として多くの来場者がいるため、必要な維持管理を行うことにより、円滑な利用に資するため。
事業概要	小網代の森の一般開放に必要な維持管理として、定員巡回による

	安全確認業務、清掃業務、施設の維持管理及び樹林等の管理を実施するとともに、小綱代の森の外周分の住宅の樹林の伐採を行う。また、仮設簡易トイレの維持管理を行う。		
条例・要綱等	首都圏近郊緑地保全法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算		平成 29 年度決算
10,766	10,766		9,165

サ. 地域制緑地維持管理費

(単位：千円)

細々事業名	地域制緑地維持管理費		
事業目的	都市緑地法等に基づき、県が買い入れた緑地について、必要な維持管理を行うため。		
事業概要	県が買い入れた緑地(特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区)の枝打ち・草刈りなどの維持管理を行う。		
条例・要綱等	都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、古都保存法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算		平成 29 年度決算
20,137	18,007		15,232

シ. 古都緑地維持管理費

(単位：千円)

細々事業名	古都緑地維持管理費		
事業目的	買入緑地の災害予防的な管理整備事業を行うことにより、良好なみどりの保全・再生・創出を図るため。		
事業概要	適正な維持管理のための巡視及び緊急度が高いことが判明した箇所重点的整備等を行う。		
条例・要綱等	古都保存法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算		平成 29 年度決算
155,217	155,217		153,517

ス. 地域ぐるみ鳥獣被害対策推進費

(単位：千円)

細々事業名	地域ぐるみ鳥獣被害対策推進費		
事業目的	シカ、サル等の鳥獣被害対策に当たっては、地元市町村を中心とした地域ぐるみの取組が効果的なことから、地域の状況に応じた支援を行うことにより地域ぐるみで対策を実施する地区を増やすため。		
事業概要	鳥獣被害対策支援センターにおける地域ぐるみ対策の重点地区立ち上げ支援、広域的な観点からの有害鳥獣の情報収集・分析、専門的観点からの技術支援等を行う。		
条例・要綱等	第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
	平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算	平成29年度決算
	35,515	35,515	33,395

セ. 鳥獣利活用推進事業費補助

(単位：千円)

細々事業名	鳥獣利活用推進事業費補助		
事業目的	移動式解体処理車の購入を支援することにより、廃棄されていた捕獲鳥獣をジビエとして食肉利用する体制の整備を図るため。		
事業概要	ジビエ用移動式解体処理車購入費用の補助を行う。		
条例・要綱等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱		
県単事業 /補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金
	平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算	平成29年度決算
	15,000	-	-

ソ. 鳥獣被害防止特別措置事業費補助

(単位：千円)

細々事業名	鳥獣被害防止特別措置事業費補助(団体)		
事業目的	鳥獣による農作物被害対策等の効果的な実施を図るため。		
事業概要	団体(市町村協議会)が、市町村が策定した被害防止計画に基づいて行う鳥獣被害対策の取組に対して、県が国からの交付金を交		

	付する。		
条例・要綱等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱		
県単事業 /補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算	平成 29 年度決算	
50,000	38,127	37,594	

タ. 特定鳥獣（シカ・サル）保護管理事業費

(単位：千円)

細々事業名	特定鳥獣（シカ・サル）保護管理事業費		
事業目的	個体数調整、生息環境管理、被害防除対策を実施し、事業効果をモニタリング調査することを通じて、人と野生鳥獣とのあつれきの軽減、解消を図るため。		
事業概要	特定鳥獣の個体数調整事業及びモニタリング調査を行う。		
条例・要綱等	第4次神奈川県ニホンジカ管理計画、第4次神奈川県ニホンザル管理計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算	平成 29 年度決算	
24,158	24,158	24,158	

(3) 結果及び意見

(意見事項 16) 自然環境整備計画【平成 27 年度～平成 31 年度】丹沢大山国定公園の目標達成状況の評価に関する調査の方法について

【現状】

自然環境保全センターでは、自然公園等の管理及び維持整備として、丹沢大山国定公園及び長距離自然歩道に係る自然公園等施設整備事業を実施している。

当該施設整備事業は、自然環境整備計画【平成 27 年度～平成 31 年度】丹沢大山国定公園に基づいて実施している。

自然環境整備計画は、環境省の「自然環境整備計画作成要領（以下「作成要領」という。）」（公布日：平成 17 年 4 月 1 日、環自整発第 050401003 号、[改定]、平成 25 年 4 月 1 日）に従い、県が作成している。

作成要領には、自然環境整備計画の目的、計画事項、目標及び評価について、以

下のように規定されている。

第1 自然環境整備計画の目的

自然環境整備計画（以下「整備計画」という。）は、自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るための地域の目標を明らかにし、併せて自然環境整備交付金（以下「交付金」という。）の活用による整備の方針等を示すことにより、目標を達成するための事業を重点的かつ計画的に実施することを目的として、それぞれの都道府県が定める期間において都道府県ごとに作成するものとする。

第2 計画事項

I 整備計画の対象地域

整備計画の対象地域は、原則として都道府県単位とするが、目標及び整備方針については、標準的には、国立公園の場合にあっては、風致等の保護上又は利用上一体的に取り扱うべき区域、国指定鳥獣保護区の場合にあっては、鳥獣の保護上一体的に取り扱うべき区域、長距離自然歩道にあっては、利用上一体的に取り扱うべき路線の区間について、これらのひとつ又は複数の区域・区間を含む地域を、個別の対象地域として（以下「個別地域」という）設定するものとする。

II 整備計画の期間

整備計画の期間（以下「計画期間」という。）は、目標を達成するために必要な事業を集中的に実施するため、原則として3年から5年程度とするものとする。

III 整備計画の目標及び整備方針

1 目標の設定

計画期間内に達成すべき目標を個別地域ごとに設定するものとする。なお、複数の目標を設定したうえで、これらの目標を総括する大目標を設定することができるものとする。

2 目標設定の根拠

目標の設定に際しては、次に掲げる事項を明らかにすることにより、設定の根拠を明らかにするものとする。

（1）個別地域の現状

個別地域ごとに、社会経済的な背景を踏まえつつ、自然環境の特徴や現状、観光等の現状、自然とのふれあいの推進や自然環境の保全・再生に係るこれまでの取組等を概括する。

（2）課題

経緯及び現況を踏まえ、自然とのふれあいの推進と自然環境の保全・

再生を図る上で、解決すべき中心的な課題を示す。

3 個別地域における整備方針等

課題を踏まえ、設定した目標を達成するための各種事業の整備方針及び主要な事業を整理して示すものとする。ひとつの事業が複数の目標に対応する場合には、事業の名称を再掲することも可能とする。また、交付対象事業以外に、目標の達成のために連携して実施される関連事業がある場合には、これらを加えて一括して整理するものとする。

4 目標を定量化する指標

事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した指標を設定するものとする。指標は、原則として数値による明示が可能なものを採用し、当該指標の従前値と事業終了後の目標値（以下「数値目標」という。）を整備計画に設定するものとする。目標を定量化するために適当な場合には、複数の指標を設定することができるものとする。

設定した指標については、目標との関連性を簡潔に説明し、指標としての妥当性を示すものとする。

5 指標の設定に係る留意事項

指標及び数値目標の設定は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア 事業の実施によってもたらされる実現可能な効果を具体的に想定して、設定すること。

イ 自然環境に係るモニタリング調査、利用者に対するアンケート調査などの活用を積極的に検討すること。

ウ 地方自治体等において継続的に収集されている統計データが、事業の効果を反映することが合理的に説明できる場合には、これらの統計データを活用して差し支えないこと。

エ 交付金を活用して実施する事業（以下「交付対象事業」という。）以外に、交付対象事業と連携して実施される関連事業がある場合には、これらによって得られる効果を勘案して差し支えないこと。

6 その他必要な事項

計画期間終了後に予定される整備施設の運営方法など、整備計画に関する特筆すべき事項について示すものとする。

IV 目標を達成するために必要な交付対象事業

計画期間内に交付金を活用して実施する事業ごとに、事業の名称、事業箇所、事業主体、事業期間、交付対象事業費等を整理して示すものとする。

V 交付対象事業の総事業費

計画期間における交付対象事業の総事業費を示すものとする。なお、事業の効果が明確に発現されるためには、相当規模の交付対象事業が計画期間内に集中的に実施されることが必要であることから、計画期間における交付対象事業の総事業費の額は、40,000千円を超えるものとする。

第3 整備計画の作成手続き

1 整備計画に係る合意形成

整備計画の作成に当たっては、関係市町村、関係団体、地域住民等への適切な情報提供の下に合意形成に努めるものとし、必要に応じ、検討会・連絡協議会等を設置するなど、十分な調整を図るものとする。

2 整備計画の作成・提出

整備計画は別添様式により作成するものとし、原則として、計画期間の初年度の前年度の第3四半期末までに、自然環境整備交付金交付要綱第7の1に基づき、環境大臣あて提出するものとする。

3 整備計画の公表

整備計画は、市民が容易に情報を入手できる方法により公表するものとする。

第4 整備計画の変更

整備計画を変更する場合の手続きは上記第3に準ずるものとするが、次に掲げる事項の変更については、変更した整備計画を環境大臣に送付すれば足りるものとする。

ア 計画期間における総事業費の増額を伴わない、交付対象事業ごとの事業費の変更

イ 災害復旧に伴う、次に掲げる事項の変更

(ア) 交付対象事業の追加・廃止

(イ) 交付対象事業の事業主体の変更

第5 整備計画の評価

1 事前評価の実施

整備計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、計画作成主体として適切に評価を行い、当該整備計画を環境大臣に提出する際に添付するものとする。

ア 事業の必要性

イ 事業の有効性

ウ 事業の効率性

また、事前評価の実施結果は、整備計画とともに公表するものとする。

2 事後評価の実施

整備計画に基づく交付期間が終了した時は、次に掲げる事項について、計画作成主体として適切に評価するものとする。

ア 事業実施内容

イ 目標の達成状況

ウ 今後の対応

また、事後評価の実施結果は、公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。

3 事後評価を行う時点

評価を行う時点については、原則として、計画期間の最終年度の翌年度前半とするが、事業効果の発現が季節による影響を受け、一定期間の追跡調査を行うことが適当であるなど、特別の事情がある場合には、計画期間の最終年度の翌年度の範囲内で延期することができるものとする。

(出典：作成要領)

神奈川県は、作成要領に基づき、平成 26 年 12 月（変更平成 28 年 12 月）に「自然環境整備計画【平成 27 年度～平成 31 年度】丹沢大山国定公園（以下「神奈川県自然環境整備計画」という。）」を作成している。

神奈川県自然環境整備計画において、目標は以下のように設定されている。

○丹沢大山国定公園の豊かな自然環境の保全・再生及び快適な利用の増進

- ・オーバーユース（過剰利用）が生じている公園歩道を中心に、洗掘を防止する土壌流出の軽減対策等を講じ、自然環境の保全・再生を図る。
- ・利用者が多い公園歩道を中心に、歩行を補助する施設整備等を講じ、利便性や快適性の向上を図る。
- ・危険個所を解消し、利用者の安全歩行を図る。

この目標に対応して、個別地域の整備方針を以下のように設定している。

個別地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
オーバーユース（過剰利用）が生じている特定路線については、踏圧や洗掘による歩道の荒廃が進んでいるため、構造階段工	大倉尾根線歩道整備事業 表丹沢線歩道整備事業 首都圏自然歩道整備事業

等、自然環境の保全・再生を目的とした施設整備を重点的に実施する。	
利用者が多い主要路線について、階段やはしご、歩行の補助となるくさり場を設置する等、利便性や快適性の向上を目的とした施設整備を実施する。	丹沢三峰線歩道整備事業 つつじ新道線歩道整備事業 東海道自然歩道整備事業 南山峠秦野峠線歩道整備事業ほか
利用ニーズが増加している特定路線について、落石防止網設置工事等、利用者の安全確保を目的とした施設整備を実施する。	首都圏自然歩道整備事業

(出典：神奈川県自然環境整備計画)

また、目標を定量化する指標として、利用者の公園施設に対する満足度を測る指標として「丹沢大山地域利用者の不満度」を採用している。基準年度（平成 26 年度）の従前値が 5 % であるのに対し、目標年度（平成 32 年度）の目標値を 0 % としている。

目標と指標及び目標値との関連性については、「施設の改善に対応する指標とし、不満度を解消することを目指す。」としている。

当該指標の調査の方法はアンケート調査としている。基準年度（平成 26 年度）の「丹沢大山地域利用者の不満度」基準値 5 % は、平成 26 年度に丹沢大山地域での登山にかかわる利用の実態、目的、自然環境保全意識などの把握を目的としたアンケート調査「丹沢大山登山環境意識調査」（実施者：丹沢大山ボランティアセンター、協力：神奈川県自然環境保全センター自然保護課）における、「7. 登山道等施設の整備状況は？」に対する「もっと整備が必要」という回答割合を基準値としている。

【課題】

当該自然環境整備計画の目標は、整備事業の結果、①自然環境の保全・再生②利用者の利便性や快適性の向上③利用者の安全である。その点から、指標の調査方法として、丹沢大山地域利用者の不満度として、利用者の公園施設に対する満足度 アンケート調査「丹沢大山登山環境意識調査」の結果に基づくことは、評価する設定した指標に係る数値目標を把握するための調査としては妥当なものと考えられる。

しかしながら、当該アンケートは、丹沢大山地域での登山にかかわる利用の実態、目的、自然環境保全意識などの把握を目的とした幅広い目的のアンケート調査であって、当該自然環境整備計画の評価を目的にしたものではない。

そのため、自然環境整備計画の目標達成評価となる指標に関連するアンケート項目は、「7 登山道等の整備状況は？」の 1 問のみであり、またその回答の選択肢は、良好・普通・もっと整備が必要の 3 つである。この 1 問の回答者数 643 名に対して、

もっと整備が必要の回答者数 35 名の割合 5.4%から、基準年度従前値を 5%としている。

この抽象的な質問と回答結果では、事業や目標との関連性が不明確であり、その達成や効果を反映していることを合理的に説明できるとはいいがたいと考える。したがって、目標年度において実施するアンケートで現状と同様な内容の回答数値をもって整備計画を評価することでは、PDCA サイクルの中で次のアクションへの意思決定を行う判断基準にはなりえないと思われる。

【意見】

アンケート調査が複合的な目的で実施されるため、直接整備計画を評価することを前提とした設問を設定することは困難と思われるが、少なくとも「7 登山道等の整備状況は？」という抽象的な設問だけとせず、自然環境整備計画の目標に対応するような小問等で、例えば「自然保全が必要な個所があったか」、「利用に際し不便を感じたか」、「整備が必要な危険個所があったか」など評価と合理的に結び付けられる設問を追加するなどの工夫が必要と考える。

(意見事項 17) かながわパークレンジャー事業継続のための検討について

【現状及び課題】

かながわパークレンジャー（以下「パークレンジャー」という。）とは、丹沢大山地域が非常に多くの登山者等が利用する地域であることから、特定の登山道や利用箇所利用者が集中し、周辺の植生が踏み荒らされるなどのオーバーユース（過剰利用）が生じていることに鑑み、第 1 期丹沢大山自然再生計画時の平成 19 年 9 月に登山道等の状況を把握し適切な管理を進めるため巡視を強化することを主な目的として配置された非常勤職員である。パークレンジャーは、登山道等の巡視による整備・維持管理のための登山情報の収集の他、自然情報の発信、自然公園等の適正利用の促進、自然環境の大切さについての普及啓発活動、登山道の補修、自然公園指導員や活動団体と連携して県民協働による保全活動等を 3 名の体制で実施している。これらパークレンジャーの活動を第 3 期丹沢大山自然再生計画における主要な施策と構成事業に合わせて整理すると以下のように整理できる。

【図表 3-5-4 第 3 期丹沢大山自然再生計画における特定課題へのパークレンジャーの取組】

特定課題		主要な施策	実施事業
3-3-8 特定課題Ⅷ	自然公園の利用のあり方	(1) 登山者による環境への影響軽減対策	登山道等の整備・維持管理 重点 団体等との協働による登山道維持管理の実施（登山道維持管理補修協定）
		(2) 自然公園利用に関するマネー等の普及啓発	重点 かながわパークレンジャー・神奈川県自然公園指導員等による普及啓発活動 神奈川県立ビジターセンター等を拠点とした普及啓発活動
3-3-9	各特定課題の取組を推進するための協働・普及啓発	(4) 自然環境・自然再生情報の蓄積と発信・活用	自然再生情報の提供と丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）の活用

（出典：第 3 期丹沢大山自然再生計画）

【図表 3-5-5 パークレンジャーの実際の業務の様子】



巡視の様子



登山道の状況確認



自然情報の収集



登山道の経路確保



倒木の状況確認



県民協働による登山道補修



登山者への案内



登山者への解説



報告書の作成

(出典：神奈川県 HP [かながわパークレンジャー活動内容](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7595/p28148.html)
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7595/p28148.html>)

【意見】

パークレンジャーは、登山道等の巡視や即応的な登山道等の補修を実施する役割のほか、特に第3期丹沢大山自然再生計画において、かながわパークレンジャー・神奈川県自然公園指導員等による普及啓発活動が重点施策になるなど、重要性が増している県民協働等による登山道等の維持管理及び普及啓発活動、丹沢大山地域の情報発信といった役割も担っている。現在のパークレンジャーは、神奈川県の一時的な非常勤職員の雇用条件（週29時間勤務、超過勤務原則不可）の下で丹沢大山地域の自然に対する熱意や意欲を持って従事している。

パークレンジャーの設置から11年が経過したことに伴い事業が成熟・拡大し、丹沢大山地域における役割の重要性が増していることを考慮して、今後も当該事業を継続して実施していくための丹沢大山地域の自然に対する熱意や意欲を持った人材

の確保について検討することが望まれる。まずは、現職のパークレンジャーへのヒアリングなどによって各種課題を把握することが望まれる。

(指摘事項 1) 予定価格の積算過大について

【現状及び課題】

自然環境保全センターでは、かながわ水源環境保全・再生実行 5 ヶ年計画に基づき、実施される諸事業が森林の水源かん養機能等に与える効果を把握するための評価研究を委託している。当該評価研究委託契約を締結するに当たり予定価格を積算しているが、評価研究委託契約の一部は、仕様書にて研究員を専任させることを定めていることから、予定価格の一部には当該研究員の人件費(給与や社会保険料等)相当額を積算している。

【図表 3-5-6 水源かん養機能調査の様子】



(出典：神奈川県ホームページ 森林のモニタリング調査 (県事業)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23450.html>)

【指摘】

評価研究委託契約に関する書類を閲覧したところ、以下の 2 つの契約について、予定価格の積算内訳のうち専任研究員の人件費相当に含まれる雇用保険料が従業員負担分を合わせて予定価格に含めていたことから平成 29 年度までの 3 期間、それぞれの金額について予定価格の積算過大となっていた。これは、過去から予定価格を積算するに当たり従業員負担分を含めて計算していたために、従業員負担分を含めて計算するものと担当者及び決裁者が誤解していたためである。

【図表 3-5-7 雇用保険料相当の予定価格が積算過大となっていた契約】

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象流域調査地流域水収支	9,610,900	9,610,900	9,610,900
評価研究委託業務契約	(20,401)	(20,480)	(16,493)
対象流域調査地 土砂流出	6,984,900	7,047,574	7,028,311
動態評価研究委託業務契約	(20,401)	(20,480)	(8,084)

※括弧書きは予定価格の積算過大額

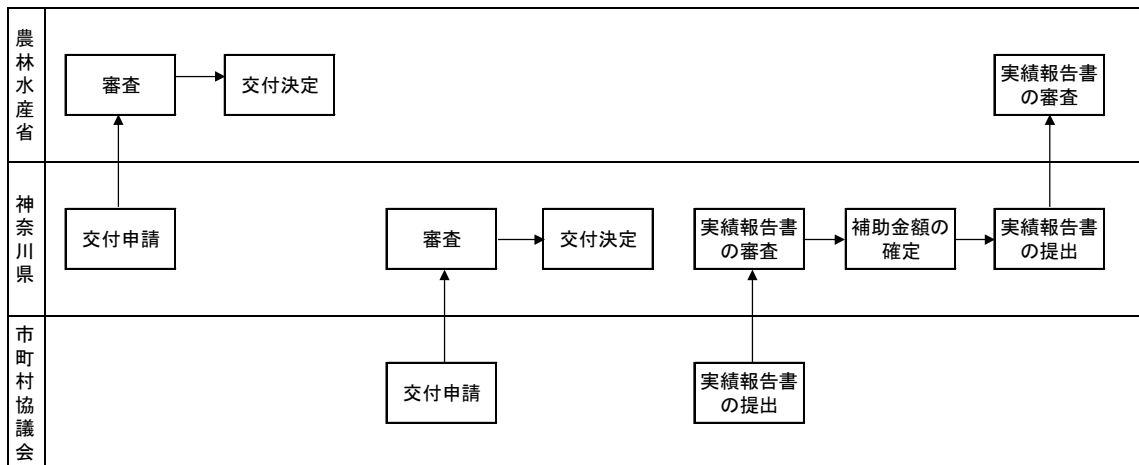
雇用保険料相当を適正に計算していた場合でも、契約金額が予定価格を超過していた契約があるわけではないが、過去から継続して雇用保険料相当分を計算誤りしていることから、決裁権者は前期と同じ積算方法であることだけでなく、一定の時期に当該積算方法自体が適正であることを確認する必要がある。

(意見事項 18) 補助金の実績額の審査について

【現状及び課題】

神奈川県は、農林水産省からの鳥獣被害防止総合対策交付金を財源として、鳥獣被害防止特別措置事業費補助金を、市町村が策定した被害防止計画に基づいて団体(市町村協議会)が行う鳥獣被害対策の取組に対して交付している。当該補助金は一般的な補助金の流れと同様に以下の流れとなっている。

【図表 3-5-8 鳥獣被害防止特別措置事業費補助金の交付の流れ】



(出典：鳥獣被害防止特別措置事業費補助金交付要綱を元に作成)

神奈川県では各市町村協議会から提出された実績報告書及びその添付書類により実績額を審査し、補助金額を確定している。神奈川県が定める鳥獣被害防止特別措置事業費補助金交付要綱が定める実績報告書の添付書類は収支計算書等の作成書類であり、実績報告書の内容を証明するための証拠書類は求められていない。そのため、県では実績報告書と収支計算書の整合を確認することで審査し、補助金額を確定している。また、当該補助金の実績額を審査するために現地調査は実施していない。補助金の実績額とは、鳥獣被害防止のための物品等の購入や人件費であることから、これらの実績額は実績報告書の内容のみでは十分実績が確認できるとは言えない。

【意見】

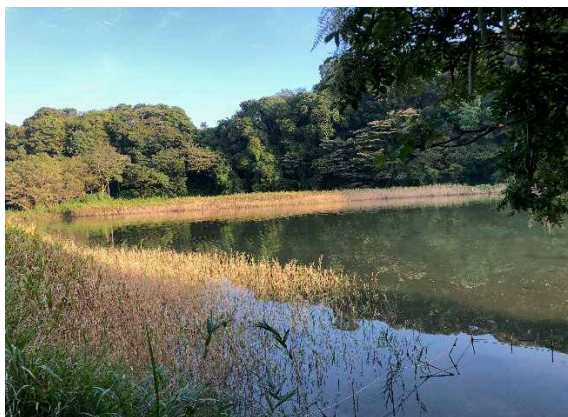
所定の提出書類の他、証拠書類の確認や現地調査を実施するなどして、適正な補

助金執行を担保するように努めることが望まれる。

(意見事項 19) 小網代の森の入場者数目標について

【現状】

小網代の森は、三浦半島の先端にある、相模湾に面した約 70ha の森である。森の中央にある谷に沿って流れる「浦の川」の集水域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている関東地方で唯一の自然環境と言われている。森、川、海のつながりが生息するのに必要なアカテガニをはじめとして、希少種を含む多くの生き物たちが、多様な生態系を形成している。



(出典：(上 2 枚) 神奈川県ホームページ 小網代の森について
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/d2t/kankyo/p820028.html>

(下 2 枚) 包括外部監査人補助者が現地にて撮影)

小網代の森とその周辺地域には大規模な開発計画があったが、神奈川県では、この貴重な自然を後世に残す必要があると考え、平成 7 年に三浦市と事業者へ利用方針等を提示し、協議の結果、小網代の森を保全していく方針とした。

その後、地権者との話し合いを進め、土地の買い取りを進めたほか、地権者による自主的な保全や寄附などにより、平成 22 年に保全に必要な用地の確保が完了し、

平成 23 年から散策路等の整備を進め、平成 26 年 7 月に一般開放を開始している。

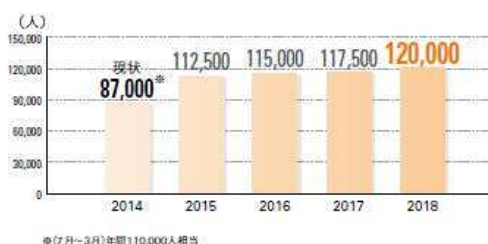
小網代の森の保全に当たっては、関係機関（神奈川県、三浦市、公益財団法人かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議、京浜急行電鉄株式会社、株式会社リビエラリゾート、学校法人東京環境工科専門学校、みうら漁業協同組合、小網代区、学識経験者）で構成される「小網代の森保全利活用対策協議会」が、小網代の森の諸課題を議論し、保全のための諸活動を行っている。

神奈川県は、「小網代の森環境整備・管理計画」、「小網代の森保全・利活用方針」を定めるとともに、小網代の森の施設整備・警備業務委託等の維持管理を担っている。

また、「かながわランドデザイン」において、「特色ある自然の保全と良好な生活環境の整備」における「都市の緑地の保全と活用」の主要施策の 1 つとして「小網代の森の保全と活用」が掲げられており、活用施策の 1 つとして小網代の森の環境学習の場としての活用を促進するとされている。当該「かながわランドデザイン」において、小網代の森の活用について、数値目標が設定されており、当該数値目標は各プロジェクトの達成度を測る目的で設定され、毎年度の評価を行うこととされている。

3 小網代の森の年間利用者数（自然環境保全課調査）

県ではこれまで、都市に残された緑地の保全に取り組んできましたが、自然環境を大切にすることを育むためには、実際に自然にふれあうことが重要であることから、貴重な自然環境を有する小網代の森において、散策路などを整備し、2014年7月から県民利用を開始しました。今後、多くの県民に親しまれるよう、関係機関と連携してエコツアーを実施するなど環境学習の場としての活用を進めています。そこで、小網代の森の年間利用者数を毎年2,500人ずつ増やし、2018年に12万人とすることを目標としています。

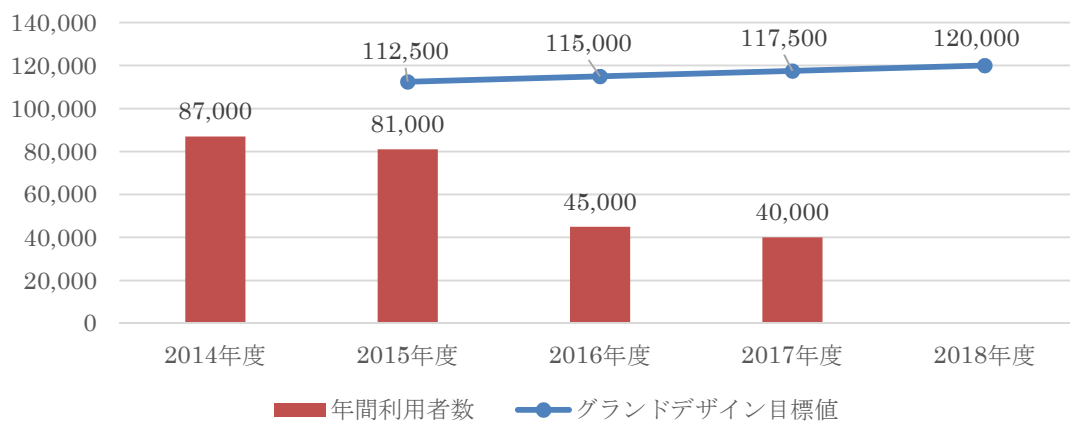


(出典：かながわランドデザイン第 2 期実施計画プロジェクト編 2015 -2018)

【課題】

小網代の森の年間利用者数の数値目標は一般開放を行った年度の利用者数の実績 87,000 人を年換算した 110,000 人を年間の利用者数と推計し、これを起点に毎年 2,500 人ずつ増加する計画としている。しかし、実際の年間利用者数と数値目標の対比は以下のとおりであり、計画と実績に大きな乖離が生じている。

小網代の森年間利用者数の推移 (2018年4月現在)



(出典：横須賀三浦地域県政総合センターみどり課提出資料)

また、数値目標を達成するためのPDCAサイクルを回すためには、達成すべき目標を細分化した目標を設定することが重要である。ここで、「小網代の森保全・利活用方針」において、以下の利活用方針が定められているが、当該方針ごとにブレークダウンされた目標の設定は行われていない。

(1) エコツアーの推奨と展開

小網代の森の自然や地域固有の魅力を観光客に伝える、多様な主体による小網代の森エコツアーを推奨し、その価値や大切さが理解され、保全につながる仕組みを構築、展開する。

(2) 環境学習としてのイベントの推進

小網代の森の魅力を広く知ってもらうとともに来場者の多様なニーズに応えるため、小網代の森のさまざまな自然素材を活用した観察会や体験学習等を多様な主体により展開する。

(3) 地域一体となった魅力あふれる地域づくり

小網代の森の利活用と併せ、小網代の森周辺の地域資源を活かしたイベント等を多様な主体により開催するなど、地域が一体となって魅力あふれる地域づくりを展開する。

(4) 小網代の森に関する広報活動

ホームページの作成により広く県民等に周知するとともに、パンフレットを作成し県イベントで配布するなど、多様な機会を活用することで小網代の森の周知を図る。

【意見】

小網代の森の保全と活用は、環境保全はもとより、環境学習の機会を県民に与えるといった活用についても目標であると聞いている。そのため、年間利用者数がそもそも妥当な指標であるかどうかについて、検討を行うことが望まれる。数値目標は達成すべき目標と連動した指標を選択すべきであり、小網代の森の保全と活用のために、例えば、「小網代の森に環境学習見学を申し込んだ学校数」や、「アカテガニに関する環境イベントの回数」等といった、利活用方針に沿った施策に、可能な限り定量的に評価することができる目標を設定し、目標達成に向けたPDCAサイクルを回すことが望まれる。

(意見事項 20) 細々事業間の支出科目の併合執行に係る情報共有について

【現状及び課題】

横須賀三浦地域県政総合センターにおいて、予算執行が行われている以下の項目について、支出科目を併合した予算の執行が行われていた。

(単位：円)

細々事業名称	節名称	件名	執行額
古都緑地等緊急防災対策事業費(単独事業)	工事請負費	平成29年度小網代の森施設整備費工事 県単(その1) 古都緑地等緊急防災対策工事	5,856,200
小網代の森施設整備費(単独事業)			24,123,800
合計			29,980,000

(出典：自然環境保全課提出資料を元に作成)

これは、「小網代の森施設整備費(単独事業)」として実施した小網代の森に本設トイレを設置するための工事請負費について、台風による大雨で地盤が軟弱になり、地盤改良工事がかさんだことから、自然環境保全課における小網代の森も含めた県有緑地全般の保全を目的とした工事請負費に関する予算である「古都緑地等緊急防災対策事業費(単独事業)」と支出科目を併合して予算執行を行ったものである。当該予算執行のように異なる細々事業において、支出科目を併合して予算執行を行う場合は、所定の書類を作成して予算執行を行う必要がある。この点、横須賀三浦地域県政総合センターにおいて、神奈川県財務規則に定められている書類は作成されていた。

第17条3項

(前略) 支出科目を併合して執行するときにあつては併合執行内訳票又は併合執行内訳票兼支出命令内訳票を、(中略)執行伺票、執行伺票兼支出命令票、執行伺票兼経常物品発注あつせん依頼伺票兼支出命令票(給与)(以下「執行伺票等」と

いう。)に添付するものとする。

(出典：神奈川県財務規則)

このように、支出科目の併合として予算執行が行われた場合、それぞれの細々事業の当初予算の執行として把握されているため、細々事業ごとの当初予算に対して、実際予算を執行している箇所（横須賀三浦地域県政総合センター）で支出の際に箇所内に報告されている。ここで、支出科目の併合が行われた旨は本庁（自然環境保全課）に報告されているが、必ずしも取り纏められて自然環境保全課全体に共有する仕組みは構築されていない。

また、次年度の予算を検討するに際しては、前年度予算が当初予算に対してどの程度執行されたかを把握した上で検討を行っていくため、予算執行の実態の把握は重要である。

なお、「自然公園等施設整備費（公共事業）」及び「自然公園等施設整備費（単独事業）」のように、財源が異なることから同一の事業目的・事業概要であっても異なる細々事業となっているケースは問題ないが、本件の2つの細々事業の事業目的及び事業概要は以下のとおり異なっている。

細々事業名	古都緑地等緊急防災対策事業費（単独事業）	小綱代の森施設整備費（単独事業）
事業目的	買入地の施設整備のうち、特に緊急を要するもの、小規模で国庫補助対象となりにくい工事等の実施、また将来に国庫補助工事を実施するための調査・設計委託等を実施するため。	本設トイレを設置することにより、施設を利用する県民にとっての利便性及び施設の衛生面、安全面の質の向上に資するため。
事業概要	小規模工事や緊急工事等の実施、地質調査等の実施及び国庫補助事業を補完するための用地取得や鑑定を行う。	本設トイレを設置することにより、施設を利用する県民にとっての利便性及び施設の衛生面、安全面の質の向上に資するため。

【意見】

事業目的・事業概要が異なる細々事業について、支出科目を併合して予算執行を行った場合、本庁（自然環境保全課）において、取り纏めた上で、自然環境保全課全体に共有する仕組みを構築することが望まれる。

6. 緑政部 水源環境保全課

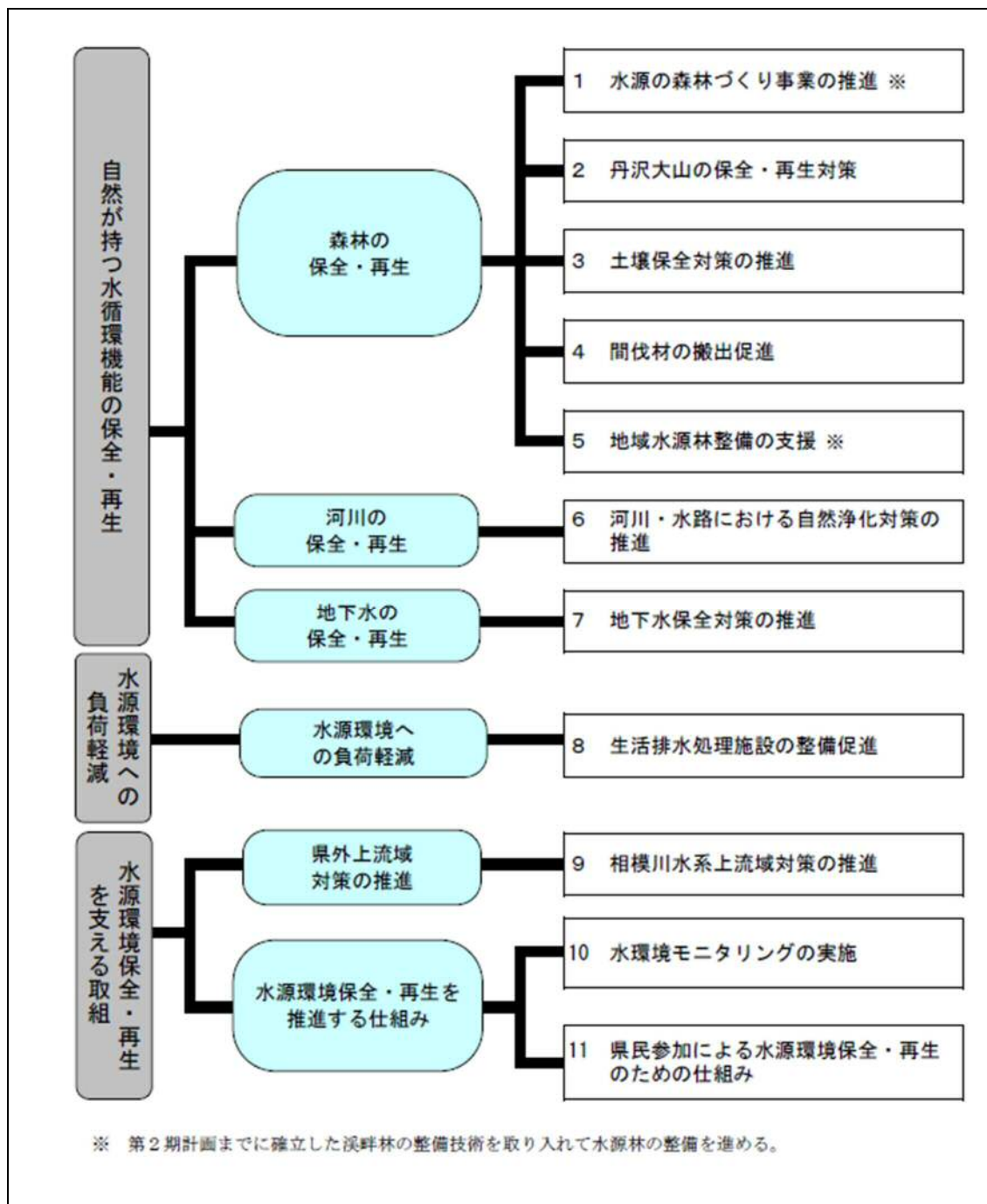
(1) 概要

水源環境保全課は、主に水源環境保全・再生の取組等に関する業務を所管している部署である。

神奈川県は、工業化や都市化による人口の増加に伴う水需要の急増に対応するため、相模ダムの建設をはじめとして水源開発に努め、平成13年に宮ヶ瀬ダムを完成させるなど、経済の発展や豊かな県民生活を支える水資源の供給体制を整えてきた。しかし、水がめである一部のダム湖では周辺地域の生活排水対策の遅れなどによる水質の低下が懸念され、また、雨水を貯える水源地域の森林では人工林の手入れ不足による荒廃が進み、森林の持つ公益的機能の低下が懸念された。そこで神奈川県では、水源環境の保全・再生の取組について、平成19年度以降の20年間における水源環境保全・再生の将来展望と施策の基本方向について「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめるとともに、この施策大綱に基づき、5年間で取り組む特別の対策として「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「5か年計画」という。）を策定し、その財源を確保するための個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を導入している。

平成29年度から5か年計画は第3期目（平成29年度から平成33年度）となり、施策大綱の策定以前から取り組んでいる既存事業と、第3期実行5か年計画に位置付けられた特別対策事業とを総合的に展開し、施策の推進を図っている。施策体系は以下のとおりである。

【図表 3-6-1 第 3 期 5 か年計画の施策体系】

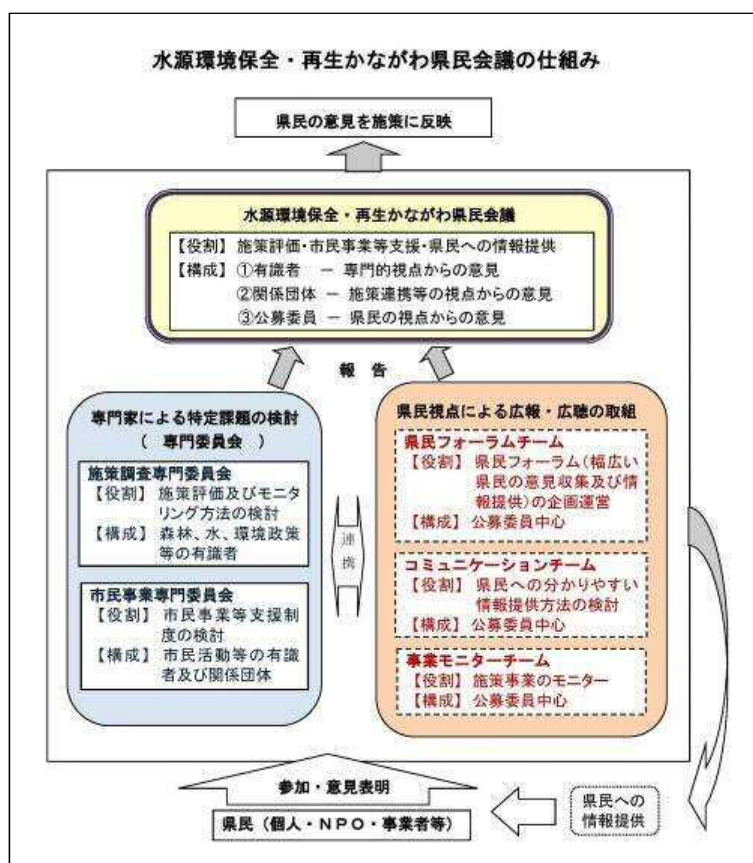


(出典：第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画)

水源環境保全・再生の取組について、広く県民の意見を反映しながら進めていく仕組みとして、神奈川県は、平成 19 年度から有識者・関係団体・公募委員で構成する「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置している。

平成 30 年 3 月に作成された「水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書—（第 2 期・平成 28 年度実績版）」によると、県民会議は、一般県民・学識者など 24 名から成り、5 か年計画に位置付けられている特別対策事業について、事業実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っている。

【図表 3-6-2 県民会議の仕組み（再掲）】



(出典：神奈川県ホームページ 水源環境保全・再生かながわ県民会議
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p1188158.html>)

以上から、神奈川県の水源環境保全施策の特徴は、第一に通常の森林整備施策と別個の枠組みで中長期的な視点から事業展開を実施している、第二に個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による税収を財源として、既存の一般財源等を元にした施策の拡張及び特別施策の推進を実施している、第三に事業推進のモニタリング方法として住民参画の枠組みを採用していることが挙げられる。

水源環境保全課は、「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」（以下「5 か年計画」という。）の施策体系の主要部分を所管している。

水源環境保全課の主要事業は、「水源の森林づくり事業」である。

水源の森林づくり事業は、水源近くの地域にある山林地域に対して水源かん養機能の高い森林を整備することが事業の目的であり、そのために、整備可能となる森林を確保し、確保地域を調査し、間伐採等の整備を行う必要がある。目指すべき森林の形は、地域の特性に応じて様々である。さらに整備を要する地域は広範に及ぶため、この事業の担い手として、神奈川県以外の広い協力が必要となる。このように地域特性、業務内容、実施主体が、様々あり、これらの状況に柔軟に対応するため、水源の森林づくり事業では、森林づくりの7つの手法を採用しており、これらを必要に応じてそれぞれ組み合わせて、制度として運用している。

【図表 3-6-3 水源の森林づくり事業の7つの手法】

制度名	内容	契約当事者	県の財政的な関与
水源林整備協定	20年の協定を所有者と締結して森林整備を行う。	土地所有者と神奈川県	土地所有者へ賃借料の支払い、森林整備等に係る費用
短期水源林整備協定	森林の状況に応じて、10年を基本とする協定を所有者と締結し、森林整備を行う。	土地所有者と神奈川県	森林整備等に係る費用
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、管理・整備を行う。	土地所有者と神奈川県	土地所有者へ土地取得代金の支払い、森林整備等費用
水源分収林	所有者との分収契約により、森林整備を行う。	土地所有者と神奈川県	清算金の支払い、森林整備等費用
環境保全分収林	収益が見込めず、荒廃が懸念される分収林については、契約変更をした上で、より公益的機能の高い森林を目標林型として整備を行う。	土地所有者と神奈川県	清算金の支払い、森林整備等費用
協力協約	所有者が行う森林整備の経費の一部を助成する。	土地所有者と市町村	市町村への補助
長期施業受委託	所有者と森林組合等が長期受委託契約を締結し、森林組合等が森林整備を行う。	土地所有者と森林組合又は森林所有者と神奈川県森林	森林組合又は神奈川県森林組合連合会への補助

		組合連合会	
--	--	-------	--

(出典：「かながわ水源の森林づくり」にご協力をお願いします！、
及び神奈川県ホームページを元に監査人作成)

これらの業務について、包括外部監査の対象とした事業費は以下のとおりである。

	平成29年度 当初予算 (単位：千円)	指摘/意見
自然環境の保全・再生と活用		
2 水源環境保全・再生への取組み		
水源の森林づくり事業費	2,933,914	指摘、意見
水源林土壌保全対策事業費※1	244,608	
市町村事業推進費	1,628,298	
相模川水系県外上流域対策費	38,218	
水環境モニタリング調査費※2	151,551	
県民会議等運営費	47,303	意見
県民参加森林づくり活動事業費	68,234	意見
3 地域の特性を生かした多彩な森林づくり		
保安林改良事業費	129,000	意見

※1 自然環境保全課、及び森林再生課においても実施している事業のため、水源環境保全課の細々事業費の合計と事業費は一致しない。

※2 自然環境保全課においても実施している事業のため、水源環境保全課の細々事業費の合計と事業費は一致しない。

(2) 事業概要

ア. 水源の森林づくり事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
水源林確保事業費			
一般会計	379,231	378,356	378,233
特別会計	238,102	182,244	161,489
水源林確保検討事業費	49,815	49,815	49,561
水源林整備事業費			
一般会計	684,953	678,653	656,069
特別会計	826,200	806,104	756,436

水源林づくり事務費	一般会計	26,290	25,546	24,251
	特別会計	41,933	34,078	26,771
水源林地域森林整備事業費（公共事業）		78,678	78,678	78,678
水源林地域森林整備事業費（公共事業）（事務費）		889	889	887
協力協約推進事業費補助		107,033	96,629	95,816
水源林長期施業受委託事業費		500,790	500,790	480,720

細々事業名	水源林確保事業費 【一般会計】 水源林確保事業費 【特別会計】		
事業目的	水源地域の私有林を県が契約等により確保して、森林の公的な整備・管理を実施し、水源かん養など森林の持つ公益的機能の向上、良質な水の安定的な確保を図る。		
事業概要	<p>ア 水源協定林確保業務</p> <p>人工林において、短期水源林整備協定又は水源林整備協定契約を締結するために必要な区域確定、測量、調査等を行うとともに、水源林整備協定においては、契約締結した森林に対し賃借料を支払う。</p> <p>イ 水源公有林確保業務</p> <p>立木のみのお取り又は森林のお取りに必要な境界確定、測量、価格評価等を実施するとともに、お取り及び権利（所有権）登記等を行う。</p>		
条例・要綱等	神奈川県水源林確保事業実施要綱		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	諸収入（宝くじ収入） 基金繰入金

細々事業名	水源林確保検討事業費		
事業目的	次年度確保予定森林の所有状況等の調査や現地調査と、確保・整備の手法についての検討を行う専門委員会等を実施し、水源林確保の計画的かつ適正な推進を図る。		
事業概要	<p>ア 水源林確保予備調査委託</p> <p>(ア) 水源林確保事業対象地の権利関係調査及び所有者意向調査</p> <p>(イ) 次年度確保候補地の権利関係調査、現地調査、目標林型や管理手法の検討</p>		

	イ 水源の森林づくり事業推進業務 (ア) 水源林確保事業を推進するためのシステム更新等委託等の実施 (イ) 森林等の専門家による委員会や、各地区を単位とし市町村や関係団体を構成員とする協議会の開催等		
条例・要綱等	神奈川県水源林確保事業実施要綱		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	諸収入（宝くじ収入）

細々事業名	水源林整備事業費 【一般会計】 水源林整備事業費 【特別会計】		
事業目的	県で平成9年度から行っている水源の森林づくり事業において確保した森林の整備及び管理を実施するとともに、水源林管理道の整備を行い、水源かん養機能等の公益的機能の高い森林を育成する。		
事業概要	ア 森林整備事業 確保した森林の水源かん養機能を十分発揮させるための森林整備や森林土壌を保全するための柵工など施設整備や森林整備を行うための測量調査、管理・調査・整備・確保を包括的に行う水源林管理委託及び森林の整備・管理に必要な管理道の整備を行う。 イ 管理事業 水源分収林及び水源立木林の森林保険への加入や、施設の維持管理を行う。		
条例・要綱等	神奈川県水源林確保事業実施要綱、神奈川県水源林整備事業執行要領		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源 基金繰入金

細々事業名	水源林づくり事務費（一般会計） 水源林づくり事務費（特別会計）		
事業目的	水源林確保事業及び水源林整備事業の推進を図る。		
事業概要	水源林確保事業及び水源林整備事業を推進するための事務費の執行を行う。		
条例・要綱等	神奈川県水源林確保事業実施要綱、神奈川県水源林整備事業執行		

	要領		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源 基金繰入金

細々事業名	水源地域森林整備事業費（公共事業） 水源地域森林整備事業費（公共事業）（事務費）		
事業目的	水源の森林づくり事業で確保した森林において、国庫補助事業を導入して森林整備を行い水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図る。		
事業概要	確保森林のうち、国庫補助採択要件に適合する森林において、間伐等の森林整備を行う。		
条例・要綱等	森林環境保全整備事業実施要綱、神奈川県水源林確保事業実施要綱、神奈川県水源林整備事業執行要領		
県単事業 /補助事業	補助事業（事業費） 県単事業（事務費）	主な財源	国庫支出金 一般財源

細々事業名	協力協約推進事業費補助		
事業目的	水源地域の森林において、自発的に森林の整備を進める森林所有者と市町村が協力協約を締結することにより、水源林としての適正な森林整備等を実施することに対して補助を行い、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図る。		
事業概要	<p>ア 森林整備 協力協約を締結した森林所有者が行う森林整備や水源林管理道の整備に対して補助する。</p> <p>イ 協力協約締結 市町村と自発的に森林整備を行う森林所有者との協力協約の締結を促進する。</p>		
条例・要綱等	神奈川県協力協約推進事業実施要綱、神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

細々事業名	水源林長期施業受委託事業費		
事業目的	県に代わって森林組合等が森林所有者と森林整備及び管理に係る長期の委託契約を締結し、伐って植えて育てる資源循環を取り戻した持続可能な人工林を目指し森林整備を行う。		
事業概要	<p>ア 確保業務 計画的に事前交渉、測量調査を進め、森林所有者と長期施業受委託契約を締結し、水源林を確保</p> <p>イ 整備業務 集約化による効率的な整備、間伐材の有効活用という視点に立ち、「健全な人工林」を目標林型として、森林の整備・管理計画を策定、実施</p> <p>ウ 管理業務 定期的な巡視や境界杭の復元等による水源林の管理</p>		
条例・要綱等	神奈川県長期施業受委託実施要綱		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

イ. 水源林土壌保全対策事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
中標高域土壌保全対策事業費	5,000	5,000	4,851

細々事業名	中標高域土壌保全対策事業費		
事業目的	水源地域の中標高域において、森林の土壌や植生の保全対策を実施して、水源かん養など森林の持つ公益的機能の向上、良質な水の安定的な確保を図る。		
事業概要	水源の森林エリア内の中標高域の自然林において、森林の土壌や落葉の流出、シカの採食による林床植生の消失などを防ぐため、測量、調査、筋工などの土壌保全工や植生保護柵などの施設整備を実施する。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

ウ. 市町村事業推進費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
市町村補助金（地域水源林整備）	605,800	583,100	566,400
市町村補助金（河川・水路整備）	243,800	241,300	226,366
市町村補助金（地下水保全対策）	122,900	113,400	109,800
市町村補助金 （生活排水処理施設整備）	655,798	655,798	643,563

細々事業名	市町村補助金（地域水源林整備）		
事業目的	地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進することにより、水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。		
事業概要	<p>ア 地域水源林エリアの荒廃が懸念される私有林について、当該市町村が行う確保・整備の取組を支援する。</p> <p>イ 地域水源林エリア及び水源の森林エリアの市町村有林の整備を支援する。</p> <p>ウ 水源の森林エリア内の私有林について、当該市町村が行う確保及び整備の取組を支援する。</p>		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

細々事業名	市町村補助金（河川・水路整備）		
事業目的	相模川水系及び酒匂川水系の取水堰の県内集水域に位置する市町村管理河川やその流域の支流及び水路の環境整備を推進する。		
事業概要	生態系による自然浄化機能や水循環機能を高める効果のある整備手法を用いて、生態系に配慮した河川・水路の整備を実施する市		

	町村への支援を行う。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

細々事業名	市町村補助金（地下水保全対策）		
事業目的	将来にわたり地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持するとともに、地下水の水質が環境基準以下の数値となることを目指す。		
事業概要	市町村が策定した地下水保全計画に基づき地下水かん養対策、地下水汚染対策及び地下水モニタリング等を実施する市町村への支援を行う。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

細々事業名	市町村補助金（生活排水処理施設整備）		
事業目的	県内ダム集水域における公共下水道及び高度処理型合併処理浄化槽の整備と併せて、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く）における合併処理浄化槽の転換促進を図り、県内水源保全地域の生活排水処理率の向上を目指す。		
事業概要	県内ダム集水域において公共下水道及び高度処理型合併処理浄化槽の整備促進に取り組む市町村への支援を行うとともに、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く）において合併処理浄化槽への転換促進に取り組む市町村への支援を行う。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

エ. 相模川水系県外上流域対策費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
森林整備共同事業費	20,000	20,000	20,000
生活排水対策共同事業費	18,218	15,466	14,511

細々事業名	森林整備共同事業費		
事業目的	相模川水系の県外上流域における水源環境の保全・再生の取組の推進を図る。		
事業概要	相模川水系の県外上流域対策について、第1期計画において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して効果的な保全対策を推進する。 荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として推進する。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

細々事業名	生活排水対策共同事業費		
事業目的	相模川水系の県外上流域における水源環境の保全・再生の取組の推進を図る。		
事業概要	相模川水系の県外上流域対策について、第1期計画において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して効果的な保全対策を推進する。 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として推進する。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

オ. 水環境モニタリング調査費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
水源環境調査費	12,291	8,971	8,753

細々事業名	水源環境調査費		
事業目的	「順応的管理」の考え方にに基づき、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図るとともに、施策の効果を県民に分かり易く示す。		
事業概要	県民参加のもとで多様な指標に基づく水質調査を実施する。 水源環境保全・再生施策の実施状況や、施策効果のモニタリング調査に係る情報について、県民へ提供する方法の検討等を行う。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

カ. 県民会議等運営費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
県民会議等運営費	35,303	24,940	22,776
市民事業等支援費	12,000	7,206	7,054

細々事業名	県民会議等運営費		
事業目的	水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民の意志を反映するとともに、県民が主体的に事業に参加する仕組みを創設し、県民の意志を基盤とした施策展開を目指す。		
事業概要	水源環境保全・再生施策に県民の意志を反映させ、県民が主体的に事業に参加する仕組みである「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営を行う。また、水源環境保全・再生施策の実施内容、県民会議の検討状況等を広く県民に広報する取組を推進する。		

条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

細々事業名	市民事業等支援費		
事業目的	県民が参加のもとで水源環境保全・再生施策を推進する仕組みとして、市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動に対し、財政的支援を行う。		
事業概要	市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動に対し、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」のもとで対象事業を認定し、財政的支援を行う。		
条例・要綱等	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

キ. 県民参加森林づくり活動事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
県民参加森林づくり活動事業補助(団体)	68,234	68,234	68,234

細々事業名	県民参加森林づくり活動事業補助(団体)		
事業目的	県民との協働による森林づくり活動を推進するため、森林づくり県民運動推進母体に補助し、県民参加の森林づくりの促進を図る。		
事業概要	森林づくりボランティア活動の実施や森林インストラクターの養成、森林づくり普及啓発活動等を実施する。		
条例・要綱等	かながわ森林基金条例		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	基金繰入金

ク. 保安林改良事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成29年度 当初予算	平成29年度 補正後予算	平成29年度 決算
保安林改良事業費（公共事業）	110,160	110,160	110,160
保安林改良事業費（公共事業）事務費	4,196	4,196	3,773
都市近郊保安林総合整備事業費（単独事業）	14,644	14,644	12,551

細々事業名	保安林改良費（公共事業） 保安林改良費（公共事業）事務費		
事業目的	自然災害等により保安林の機能が低下し、荒廃の恐れのある森林について、改植等を行い、保安林の機能の回復を図る。		
事業概要	保安林の機能回復を図るため、改植、本数調整伐等を行う。		
条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	補助事業（事業費） 県単事業（事務費）	主な財源	県債

細々事業名	都市近郊保安林総合整備事業費（単独事業）		
事業目的	都市近郊の荒廃保安林について地域特性に応じた総合整備を行い、公益的機能の高い森林づくりの推進を図る。		
事業概要	公益的機能の高い森林づくりの推進を図るため、都市近郊の荒廃保安林について、総合的な整備を行う。		
条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	県債

(3) 結果及び意見

(意見事項 21) 水源林確保事業費の賃料の見直しについて

【現状及び課題】

水源林確保事業において、神奈川県と森林所有者の間では、契約期間 20 年、固定賃料の契約が締結される。

当該賃料は、普通財産の保有地等を他者に貸し付ける場合の貸付料算定方法等について規定する「普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準」の考え方を基に、以下の算式で算出されている。

【図表 3-6-4 賃借料単価の算定式】

賃料＝基準年額（県有財産を貸し付ける場合の年額）＋公租公課（固定資産税標準課税額）

※基準年額＝山林の平均評価額×0.04（係数）

公租公課＝山林の平均評価額×1.4/100（固定資産税標準税率）

（出典：神奈川県提出資料）

事業が始まった平成9年当時において、上記山林の平均評価額及び賃料は、平成7年度（県有財産表における平成8年3月31日現在）の県有林の平均評価額をもとに、以下のとおり計算された。

【図表 3-6-5 山林の平均評価額及び賃借料の算定】

山林の平均評価額＝県有林の平均評価額（県有財産表平成8年3月31日現在）

＝（金利を勘案した20年後の想定評価額＋平成7年度評価額）÷2

＝（411,695円/㎡×1.02¹⁹＋411,695円/㎡）÷2

≒505,000円/㎡

賃借料＝（505,000円/㎡×0.04）＋（505,000円/㎡×1.4/100）

＝27,270円/㎡

≒27,000円/㎡（端数切捨て）

（出典：神奈川県提出資料）

なお、賃料は事業開始当初以来27,000円/㎡で固定されており、今後も見直しは特に予定されていない。

【意見】

一般財団法人日本不動産研究所の調査によると、山林素地価格⁴、山林立木価格⁵ともに、平成9年当時の価格から大きく下落していることが見て取れる。

⁴ 用材林地及び薪炭林地の価格であり、いずれも立木を含まない素地の価格。

⁵ 山に立っている樹木の利用材積1m³当たり価格。

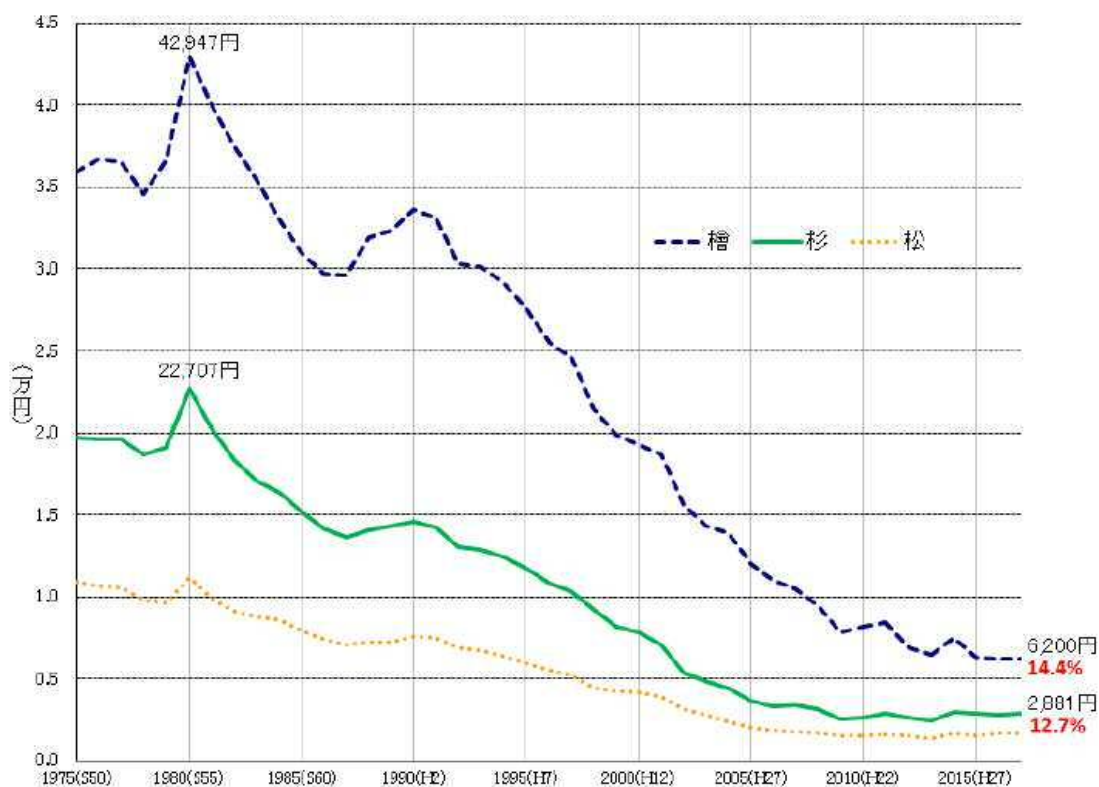
【図表 3-6-6 山林素地価格の推移（全国平均・普通品等・10a 当たり）】



(出典：日本不動産研究所ホームページ
田畑価格・山林価格調査 (2017年3月末現在))

<http://www.reinet.or.jp/wp-content/uploads/2017/10/87664bf5742f0fc4fd1db442b093435a1.pdf>

【図表 3-6-7 山林立木価格の推移（全国平均 1 m³当たり）】



（出典：日本不動産研究所ホームページ
田畑価格・山林価格調査（2017年3月末現在）

<http://www.reinet.or.jp/wp-content/uploads/2017/10/87664bf5742f0fc4fd1db442b093435a1.pdf>

なお、上記調査対象には、神奈川県の実地価格及び檜に係る山林立木価格が含まれておらず、また、県有林の平均評価額は山林素地価格及び山林立木価格と必ずしも一致するものではない。しかしながら、価格推移の傾向に大きな相違はないものと考えられる。

水源林確保事業費は毎年多額に発生しており、平成 29 年度決算は一般会計で 378,233 千円、特別会計で 161,489 千円となっている。

結果論ではあるが、山林素地価格等が大きく下落していること、毎年、小さい金額が水源林確保事業費として発生していることを踏まえれば、相場に応じて年度ごとに固定賃料を見直す事業とすべきだったとも考えられる。

今後契約を締結する案件から上記対応とすることは、契約を進めていくうえで弊害となる可能性はあるものの、賃料負担の大きさに鑑み、大幅な価格変動があった場合などには賃料見直しの余地について検討することが望まれる。

(意見事項 22) 根抵当権が設定されている山林の賃借契約について

【現状及び課題】

水源林確保事業では、20年間という長期の賃借契約が締結される。神奈川県では、確保した水源林について、巨木林、複層林、混交林などの目標林型に向け、長期にわたって整備を行うことになる。そのため、契約条項において、賃借契約後に土地所有者が賃借権又は地上権を設定することは禁止されているほか、水源協定対象地等を譲渡する場合には事前に神奈川県と協議し、同意を得なければならないなどとされている。

平成 29 年度に新たに契約締結された案件の中に、根抵当権が設定されている山林に係る契約が含まれていた。契約時に抵当権、根抵当権の設定がある場合に盛り込むべき条項は契約書に適切に盛り込まれていたが、そもそも契約締結することの当否については、根抵当権の設定状況、会社訪問による経営実態の確認により検討が行われていた。

【意見】

神奈川県は、銀行借入に伴う根抵当権の設定が、会社経営上一般的に行われるものとの理由に基づき、契約締結の当否を判断していた。根抵当権の設定が一般的であること自体は否定しないが、会社の経営状況によっては、担保権が行使されるリスクが高いケースも想定される。

水源林の整備が 20 年という長期にわたって行われるものということを踏まえれば、計算書類など、会社の財務状況がわかる資料を可能な範囲で入手し、担保権が行使される可能性も踏まえて契約締結の当否を判断する対応を取ることが望まれる。

(意見事項 23) 水源林確保事業における支払手続の事務負担軽減について

【現状及び課題】

水源林確保事業の主な業務は、神奈川県が地権者と水源林協定契約を締結し、地権者に毎年賃借料を支払うものである。賃借料の支払手続は各地域県政総合センターで行っており、その概要は次のとおりである。センターの担当者は、年度末に支出命令に係る伺いを作成する。その際、請求書の省略要望に伴い、神奈川県財務規則が改正されたものの、引き続き添付を求められているため（神奈川県財務規則第 72 条）、担当者は、契約者に対して請求書の提出を依頼する。請求書の受領後、年度末から 1 カ月以内に支払い手続を実施するものとされている（神奈川県財務規則の運用について第 136 条）。

本契約は、平成 29 年度から開始した短期水源林整備協定を除き、最長で約 20 年間の長期契約とされている。本事業は開始してから約 20 年を経過している。水源協定林の契約累計件数は、平成 29 年度で約 5,600 件に上る。

【意見】

協定契約に係る賃借料の支払いは、短期間での処理件数が約 5,600 件に上り、職員の作業負担が相当程度大きいものとなっているため、業務の見直しが望まれる。

例えば、現在の運用では、賃借料の支払いに際して請求書の入手が必須とされている。これは、神奈川県財務規則第 72 条の原則的な処理によった場合であり、同条第 2 項 (9) では、財政課長が請求書を徴する必要がないと認めたものについては、請求書の添付を省略できるものとされているが、「請求書を徴することが困難な場合」に限定されている。そのため、不動産賃借における慣行や 20 年間という長期の賃貸借であることも考慮して神奈川県財務規則及び同運用通知の改正を含めた、業務の簡略化を検討する余地がある。

また、現在は、年度末経過後 1 カ月以内の支払完了がルール化されているが神奈川県財務規則の運用について第 136 条では、会計管理者が認めた場合では出納整理期間である年度末から 2 カ月以内の支払いも認められている。よって、同規定を弾力的かつ柔軟に運用し、2 カ月以内の処理とすることで業務量の平準化を図ることも可能である。このような多数の支払いについては、通常の契約に基づく支払い行為とは区別して、事務負担軽減の観点から事務の簡略化及び平準化を進めることが望ましい。

神奈川県財務規則第 72 条第 2 項 (一部抜粋)

支出命令に係る伺いは、支出命令票又は執行伺票兼支出命令票によることとし、当該伺いには、～ (中略) ～請求書を添付するものとする。ただし、次に掲げる経費の支出命令に係る伺いについては請求書の添付を省略することができる。

- (1) 給与費、恩給及び退職年金、賃金並びに旅費 (外国旅行に係るもの、概算払及びその精算に係るもの並びに現金で支給するものを除く。)
- (2) 見舞金、弔慰金及び謝礼金
- (3) 投資及び出資金
- (4) 積立金
- (5) 寄附金
- (6) 繰出金
- (7) 第 75 条に規定する資金前渡に係る経費
- (8) 土地又は建物の使用料で、請求書の取得が困難であると認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、財政課長が請求書を徴することが困難であると認めたもの又は請求書を徴する必要がないと認めたもの

(出典：神奈川県財務規則)

(意見事項 24) 事前公募方式による水源林整備事業の業務実施要件の見直しについて

【現状及び課題】

水源林整備事業は、水源林確保事業で確保した水源林について、水源林かん養機能の向上を目的とした間伐、伐採等の整備を実施する事業である。

この業務は、大別すると通常の整備業務を実施するものと、水源林管理委託業務(以下「管理委託」という。)と呼ばれるものの2種類に分けられる。

通常の整備業務は、受注者は、下草刈り、間伐、伐採等の森林整備を実施する。整備が必要な地域の把握や具体的などのような整備をするかといった工種調査を神奈川県が実施するため、受注者は実施しない。発注1件当たりの契約金額は、おおよそ数十万円から二千万円程度である。調達是一般競争入札により行われる。

一方で、管理委託は、神奈川県が業務範囲となる地域を設定し、その範囲内の森林整備業務、森林管理業務、森林調査業務等を包括的に事業者へ委託するものである。発注1件当たりの契約金額規模は、おおよそ数千万円程度になり、対象となる地域は、通常の整備業務よりも広範である。事業者は整備業務に加えて、管理実施計画作成、定期巡視等の森林管理業務や整備工種調査等の森林調査業務といった計画立案業務を実施する。このため、事業者にとっては整備業務よりも多岐に渡る業務を実施することになる。

管理委託の多くが、事前公募方式より行われる。事前公募方式とは、事前に案件の公募を行い、他者が参加意思を表明しなければ県の指定する事業者と随意契約する神奈川県の調達方式の一つである。管理委託における事前公募方式の運用方針は次のとおりである。まず、初年度の発注は業務実施要件等を設けた条件付き一般競争入札により実施する。次年度以降は事前公募方式に基づき、他事業者へ参加可否を公募し、他事業者の募集がなければ前年度の事業者と随意契約を行い、他事業者の応募があれば条件付き一般競争入札を実施する。一度、他事業者の募集があった管理委託は、以降の年度は条件付き一般競争入札により行い、事前公募方式は採用しない。

通常の整備業務と管理委託業務の違いを要約すると以下の表のとおりである。

【表 3-6-8 通常の整備業務と管理委託業務の比較】

	通常の整備業務	管理委託業務
調達の内容	間伐、伐採等の森林整備業務	左記森林整備業務に加えて、森林管理業務、森林調査業務 等

調達規模	数十万円～二千万円程度	数千万円程度
整備範囲の程度	限定的	広域
主な調達方式	一般競争入札	事前公募方式（随意契約又は一般競争入札）

（出典：神奈川県担当者へのヒアリング等を元に作成）

事前公募方式に基づく管理委託の内、随意契約によるものの締結状況を確認したところ、管理委託方式による発注件数は平成 29 年度実績で 13 件（約 573 百万円）だったが、この内、随意契約が過年度から 3 年以上続いていたものが 8 件（約 380 百万円）だった。すなわち、半数以上の発注が他事業者からの申し出がなく、複数年にわたり同じ事業者との随意契約が続いている状況であった。長いものでは、平成 19 年から他事業者からの申し出がなく、随意契約となっている状況が継続していた。

管理委託における条件付き一般競争入札及び事前公募方式による他事業者の参加にあたっては、業務実施要件を満たすことが求められている。管理委託における業務実施要件の例は、以下のとおりである。

○事前公募方式の業務実施要件（標準例）

（～中略～）

6 次に示す技術的要件を満たすものであること。

（2）流域全体の森林現況等を熟知しており、的確な森林情報を含む現場把握をしていることとし、次に示す項目について書面で提供できること。

- ①管理流域内の確保森林（管理森林）への到達方法（車道からの進入口、ルート、到達時間等）
- ②管理森林内の巡視経路（ルート、巡視時間等）
- ③管理流域内の荒廃溪流及び崩壊地等の位置
- ④管理森林内の森林整備の必要箇所及びその内容
- ⑤管理流域内の荒廃状況が激しく、早急に確保することが必要な箇所
- ⑥管理流域内確保森林の所有者の情報（所有者名）を 5 割以上提供できること

（出典：水源林管理委託業務の執行について（通知）平成 30 年 1 月 25 日）

記載のとおり、業務実施要件には、「④管理森林内の森林整備の必要箇所及びその内容」や「⑤管理流域内の荒廃状況が激しく、早急に確保することが必要な箇所」といった具体的な整備箇所を把握していることが定められている。

なお、実際にこれらの要件を定め、平成 30 年に発注した「白沢流域ほかに係る管

理委託」では、他業者からの参加意思表示があり、条件付き一般競争入札となったものの、落札した他業者が当該業務実施要件を満たさずに、最終的に前年度の事業者と契約する事案があった。

【意見】

管理委託は、通常の森林整備業務より高度な業務であることから、一定の業務実施要件を設けること自体は不合理ではないが、管理委託の業務実施要件で定められている「管理森林内の森林整備の必要箇所及びその内容」や「管理流域内の荒廃状況が激しく、早急に確保することが必要な箇所」といった内容は、過去に一度管理委託を受注した業者でなければ、現実的に正確に把握することが困難な内容である。また、これらの内容は、本来委託業務内容の森林調査業務にて実施すべきもの、あるいは前年度の事業者の成果物等で引き継ぐべきものである。このため、これらを事前の参加要件として新規参入の事業者に課すことは、技術的要件の範疇を超えている。

実際に、前述のとおり、管理委託は随意契約が継続しているものが多数である。これらの状況を総合的に勘案すると、業務実施要件を見直し、一定の技術力を有する事業者の参入機会を確保することが望まれる。

(意見事項 25) 管理委託の単年度契約の見直しについて

【現状と課題】

水源林整備事業の管理委託は、事前公募方式を採用しており、これは単年度の契約を前提とした発注形式である。すなわち、前述のとおり、本事業の事前公募方式に基づく発注方式は、他事業者へ参加可否を公募し、他事業者の募集がなければ前年度の事業者と随意契約を行い、他事業者の応募があれば条件付き一般競争入札を実施するものであり、一度、他事業者の募集があった管理委託は、以降の年度は条件付き一般競争入札により行うものである。

【意見】

本事業による事前公募方式自体は、業務実施条件を満たした事業者であれば、誰でも参入可能な制度であるため、単年度毎に事業者が変わり得る（ただし、条件達成が困難になっている点は「意見事項 24 事前公募方式による水源林整備事業の業務実施要件の見直しについて」で記載したとおりである）。

この点、神奈川県は、水源林整備についてかながわ水源環境保全・再生実行 5 年計画を定めて、中長期的な視点から水源林環境整備を推進している。このような点を鑑みると、管理委託のような計画立案機能を含む包括的な委託においては、中長期的な関係を前提とした調達を行う方が事業全体の有効性を高めることができるものと思料する。このため、単年度契約を前提とせずに、複数年契約といった調達

方法を検討することが望ましい。

(指摘事項 2) 水源林整備事業における工事設計額の変更に係る協議簿の作成について

【現状及び課題】

水源林整備事業における請負業務に関し、工事の途中で工事設計額の変更の必要が生じた場合は、都度遅滞なく行うものとされているが、これにより難しい場合は、設計変更打合せ簿等を作成し、全体数量が確定した後に行うこととしている(神奈川県環境農政局森林整備業務事務取扱要領(以下「整備事務要領」という。)第18条第6項第1号4号)。この設計変更打合せ簿は協議又は決裁を要するものである。

この点、軽微な変更については、一部の地域県政総合センターでは設計変更打合せ簿の作成を省略する場合があるということであった。

神奈川県環境農政局森林整備業務事務取扱要領

第18条 設計変更とは、神奈川県工事執行規則及び森林整備業務契約書に定めるところにより、原設計を変更することをいう。

(中略)

6 設計変更は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、追加業務等の全体数量が確定できない等の理由により、その都度設計変更を行なうことが不合理である場合など、これにより難しい場合にあっては、次の手続きを行なうことにより、当該変更に係る業務等の全体数量が確定した後に行うことができるものとする。

(1) 監督員は、設計変更打合せ簿(第1号様式)により設計変更要因の発生の都度速やかに主管課長又は所長の決裁を受けるものとする。この場合において、事務事業の指定による執行に係る業務にあっては、決裁した変更打合せ簿の写しを主管課長へ送付するものとする。

(中略)

(4) 設計変更打合せ簿による協議又は決済ののち可能な限り速やかに変更設計書により変更契約を行なうものとする。ただし、追加業務等の全体数量が確定できない等の理由により、その都度設計変更を行なうことが不合理である場合などにおいて、主要な工種の追加がないものは、工期末(債務負担行為の業務等にあっては、各会計年度末の工期末)までに行なうことができるものとする。

(出典：神奈川県環境農政局森林整備業務事務取扱要領)

【指摘】

現行の整備事務要領では、軽微な変更について、打合せ簿の作成を要しないとい

う取扱いは定められていない以上、軽微な変更であっても、原則に従い神奈川県環境農政局森林整備業務事務取扱要領に則った手続きを徹底すべきである。

(意見事項 26) 補助金の額の確定に係る検査方法の見直しについて

【現状及び課題】

協力協約推進事業費補助は、自発的に森林の整備を進める森林所有者と市町村が協力協約を締結することにより、水源林としての適正な森林整備等を実施することに対して補助を行うものである。事業の実施主体は、市町村と協約を締結した森林所有者である。神奈川県は、市町村が森林所有者に補助を行うことに対して、補助金を交付する。

市町村は、神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱（以下「協力推進要綱」という。）で定められている事業実績報告書に協力推進別表の書類を添付し、事業完了の日から 30 日を経過した日又は次の年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに神奈川県に提出する。別表に添付する書類の例は以下のとおりである。

事業実績報告書添付書類（事業種別森林整備Bの場合）

- 1 実測図
- 2 事業実績書
- 3 収支精算書
- 4 完成検査調書
- 5 協力協約書（写）ただし、申請時と同じ場合は省略する。
- 6 既存の事業補助金申請書（写）

（出典：協力推進要綱 別表 1）

神奈川県は事業実績報告書等を受領後、神奈川県協力協約推進事業完了確認検査要領（以下「協力推進検査要領」）という。）に従って、補助金の交付等に関する規則第 13 条に規定する補助金の額の確定のために、これらの資料に基づく完成確認検査を行い、検査結果について補助事業完了確認書を作成する。現地調査は、必要に応じて行うものとしている（協力推進検査要領第 3 条）。

協力協約推進事業費補助は、業務の実施主体が森林所有者であり、神奈川県と市町村は、それぞれ補助金を支給する立場にある。従って検査の際に神奈川県と市町村で二重の事務になっていないか、反対に、市も県も現地調査を実施していない案件がないかについて確認するため、市町村から提出される事業実績報告書等及び神奈川県が補助金の額を確定するための書類の閲覧を行った。

その結果、市町村から完成検査調書が提出されておらず、市町村の支出命令書で書類を代替している事例が散見された。事業担当者によると、市町村が行う補助金

の検査に際して、金額等によっては、完成検査調書が作成されない場合があるためとのことであった。この場合、県では、協力推進要綱には明記されていないものの、実際の履行確認のため、支出命令書に加えて現地の写真などを取り寄せ、確認を行っているということであった。

【意見】

現行の運用では、市町村が完成検査調書を作成しておらず支出命令書のみしか作成していない場合も、各団体のルールによっては想定される。支出命令書を添付している場合については、現地の写真などを閲覧しているとのことであり、それ自体の対応は代替的な確認手段としては問題ないものと思われる。ただし、協力推進要領及び協力推進検査要領では、添付書類の閲覧又は現地調査のみの取扱いしか定められておらず、代替的な方法については特段記載されていない。そのため、市町村が完成検査調書を作成していない場合の取扱いを協力推進要綱や推進検査要領において明確にすることが望まれる。

(意見事項 27) 水源林長期施業受委託補助の補助対象団体の緩和について

【現状及び課題】

水源林長期施業受委託とは、森林整備により間伐材等の搬出が可能であり、整備後の間伐材の売却等により、長期的な事業採算が確保されることが見込まれる地域に対して、事業者が森林所有者と10年間以上20年未満という長期契約を締結し、森林整備を実施するものである。神奈川県は事業者の実施した事業費に対して補助する。補助率は、事業費の8割～10割である。

神奈川県水源林長期施業受委託事業補助金交付要綱によると補助金の交付対象としているのは、森林組合及び神奈川県森林組合連合会のみである。神奈川県が補助金の支給先を森林組合及び神奈川県森林組合連合会に限定している理由は、①森林組合は森林所有者の7割を占める組合員に対する信用と森林マネジメント能力、組織力を有しており、事業の円滑な推進が期待できること、②森林組合法において神奈川県の指導監督下であり、また地域林業の中核的団体として一定の公益性性格を持つ中間的団体であるなど、水源環境税の実施主体としての信頼性が確保できると考えられているためであること、としている。

一方で、他の事業者を補助金の交付対象としていない理由は、林業会社などの林業事業体は、大部分が中小零細規模であり、長期間の契約主体として不安があるため、水源林長期施業受委託の実施主体としては考えられていない、としている。

【意見】

間伐材等は、近年地球温暖化の問題や廃棄物の問題への対応から、環境面で優れている木質バイオマスの利用に注目が集まっている等、燃料としての資源価値が見

直されている。このように技術革新が期待される領域であるため、民間事業者による積極的な事業参入が望まれる。このため、民間の林業事業主体も補助金の交付対象として認めることが望ましい。

なお、現在は神奈川県が、森林事業主体が中小零細規模であること等を理由に民間企業を補助制度の対象にしていないが、民間企業であっても、一定程度の安定経営をしている事業者は存在することから、財産的信用性が確認できれば問題ないはずである。また、本事業の長期施業受委託事業の補助総額は、平成 29 年度の執行額が 480,720 千円にのぼるなど多額である。事業者が長期施業受委託を締結すれば、10 年から 20 年にわたって安定的に収入を得る手段を確保することが可能であることから民間事業者の長期的な育成という観点でも補助の対象団体の拡大を検討することが望ましい。

(意見事項 28) もり・みず市民事業支援補助金の対象団体の緩和について

【現状及び課題】

県民会議等運営費の細々事業である市民事業等支援費は、県民参加のもとで水源環境保全・再生施策を推進する仕組みとして、市民団体やNPO等が実施する水源環境保全・再生活動に対し、財政的援助を行うものであり、これらの団体に対して「もり・みず市民事業支援補助金」を交付している。平成 29 年度は、17 の団体に対して補助金を支給している。

「水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱（以下「市民補助交付要綱」という。）」では、市民事業等支援事業の補助の対象は以下のとおりとされている。

市民補助交付要綱より抜粋

(補助の対象団体)

第3条 補助金の対象団体は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 5人以上で構成され、継続的かつ計画的に事業を実施できること
- (2) 団体規約等を有すること
- (3) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- (4) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと
- (5) 神奈川県知事が交付する補助金等を受けていない団体であること
- (6) 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

(出典：市民補助交付要綱)

市民補助交付要綱第 3 条 5 号には「神奈川県知事が交付する補助金等を受けていない団体であること」という条項が設けられており、神奈川県から他の補助金の支給を受けていれば、市民事業等支援補助の対象とはならず、対象団体の範囲を狭め

ている。

【意見】

他の補助金との重複支給を避けるという目的を達成するためであれば、神奈川県から支給されている他の補助金の充当の有無を確認すれば十分である。対象事業に補助金が充当されていない場合にも補助金の受給要件から外れてしまう現在の市民補助交付要綱の記載は、必要以上に要件を狭めている。補助事業者は、様々な補助金等を受給していることが想定できることから、市民補助交付要綱第3条5号の記載を見直すことが望まれる。

(意見事項 29) もり・みず市民事業支援補助金の補助対象経費の拡大について

【現状及び課題】

もり・みず市民事業支援補助金の補助事業実施の手引きでは、補助対象外となる経費の例として以下の項目が掲げられている。

【図表 3-6-9 補助対象外となる経費の例】

事務所家賃、スタッフ人件費、食糧費、イベント等一般参加者の交通費、光熱水費、通信費、会員の所有物を借りた際の借用料または謝礼金、団体の構成員に対する手当、謝礼金（事業参加にかかる手当、講師謝礼など）、神事に要する経費、事業実施個所の土地所有者への地代（謝礼金）、領収書により確認できない経費、その他県が適切でないと認めた経費

(出典：もり・みず市民事業支援補助金 補助事業実施の手引き)

記載のとおり、市民事業等支援事業の補助対象経費となるのは、直接費に限定されており、職員の人件費や事務所家賃、通信費といったいわゆる間接費項目については、補助対象経費から除外されている。

もり・みず市民事業支援補助金の応募件数、採択件数は、以下のとおりである。近年、応募事業数の減少が続いており、補助金の活用促進が課題とされている。

【図表 3-6-10 もり・みず市民事業支援補助金の募集状況】

年度	(A) 応募事業数 (団体数)	(B) 採択事業数 (団体数)	(A-B) 差
27	45 (28)	41 (28)	4 (0)
28	42 (26)	38 (24)	4 (2)
29	26 (17)	26 (17)	0 (0)

(出典：神奈川県提出資料)

【意見】

「水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条の趣旨には、「水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、市民事業の活性化や新たな市民事業の発生が期待される市民事業等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する」とある。補助事業者が新規に事業を実施又は既存事業の拡大を図るためには、事業に必要な経費は直接費のみでは足りず、事業を実施するための職員人件費や事務所等の間接経費が必要になる。

前述のとおり、制度への応募数が年々減少していることから、補助金の申請団体数増加のために、人件費や間接費も補助対象経費となるように対象経費の拡大を検討されたい。

この際、人件費や間接費を厳密に算定し、補助対象経費として認めると、管理や確認の事務が煩雑になる懸念がある。そのため、例えば直接費の一定割合又は一定額を一般管理費として補助対象経費の参入として認めるといった方法が考えられる。

（意見事項 30）県民参加森林づくり活動事業におけるトラスト財団への補助の相当性を判断するための中長期計画や管理指標の設定等について

【現状と課題】

県民参加森林づくり活動事業費は、神奈川県の出資団体である公益財団かながわトラストみどり財団（以下「トラスト財団」という。）が実施する森林づくりボランティア活動の実施や森林インストラクターの養成、森林づくり普及啓発活動等に対して、その実施額を補助するものである。トラスト財団の事業全体に関する内容は第3 8. 公益財団法人かながわトラストみどり財団参照。平成29年度の補助実績額は、68,234千円である。

本事業はかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の対象事業ではなく、アウトカム指標やアウトプット指標等、目標管理のための各種指標や、中長期的な事業目標は特段設定されていない。トラスト財団に対しては、補助金の支給手続きのために、単年度毎にトラスト財団から事業計画書と実施報告書の提出を求めるのみである。

また、当該事業は個別の補助要綱や交付要領が作成されていない。トラスト財団は毎年補助金の申請を行い、それに対して神奈川県が、補助金の交付等に関する規則に基づいて個別の交付の決定を行い、トラスト財団に補助金を支給している。

【意見】

神奈川県の水源地施策の主要部分は、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画事業で計画・進捗管理されているが、本事業はこの枠組みの外で実施しており、現状は事業実施の効率性を判断するための管理指標が設定されていない。補助金の

支給の必要性、有効性、効率性等を管理するために、神奈川県としてトラスト財団にアウトカム指標やアウトプット指標等の管理指標を定めて神奈川県として継続的にモニタリングすることが望ましい。また、個別の要綱等がなく補助対象経費の範囲が曖昧であることから、これらを定め、補助対象経費の範囲を明確にすることが望ましい。

(意見事項 31) 業務完成届受領以降の変更契約の締結について

【現状及び課題】

神奈川県県西地域県政総合センターにて執行した、森林整備業務である「平成 29 年度ヒネゴ沢保安林整備業務 (その 1)」は、平成 29 年 9 月 7 日に森林整備業務契約書が締結されている。契約期間は平成 29 年 9 月 7 日から平成 29 年 12 月 18 日であった。神奈川県は、概算設計箇所に関する山林径路新設の増工のため、契約変更のための起案を平成 29 年 12 月 8 日に行い、同日に決裁の後、平成 29 年 12 月 12 日に森林整備業務変更契約書 (第 1 回) を締結している。

しかしながら、請負業者からの業務完了届は平成 29 年 12 月 11 日に提出され、同日に神奈川県が受領していた。そのため、変更契約の締結前に業務が完了していたことになる。なお、神奈川県は平成 29 年 12 月 18 日に業務完了検査を実施し、検査が完了している。

【意見】

請負工事契約等において、概算設計を行っている場合は、工事最終段階で工事内容確定のための変更契約を締結することは通常行われる事務であると思われる。また、県は、本件では業務完了届以前に、設計変更の必要性を事前の協議等により認識しており、事業者が一方的に実施した工事を追認したものではなかった。しかしながら、本来であれば変更契約を行った後に当該契約内容に従った業務の実施があるところ、契約変更前に業務完了届が提出され、神奈川県がそれを受領することは、契約の形がい化につながるおそれがある。変更契約の締結は、業務の完了以前に実施されるよう、事業期間の十分な確保を行うべきである。

7. 緑政部 森林再生課

(1) 概要

森林再生課は、主に「森林計画」、「治山林道」、「林業普及指導」、「森林組合の指導」、「県産木材の利用促進」などの業務を所管している部署である。森林には、木材等の林産物を供給するほか、水源の涵（かん）養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、さらには野生動植物の生息・生育の場としての機能など様々な機能があり、森林再生課には、こうした森林のもつ様々な機能をより高度に、かつ持続的に発揮していくことが求められている。それぞれの業務の概要は以下のとおりである。

「森林計画」に関する業務として、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に即して5年ごとに神奈川県森林計画を策定している。神奈川県地域森林計画は、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮することを目的に、神奈川県森林計画区（以下「計画区」という。）の民有林を対象に、森林法第5条の規定に基づき、対象となる森林の区域を設定するとともに、国の定める全国森林計画に即して、森林整備及び保全の目標や、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設、鳥獣害の防止等に関する事項を明らかにし、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の樹立にあたっての指針を示すものである。

「治山林道」に関する業務のうち、代表的な業務として治山事業がある。神奈川県では、森林法第41条で規定されている保安施設事業と、地すべり等防止法で規定されている地すべり防止工事に関する事業を治山事業と定義している。治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、森林法により策定された森林整備保全事業計画に基づき、計画的に実施されている。

（参考条文）

森林法

第41条（1）

農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号（※）までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

（※）第二十五条第一項第一号から第七号については以下のとおり。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備

- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備

(出典：森林法)

「林業普及指導」、「森林組合の指導」に関する業務としては、林業従事予定者に対するかながわ森林塾の実施や、森林組合連合会に対する生産指導などを実施している。また、「県産木材の利用促進」に関する業務としては、木造公共施設等整備費補助事業において県産木材の利用を補助金の採択要件とするなど、県産木材の利用促進に関する業務を行っている。

これらの業務について、包括外部監査の対象とした事業費は以下のとおりである。

事業名	平成 29 年度 当初予算 (単位：千円)	指摘/意見
自然環境の保全・再生と活用		
・自然公園等の管理		
2 水源環境保全・再生への取組み		
水源林土壌保全対策事業費※	244,608	
3 地域の特性を生かした多彩な森林づくり		
造林事業費	85,025	意見
治山事業費	868,275	
農林水産業の活性化		
3 林業の振興		
木造公共施設等整備費補助	61,800	
間伐材搬出促進事業費	298,026	意見
かながわ森林塾推進事業費	66,443	
林道開設事業費	194,021	
林道改良事業費	648,570	指摘、意見
大規模な災害への対応力の強化		
林業施設災害復旧費	124,500	意見

※自然環境保全課及び水源環境保全課においても実施している事業のため、森林再生課の細々事業費の合計と事業費は一致しない。

(2) 事業概要

ア. 造林事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
造林事業費（公共事業・市町村）	1,368	1,980	1,980
造林事業費（公共事業・団体）	68,846	60,075	60,075
造林事業費（公共事業）（事務費）	1,576	1,576	1,144
造林事業費（単独事業・団体）	13,235	13,235	13,235

細々事業名	造林事業費（公共事業・市町村） 造林事業費（公共事業・団体） 造林事業費（公共事業）（事務費） 造林事業費（単独事業・団体）		
事業目的	市町村が行う造林及び団体等が行う造林事業に対して補助を行い、森林資源の確保と公益的機能の増進を図る。		
事業概要	（公共） 5か年計画（神奈川地域森林環境保全整備事業計画）に基づき、市町村、森林組合連合会や森林組合が行う植栽から保育までの一貫した造林事業の実施に対して、国庫補助金等を財源に補助を行う。造林事業の実施主体に応じて、細々事業は分かれている。 （単独） 国庫補助対象外の、森林組合等が行う植栽から保育までの一貫した造林事業の実施に対して、県の単独事業として補助を行う。 【補助対象（公共事業、単独事業で同様）】 ア 下刈 0.1ha 以上で 10 年生以下の人工林 イ 除伐等 0.1ha 以上で 25 年生以下 ウ 枝打 0.1ha 以上で 30 年生以下 エ 間伐 5.0ha 以上で 60 年生以下の一定量の木材を搬出している場合		
条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	（公共）補助事業 （単独）県単事業	主な財源	（公共）国庫支出金（造林事業費補助金）、県債、一

			般財源 (単独) 補助金 (神奈川県 造林補助事業補助金)
--	--	--	-------------------------------------

イ. 治山事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
治山事業費 (公共事業)	743,878	736,768	736,619
治山事業費 (公共事業) (事務 費)	25,941	25,941	22,413
治山事業費 (単独事業)	98,456	154,259	146,343

細々事業名	治山事業費 (公共事業) 治山事業費 (公共事業) (事務費)		
事業目的	荒廃地の復旧、山地災害危険地区の保全を行い、山地災害の防止、 水源かん養機能の拡充強化、生活環境の保全形成を図る。		
事業概要	山地災害の防止、水源かん養機能の拡充強化、生活環境の保全形 成を図るため、治山ダム工等の施工を行う。 ア 復旧治山事業 足柄上郡山北町山市場 (峰ノ沢) ほか 7箇所 イ 予防治山事業 相模原市緑区長竹 (長竹) ほか 10 箇所 ウ その他事業 足柄上郡山北町世附 (芦沢ほか) ほか 1 箇所		
条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金 (治山事業費 補助金、治山事業費交付 金)、県債、一般財源

細々事業名	治山事業費 (単独事業)		
事業目的	小規模荒廃溪流等の危険箇所について、防災対策上、緊急に整備 を行い、災害発生の未然防止を図る。		
事業概要	ア 小規模治山事業費 小規模荒廃溪流等の危険箇所の整備を行う。 イ 治山施設維持管理事業費 治山施設の維持管理を行う		

条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	県債、一般財源

ウ. 木造公共施設等整備費補助

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
木造公共施設等整備費補助 (市町村)(国庫)	31,800	0	0
木造公共施設等整備費補助(団 体)(国庫)	30,000	3,075	3,075

細々事業名	木造公共施設等整備費補助(市町村)(国庫) 木造公共施設等整備費補助(団体)(国庫)		
事業目的	県産木材(産地認証材、品質認証材)の利用促進を図るため、市町村や事業主体が行う県産木材を使用した木造施設整備や内装木質化の整備に対し、補助する。		
事業概要	市町村が行う県産木材を使用した木造施設の整備に要する経費の補助および事業主体が行う県産木材を使用した木造施設の整備に要する経費の補助や内装木質化に要する経費の補助		
条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	補助事業	主な財源	補助金・交付金(神奈川県 林業・木材産業等振興交 付金)

エ. 間伐材搬出促進事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
間伐材搬出促進事業費	296,996	296,996	296,197
間伐材搬出推進事業事務費	1,030	1,030	572

細々事業名	間伐材搬出促進事業費 間伐材搬出推進事業事務費		
-------	----------------------------	--	--

事業目的	森林整備に伴い生産される間伐材の有効活用に対する助成を行い、森林の持つ公益的機能の増進を図るとともに木材（原木）供給体制の整備を図る。		
事業概要	<p>ア 間伐材搬出促進事業費補助 林道から概ね 200m 以内の範囲の森林を対象として、間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成する。</p> <p>イ 生産指導活動事業費補助 森林組合連合会が行う、搬出事業者等に対する造材・仕分け指導や生産効率の高い搬出方法の普及定着を図るための生産効率調査・検証、搬出事業者と製材工場等との需給調整の仕組みづくり・運営を行う経費に対して助成する。</p>		
条例・要綱等	かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画		
県単事業 /補助事業	補助事業	主な財源	補助金・交付金（間伐材搬出促進事業補助金、生産指導活動事業補助金）

オ. かながわ森林塾推進事業費

（単位：千円）

細々事業名	かながわ森林塾推進事業費
事業目的	<p>森林整備量の動向や高齢化に対応した林業労働力の量的確保を図る。</p> <p>多彩な森林づくりや間伐材搬出促進に対応した林業労働力の質的確保を図る。</p>
事業概要	<p>ア 森林体験コース事業費 新規就業希望者を対象に、就業意識の明確化や適性の見極めを行う。また、他業種からの新規参入を促進するため、造園土木業者の従業員などを対象に森林整備基本研修を実施する。</p> <p>イ 演習林実習コース事業費 本格的な就業に備え、基礎技術の習得及び体力の向上を図るため、森林体験コース修了者を対象に実地研修を行う。</p> <p>ウ 素材生産技術コース事業費 高性能林業機械による路網整備及び搬出の技術向上を図る。</p> <p>エ 流域森林管理士コース事業費 森林を総合的にマネジメントできる幅広い知識や高度な技術の習得を図る。</p>

条例・要綱等	林業労働力の確保の促進に関する法律		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	繰入金（水源環境保全・再生基金）、諸収入
平成 29 年度当初予算	平成 29 年度補正後予算	平成 29 年度決算	
66,443	60,567	55,821	

カ. 林道開設事業費

（単位：千円）

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
林道開設事業費（公共事業）	177,802	133,662	133,662
林道開設事業費（単独事業）	1,744	1,744	1,739
林道開設事業費（公共事業） （事務費）	14,475	14,475	12,259

細々事業名	林道開設事業費（公共事業） 林道開設事業費（単独事業） 林道開設事業費（公共事業）（事務費）		
事業目的	<p>（公共） 県営林道の開設を行い、林業経営の効率化と森林の適正な管理を図る。</p> <p>（単独） 公共事業により開設工事を実施する県営林道において、国庫補助対象外の工種について、公共事業と一体的に整備を行い、林業経営の効率化と森林の適正な管理を図る。</p>		
事業概要	県営林道開設事業の実施（公共事業）及び当該事業と一体的に建設発生土処理地等の整備（単独事業）を行う。		
条例・要綱等	森林法、森林・林業基本法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	（公共）国庫支出金（林道開設事業費交付金）、県債、一般財源 （単独）

キ. 林道改良事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
林道改良事業費（公共事業）	458,672	290,938	290,150
林道改良事業費（単独事業）	180,434	196,727	190,292
林道改良事業費（公共事業）（事務費）	9,464	9,464	7,441

細々事業名	林道改良事業費（公共事業） 林道改良事業費（公共事業）（事務費）		
事業目的	既設林道の改良を行い、車両通行の安全性、走行性の向上を図る。		
事業概要	県営林道の法面保全や局部改良等を行う。 ア 幹線 唐沢林道（愛甲郡清川村煤ヶ谷）ほか 13 路線 イ その他 表丹沢林道（秦野市菩提）ほか 3 路線		
条例・要綱等	森林法、林業基本法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	国庫支出金（林道改良事業費交付金）、県債、一般財源

(単位：千円)

細々事業名	林道改良事業費（単独事業）		
事業目的	既設県営林道のうち、必要な箇所について局所改良や法面保全、作業ヤード等の設置を行い、車両通行の安全性の確保を図るとともに、木材生産の効率性向上を図る。		
事業概要	既設県営林道の法面保全、局部改良、作業ヤード等の整備とともに、大野山林道の山北町移管に係る敷地調査等を行う。 ア 工事 奥野林道（相模原市）ほか 12 路線 イ 調査委託 虫沢林道（足柄上郡松田町）ほか 8 路線		
条例・要綱等	森林法		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	県債、一般財源

ク. 林業施設災害復旧費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
現年災害復旧費（公共事業）	104,500	0	0
現年災害復旧費（単独事業）	20,000	20,000	20,000

細々事業名	現年災害復旧費（単独事業）		
事業目的	林業関係施設において災害が発生した場合に、緊急に被災個所の調査及び工事等を行う。		
事業概要	平成 29 年度に林業関係施設で災害が発生した場合、緊急に被災箇所の調査、復旧事業の設計及び工事等を行う。		
条例・要綱等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律		
県単事業 /補助事業	県単事業	主な財源	一般財源

ケ. 水源林土壌保全対策事業費

(単位：千円)

細々事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 29 年度 補正後予算	平成 29 年度 決算
水源林基盤整備事業費	94,608	84,576	83,690
高標高域人工林土壌保全対策 事業費	45,000	37,259	36,902

細々事業名	水源林基盤整備事業費		
事業目的	台風災害等により発生した森林の崩壊地において、これまでの土壌保全対策に加えて新たに土木的工法も導入し、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌保全対策の強化を図る。		
事業概要	県西地域のスコリア堆積層を中心とした崩壊地等のうち、既存の治山事業の対象にならない箇所において、自然石やコンクリート等を使用し、崩壊の拡大や森林土壌の流出を防止する土木的工法も取り入れた土壌保全対策を実施する。		
条例・要綱等	かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画		

県単事業 /補助事業	県単事業	支出形態	委託料、工事請負費
---------------	------	------	-----------

細々事業名	高標高域人工林土壌保全対策事業費		
事業目的	水源の森林エリア内の県有林の高標高域人工林において、多様な工法を組み合わせた土壌保全対策を実施し、森林土壌の流出防止を図る。		
事業概要	シカ生息状況や急峻な地形状況を踏まえながら、丸太筋工や植生保護柵など多様な工種を組み合わせた土壌保全対策を実施する。		
条例・要綱等	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画		
県単事業 /補助事業	県単事業	支出形態	委託料、工事請負費

(3) 結果及び意見

(意見事項 32) 現地検査省略の際の検査対象の抽出について

【現状及び課題】

造林補助事業補助金は、「神奈川県造林補助事業実施要領」第7条に基づき、以下の算式により算定される。

$\begin{aligned} \text{補助金額} &= \text{標準経費} \times \text{査定計数} \times 1/100 \times \text{要綱第8条に規定する補助率} \\ \text{標準経費} &= \text{事業量} \times (\text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率})) \end{aligned}$

(出典：神奈川県造林補助事業実施要領)

このうち、標準経費を算定する際の事業量については、当該補助金を受けようとする者が「造林補助事業完了報告書」により県に報告し、県の検査員がその内容を現地検査することでその数値が確定される。

この現地検査については、「神奈川県造林補助事業検査要領」（以下「検査要領」という。）第6条において、一定の要件のもと現地検査の省略できる旨が定められている。県では、同規定に従い現地検査の無作為抽出を行っている。

<p>神奈川県造林補助事業検査要領</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず現地検査については次のとおり省略できるものとする。</p> <p>(1) 神奈川県造林補助事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に定める枝打ち（間伐または更新伐と一体的に行う場合）・保育間伐・間伐及び更新伐（以下「間伐等」という。）の施行地については、0.1ha以上の要件を満</p>

たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、表1により無作為に抽出して現地検査を行うものとし、当該施行地以外の施行地は現地検査を省略できるものとする。

表 1

申請単位	無作為抽出する申請単位数	無作為抽出する施行地数
1	1 以上	1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上
2～4	2 以上	同上
5～8	3 以上	同上
9～	4 以上	同上

（出典：検査要領）

しかしながら、1 申請単位の中の施行地あたり事業量（施工面積）には施行地間で差があることがあり、無作為抽出した結果のみでは、1 申請単位の総事業量の 1% 程度の事業量の施行地しか抽出されない場合がある。このような場合、現状では追加の検査を行うか、また追加の検査を行う場合の検査対象を選定する手法は各担当者の判断に委ねられている。

そのため、現状の抽出方法では、担当者が追加の検査を行うか否かによって、担当者ごとに検査範囲にバラつきが生じるリスクがある。また、機械的に検査要領を適用した場合、補助金額算定の基礎になる事業量の現地検査が極めて限られた範囲でのみの実施となり、十分な現地検査とならないリスクがある。

【意見】

申請単位のすべての施行地に機械的に無作為抽出を適用するのではなく、原則全施行地を検査することとしつつ、やむを得ず検査の省略をする場合には全施行地に対して、一定割合以上の施行地の現地検査が確保できるようにするなど、金額的にも十分な現地検査が確保できるようにすることが望まれる。

（意見事項 33）事業主体の消費税課税事業者確認の徹底について

【現状及び課題】

現行の消費税制度では、課税事業者が確定申告により売上に際して預かった消費税から仕入に際して支払った消費税を控除して納税額を計算する。しかし、補助金や交付金といった消費税法上の特定収入については、消費税が課税されず、これらによって賄われた仕入に係る消費税は控除対象となる売上に係る消費税がないため、確定申告により還付されることとなり、納税義務者が負担しないこととなる。そのため、補助事業者が消費税相当分も含めて補助金を受領している場合で、消費税の

課税事業者に該当した場合には、消費税相当額の返還を求めている。

造林補助事業補助金の標準単価については、事業実施主体の状況に応じて3種類設定されている。

- 標準単価 I 【資材費×1.08+労務費+損料】
標準単価 II・III以外の場合
- 標準単価 II 【(資材費+労務費)×1.08+損料】
市町村(一部事務組合、財産区を含む)が請負契約により事業を実施する場合。
- 標準単価 III 【資材費+労務費+損料】
事業実施主体が補助金収入に係る消費税相当額を、確定申告等により還付を受ける場合

(出典：平成29年度造林事業標準単価について)

標準単価 I と III については、補助事業の実施主体が消費税の課税事業者か否かで適用する標準単価が変わる。仮に、補助事業者の実施主体が消費税の課税事業者であるにも関わらず標準単価 I が採用された場合、補助金の返還手続とそれに関わる事務が生じることになる。そのため、標準単価の決定の際に、事業実施主体が消費税の課税事業者であるかの否かを適切に確認することにより、余計な補助金の返還事務が生じることを防ぐことができる。具体的には、前々事業年度の課税売上が10百万円を超える場合に消費税の課税事業者となるため、補助事業の実施主体の前々事業年度の課税売上を確認すれば、当年度に消費税の課税事業者に該当するか否かを判断でき、補助金交付の際の標準単価の決定の参考となると考えられる。

神奈川県では神奈川県造林補助事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に従い、事業実施主体が消費税の仕入税額控除を受けた場合に、「消費税仕入控除税額報告書」の提出を求めており、当該事業実施主体が標準単価 I で補助金を受け取っている場合には、仕入税額控除に相当する額の返還を求めるという事後的な対応となっている。具体的には、すでに明らかとなっている前々事業年度の課税売上から消費税の課税事業者か否かの判断が可能であるにも関わらず、補助金の標準単価の決定に当たってはそのような情報が利用されていない。

【意見】

補助金返還の事務を低減させるためには、標準単価決定の際に、補助事業の実施主体の前々事業年度の課税売上高に係る情報を入手し、当該情報をもとに判断することが必要と考えられる。

(意見事項 34) 生産指導活動事業費補助金の実施状況報告の実効性について

【現状及び課題】

間伐材搬出促進事業費のうち、生産指導活動事業費補助については、四半期ごとに「実施状況報告書」の提出を受け、補助事業の進捗を確認している。

平成 29 年度の補助事業に係る「実施状況報告書」を確認したところ、県産木材流通コーディネート事業について、平成 29 年 6 月 30 日現在の報告では事業進捗率は 30%であったのに対して、平成 29 年 9 月 30 日現在の報告では事業進捗率が 0%となっているにも関わらず、当該状況について何ら記録が残っていないものがあつた。

【意見】

「実施状況報告書」の確認においては、提出のあつた報告内容のみを確認するのではなく、既に報告を受けた内容など県で把握している事業進捗率等との整合性を確認した上で、補助事業が適切に行われているか確認を行うことが望まれる。また、「実施状況報告書」に異常が見られた場合には速やかにその状況の確認を行い、補助事業の実施に問題が生じていないことを確認し、記録することが望まれる。

(意見事項 35) 生産指導活動事業費補助金の実施状況報告のフォーマットについて

【現状及び課題】

間伐材搬出促進事業費のうち、生産指導活動事業費補助は平成 29 年度から新設された制度であり、「実施状況報告書」のフォーマットは他の補助制度で使用しているものを参考に作成されている。そのため、生産指導活動事業補助の状況を確認するには適切なものとなっておらず、生産指導活動補助金の算定基礎である間伐材の搬出状況などは別途添付されている書類などで確認する必要がある。また、「実施状況報告書」には生産指導活動事業に係る補助対象経費の執行状況として支出済額を記載するとともに事業の実施状況として間伐材の搬出実績に県の標準単価を乗じた金額を執行額として記載している。しかしながら、補助先である神奈川県森林組合連合会では年度途中に人件費などの管理費を各事業に按分していないため、実績での支出済額が算出できず、間伐材の搬出実績に県の標準単価を乗じた執行額とは対応はしない数値となってしまう。また、事業完了後に提出される「生産指導活動事業実績報告書」でも間伐材の搬出実績に標準単価を乗じた金額が精算額となり、補助金の算定基礎となる。

上記に記載のとおり、補助先である神奈川県森林組合連合会では年度中に実績としての支出済額を把握することはできず、事業完了後の「生産指導活動事業実績報告書」でも支出済額の報告を求めていることから、年度中に生産指導活動事業に係る支出済額によって、補助事業の進捗を把握することは適切とは言えないと考えられる。

【意見】

「実施状況報告書」は、補助事業ごとに制度にあったものを使用すべきであり、実施状況の確認を行う上で必要な情報が記載されるべきである。例えば、生産指導活動事業においては、間伐材の搬出実績に県の標準単価を乗じた執行額及び執行額に対する補助金額を予算実績対比で記載するとともに備考欄に補助事業の目標であり、補助金算定の基礎にもなっている間伐材の搬出量の実績を記載させることなどが考えられる。

(意見事項 36) 生産指導活動事業補助金の概算払いについて

【現状及び課題】

間伐材搬出促進事業費のうち、生産指導活動事業補助金の交付方法について、「補助金の交付は、原則として精算払いとする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るうえで必要と認められる場合には、概算払いにより交付できる。」と生産指導活動事業補助金交付要綱第5条1項に定められている。

さらに、同条2項において、「補助金の概算払いを受けようとする者は、前条に規定する補助金交付申請書に補助金概算払要望書を添付するものとする。」と定められている。

【意見】

補助金概算払要望書を確認したところ、概算払いを求める理由として、「補助事業の円滑な推進を図るため」等の具体性に欠けるものが散見された。概算払いはあくまで例外規定であるため、このような抽象的理由で認めるのではなく、補助金概算払要望書提出の際に、併せて提出される事業計画書に四半期毎の事業計画を記載させる等して、概算払いの妥当性を判断すべきである。

(指摘事項 3) 工事成績評定通知書について

【現状及び課題】

神奈川県においては、1件当たりの請負代金が500万円以上を超える工事については、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的としている（神奈川県請負工事成績評定要領第1条、2条）。評定を行う者は、主任技術評価者・総括技術評価者・技術検査員の3名であり（同3条）、別に定める「神奈川県請負工事成績評定採点基準」により評定し、その結果を工事成績採点表に記載する（同4条）。そして、これら3名による評定が終了した後、「工事成績評定通知書と項目別評定点により評定点を遅滞なく受注者に通知するものとする。」と同6条に定められている。

【指摘】

境沢林道改良事業費に係る工事について、関連書類等を確認したところ、評定点を受注者に通知していない案件が発見された。工事成績は「神奈川県いのち貢献度指名競争入札⁶」などの入札参加要件として定められているため、受注者としても認識しておきたい事実であり、要領どおりに遅滞なく通知すべきである。

(意見事項 37) 現年災害復旧費の併合執行について

【現状及び課題】

林業施設災害復旧費の現年災害復旧費については、災害等により、その復旧のための調査、工事費などの事業目的に合った支出が発生する場合に、各センターから本庁へ配当依頼を行い、本庁からの配当に基づき各センターが執行を行う。

例えば、平成 29 年度には災害復旧に関連して県央地域県政総合センターで以下の執行が行われている。

箇所	災害発生		執行科目
神の川林道	4 月 10 日	法面崩落	現年災害復旧費
和田林道	10 月 9 日	法面崩落	(併合執行) 現年災害復旧費 林道改良事業費
法論堂林道	10 月 22 日	集中豪雨による路体崩壊	林道改良事業費

(出典：神奈川県提出資料を元に作成)

和田林道における工事は、現年災害復旧費と林道改良事業費の併合執行により行われている。災害復旧費の執行に当たっては、工事の効率性から通常的林道改良工事と一括で発注を行うことがあり、一つの契約に複数の予算が併合執行されることとなる。

当該併合執行については、執行科目としている現年災害復旧費と林道改良事業費では事業目的が異なり、款単位で予算科目が異なっている。

款名	現年災害復旧費	農林水産業費
細々事業名	現年災害復旧費 (単独事業)	林道改良事業費 (単独事業)
事業目的	関係施設において災害が発生した場合に、緊急に被災個所の調査及び工事等を行う。	既設県営林道のうち、必要な箇所について局所改良や法面保全、作業ヤード等の設置を行い、車両通行の安全性の確保を図るとともに、木材生産の効率

⁶ 社会貢献企業、同種工事の施工実績、本社・支店の地域近接性、若手技術者の育成努力、優良工事施工業者などを指名基準とした指名競争入札制度。

		性向上を図る。
事業概要	平成 29 年度に林業関係施設で災害が発生した場合、緊急に被災箇所の調査、復旧事業の設計及び工事等を行う。	既設県営林道の法面保全、局部改良、作業ヤード等の整備とともに、大野山林道の山北町移管に係る敷地調査等を行う。

(出典：神奈川県提出資料を元に作成)

しかしながら、現年災害復旧費を執行できる工事の内容などについて明文化されたものはなく、また、具体的な経費の集計方法も明文化されていない。そのため、執行予算の選択にあたり、現年災害復旧費を用いるのか、林道改良事業費を用いるのか、担当者間で相違が出てしまうリスクがあると考えられる。また、工事に係る共通費の取扱いなど、担当者間で相違が出てしまうリスクがあると考えられる。地方自治法において款単位で予算の流用が禁止されている以上、これらのルールが明確でない場合には、結果として予算流用に該当する状況が生じてしまうおそれもあると考えられる。

地方自治法

第 220 条

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

【意見】

災害復旧費のように突発的に発生する執行に対応するための予算について、その適切な執行を確保するため、予算の目的とする範囲を明確化することが望まれる。また、併合執行を行う場合は執行予算ごとに執行額の集計方法を明確化し、執行の際にも集計結果を証憑として残すなど、予算科目ごとに執行額が適切に集計されるための仕組みを整備することが望まれる。

8. 公益財団法人かながわトラストみどり財団

(1) 概要

公益財団法人かながわトラストみどり財団（以下「財団」という。）は、「県民と協働してかながわのナショナル・トラスト運動及び県土緑化運動を実施することにより自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図り、もってみどり豊かなかながわの創造に寄与すること」（財団定款より抜粋。）を目的としている。ナショナル・トラスト運動とは、神奈川県、財団、会員及び支援者、市民団体が連携して緑地の保全を実施する活動であり、下図のように整理される。

【図表 3-8-1 ナショナル・トラスト運動の仕組み】



(出典：財団ホームページ かながわのナショナル・トラスト運動

<http://ktm.or.jp/contents/national/trust/index.html>)

財団は、主に下記の5つの事業を実施している。

・普及啓発活動

当事業では、①WEBサイトや機関誌「ミドリ」による情報発信や、自然観察会の実施等によるナショナル・トラスト運動の普及啓発活動、②みどりのトラスト会員の募集等を実施している。当会員は、かながわのみどりを守り育てる運動を支援しており、会費は緑地保全や財団の運営等に充てられている。

・地域緑化活動事業

当事業では、①みどりの実践団体の育成、②湘南地区・三浦半島地区等の地区毎において県民参加による緑化推進、ナショナル・トラスト運動の普及啓発等を実施している。みどりの実践団体とは、地域における緑化活動等を実施しているボランティア団体のことであり、登録初年度及び二年度に15,000円ずつの奨励金交付を財団から受けている。

・緑地保全事業

当事業では、①緑地所有者との緑地保存契約の締結、②県内各市町村が実施している緑地等指定事業への助成、③保存契約緑地の維持管理、及び、④トラスト緑地で自然再生等を実施しているボランティア団体への支援等を行っている。トラスト緑地とは、ナショナル・トラスト運動により守られている緑地を指し、その保全手法としては、(1)かながわトラストみどり基金⁷を用いた神奈川県による買入、(2)財団による緑地保存契約、(3)県による寄贈等の受入の3つが挙げられる。保全緑地の選定にあたっては、専門家で構成される選定委員会の協議を行っている。

・県民参加の森林づくり事業

当事業では、①森林ボランティア活動の推進、②森林インストラクターの養成、及びボランティア活動への派遣、③森林づくり普及啓発等を実施している。

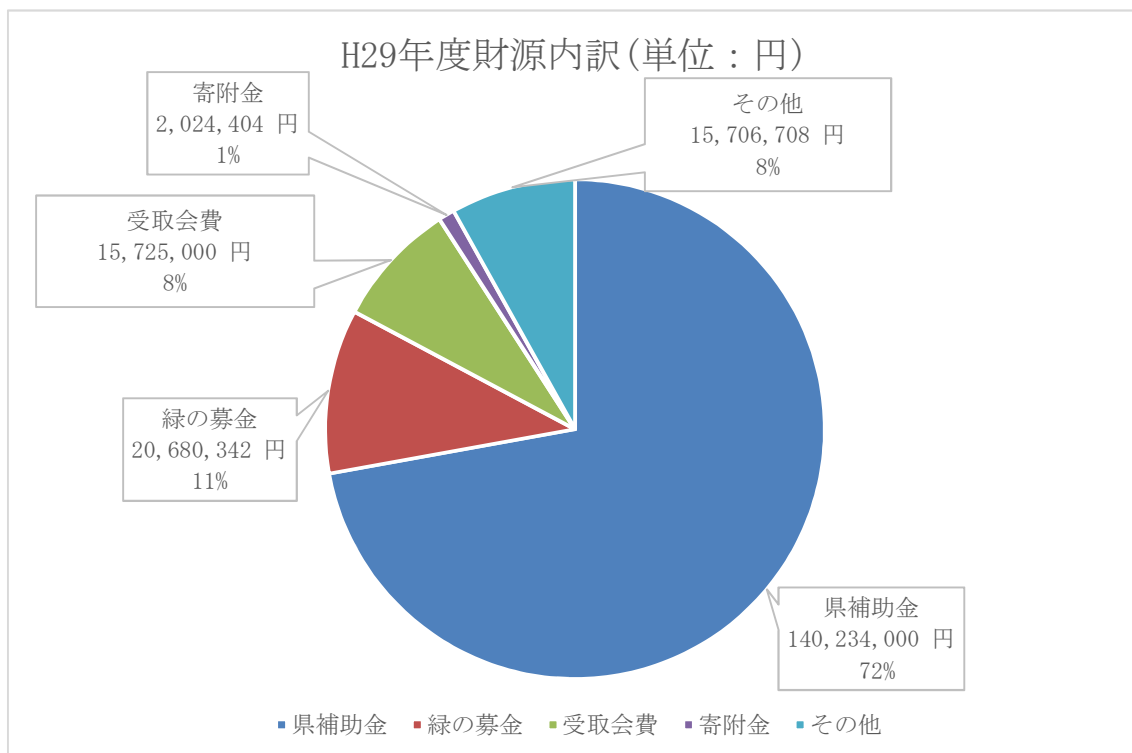
・緑の募金事業

当事業では、①緑の募金活動、②地域緑化の推進、③緑の少年団の育成、④緑化運動・育樹運動コンクールの開催等を実施している。当事業は、①緑の募金活動によって得られたお金をもとに地域緑化の推進等の活動を実施している。

また、財団の財源は、以下のような構成になっている。

⁷ 財団ではなく、神奈川県が設置している基金であり、募金や寄付、県資金を積立てたものである。ナショナル・トラスト運動の推進に充当されている。

【図表 3-8-2 財団の平成 29 年度における財源内訳】



(出典：平成 29 年度決算報告を元に作成)

図表のとおり、財源の 7 割以上を神奈川県からの補助金で占めており、神奈川県
の緑地の保全・水源環境保全の政策に大きく関与している。

(2) 結果及び意見

(意見事項 38) 事業計画と事業報告について

【現状及び課題】

財団のホームページに各年度の事業計画及び事業報告が開示されているが、事業
計画と事業報告の記載様式が必ずしも連動していない。

例えば、「平成 29 年度事業計画」において、県民参加の森林づくり事業における
「ボランティア参加者数」は 10,500 人と総数が記載されているが、事業報告におい
ては、総数の記載はなく、各活動報告の内容を読み解いて集計しなければ、計画に
対応する「ボランティア参加者数」の実績を把握することができない。

【意見】

財団が実施する 5 つの事業のうち、「緑の募金事業」を除く 4 つの事業は神奈川県
(自然環境保全課及び水源環境保全課) の補助金を財源として実施しており、当該
補助金は財団が実施するトラスト運動の推進、県民参加森林づくり活動の事業計画
に基づいて交付されるものである。そのため、県民への説明責任を果たす観点から、

事業報告においては、少なくとも事業計画で記載した内容に対する1年間の活動の結果を記載することが望まれる。また、数値目標については事業計画で掲げた内容に対して、実績がどのようなものだったかを明確に記載することが望まれる。

(意見事項 39) 森林インストラクターの養成に係る費用対効果の把握について

【現状及び課題】

財団が実施する「県民参加の森林づくり事業」において、子ども達の森林体験学習や県民の森林づくり活動の多様化等に対応した指導者を養成するため、神奈川県森林インストラクター（以下「森林インストラクター」という。）の養成講座を開講し、森林インストラクターの養成を行っている。森林インストラクターは、当該講座の受講率が80%以上で、かつ一定の条件を満たした者について、「神奈川県森林インストラクター認定要綱」に基づいて知事が認定した者である。

森林インストラクターは認定後、「特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会」に入会し、財団主催事業及び県・市町村・企業・団体等からの派遣要請に応じて、県民参加の森林づくり活動の普及・指導（植栽・枝打ち等）等のボランティア活動を通じて、財団が実施する「県民参加の森林づくり事業」に貢献している。平成29年度末における森林インストラクターの延べ養成者数は497名であり、平成29年度に新たに認定された森林インストラクターは37名である。

ここで、直近で開催された森林インストラクター養成講座は、平成28年度～平成29年度の2年間にわたって開催されている。養成講座の期間は、初年度に14日間、次年度に10日間の合計24日間開催され、また、各年次に1泊2日の宿泊研修が実施されている。また、養成講座の内容は、森林づくり・緑地保全・野外活動実習や、森林活動や普及啓発活動の企画と実践等が織り込まれている。

森林インストラクター養成講座の運営のために、上述の期間の養成講座が開催され、またその内容も専門的であることから、県職員が研修を行うこともある。そのため、財団及び県は一定の費用を負担して当該養成講座を運営しているといえる。

ここで、県職員の人件費相当額を含めた養成講座の運営コストについて、財団では把握していない。

また、森林インストラクター認定後の稼働状況について、財団に管理責任があるとはいえないが、財団では特段把握していない。実際に県が認定した497名のうち、高齢のためリタイアしている方もいると考えられるが、その実態は把握していない。

【意見】

森林インストラクター養成にかかる1人あたりのコスト（県職員の人件費相当額も加算したコスト）を正確に把握することが望まれる。

また、実際に県が認定した森林インストラクター497名のうち、実際に活動してい

る森林インストラクターの数、認定後、どの程度の頻度でイベントに参加しているのか、といった稼働状況について把握することが望まれる。

森林インストラクターはあくまでもボランティアであるという側面があるが、その一方で、神奈川県及び財団の出絹で養成講座を受講し、認定を得ている以上、認定要件に「県および財団が実施する事業に毎年参加することができる者であること」といった規定を追加することが望まれる。

(意見事項 40) 顧客情報システムのパスワード管理について

【現状及び課題】

財団は「みどりトラスト会員」や寄附者の情報を管理するために、顧客情報システムを導入している。当該システムは会員・寄附者の個人情報登録されているが、パスワードに関するセキュリティポリシーが作成されていない。

パスワード強度が低い場合、非権限者による不適切なシステムへのアクセスが行われるおそれがある。

【意見】

会員・寄附者の個人情報の保護のため、顧客情報システムに関するパスワードの取扱いに関するルールを定めることが望まれる。ルールを定めるにあたっては、総務省の「地方公共団体向けの情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、以下の記載が参考となる。

- ・パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。
- ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。
- ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- ・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。
- ・複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
- ・仮のパスワード（初期パスワード含む）は、最初のログイン時点で変更しなければならない。
- ・パソコン等の端末にパスワードを記憶させてはならない。
- ・職員等間でパスワードを共有してはならない。

(出典：地方公共団体向けの情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
(平成 30 年 9 月版)「5.4 ID 及びパスワード等の管理」)

(意見事項 41) 高額寄附者の表彰に関する規程の整備について

【現状及び課題】

財団は、県民と協働してかながわのナショナル・トラスト運動及び県土緑化運動を実施することにより自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図り、もってみどり豊かなかながわの創造に寄与することを目的として、かながわのみどりの保全・創造に関する普及啓発及び緑の募金の推進、県民との協働による身近な緑地の保全、森林の整備及び地域の緑化の推進、その他の事業を実施している。当該事業の財源は神奈川県からの補助金及びみどりトラスト会員からの会費及び寄附金収入による自主財源で賄われているが、財団の活動を永続的に行うためには、自主財源の確保、拡大が求められている。

ここで、みどりトラスト会員については、一定期間会員を継続した会員を表彰することとしているが、寄附者に関する表彰の規程が整備されていない。

【意見】

寄附者に表彰を行うことをもって、寄附金による自主財源の拡大が見込まれるとはいえないが、財団の目的・事業に賛同した個人又は団体に対する寄附者に関する表彰の規程を整備することが望まれる。

(意見事項 42) 財団経理規程における随意契約の規定について

【現状及び課題】

契約事務については、公益財団法人かながわトラストみどり財団経理規程（以下「財団経理規程」という。）及び公益財団法人かながわトラストみどり財団経理規程施行細則（以下「財団経理細則」という。）において規定されている。

契約の方法は、財団経理規程第 41 条にて、指名競争入札もしくは随意契約とされており、随意契約により契約が締結することができる条件は同第 43 条にて以下のよう規定されている。

第 43 条 次の各号の一に該当するときは、随意契約により、契約を締結することができる。

(1) 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が次に掲げる契約の種類に応じ当該事項に掲げる予定価格を超えないとき。

ア	工事又は製造の請負	250 万円
イ	財産の買入れ	160 万円
ウ	物件の借入れ	80 万円
エ	財産の売払い	50 万円
オ	アからエに掲げるもの以外	100 万円

- (2) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 官公庁、公益法人等と契約するとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 前各号の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、理事長が別に定める場合にはこの限りではない。

(出典：財団経理規程)

また、契約書の作成については、財団経理細則第6条第1項に原則的に作成する前提の規定があり、財団経理細則第6条第2項にて契約書の作成を省略について以下のように規定されている。

第6条

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略できる。
- (1) 150万円を超えないものについて指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するとき
 - (2) 物品を買い入れる場合において、直ちにその物品の検収ができるとき
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を受け取るとき
 - (4) 国、地方公共団体その他の公共団体から直接物品を借り入れ又はこれらのものに工事を執行させるとき
 - (5) 前号の規定により契約書を省略する場合、契約金額が50万円以上の随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。

(出典：財団経理細則)

【意見】

財団経理規程第43条において、「(4) 官公庁、公益法人等と契約するとき」は、随意契約が可能となっている。

官公庁が取引相手の場合は、唯一無二の相手になるため競争入札を行う概念にそぐわないため妥当と判断できるが、公益法人が取引相手となる場合には、一般企業との取引を行う場合と差がないと思われる。

競争原理を取り入れ、適切な価格で契約事務を行うためには、単純に公益法人であることで随意契約が可能にする規定は望ましいものではない。

また、公益法人等と“等”となっており、解釈によっては幅広く随意契約が可能

にできるあいまいな規定となっており、当該規定において“公益法人等”を削除するのが望ましい。

(意見事項 43) 委託費として処理されている工事取引について

【現状及び課題】

委託費の契約事務手続きを検討するために、各事業の決算ファイルから委託費の伺額 50 万円以上の執行伺を任意に抽出して、契約の方法が正しく行われているか検討した。

その結果、以下のような問題点が発見された。

緑地保全事業の決算ファイルの執行伺から、随意契約（見積合わせを実施）で契約している以下の取引があった。

執行伺 No.	相手先	件名	金額（円）
28089	A 社	久田緑地板柵土留設置等業務	2,187,000

当該取引の経理処理が事業費/緑保全事業/委託費とされているため、委託業務と判断するならば、財団経理規程第 43 条第 1 項オのその他の取引の規定に基づいて 100 万円を超える場合にあたり、指名競争入札を行う必要がある。しかしながら、当該取引は 200 万円を超えているが、随意契約で行われていた。

これについては、当該業務は、土砂流出を防ぎ、良好な景観を創出するため、擬木による板柵土留を設置する工事であって、フェンス撤去及び板柵土留設置の工事請負業務であると認識しており、財団経理規程第 43 条第 1 項アの工事の請負に該当し、250 万円未満の取引であることから随意契約を適用したと説明を受けた。

工事請負業務として整理しているのもので、契約の方法として随意契約の適用に問題はないと判断したが、一方、委託契約に基づく委託業務でない取引が委託費として計上されていることは、財務諸表に正しく取引実態が記録されていないといえる。

【意見】

当該取引は、緑地保全のための修繕的工事であり、財団にとって固定資産として認識すべきものではないという前提のもと費用処理する場合、委託費ではなく修繕費等の適切な勘定科目で経理処理することが望ましい。

(指摘事項 4) 契約書の省略規定違反について

【現状及び課題】

当該取引は、随意契約として見積合わせの後契約を締結しているが、契約書は作成しておらず、請書にて契約を行っていた。

財団経理細則第 6 条第 2 項において、契約書の作成を省略できる規定があり、その 1 号において、150 万円を超えないものについては契約書の省略が可能と規定され

ており、当該取引金額は 200 万円を超えているため、規定違反となっていた。

【指摘】

契約書の省略を定めている規定についての認識がなかったように見受けられ、これに限らず、契約事務全般について財団経理規程及び財団経理細則を再確認し、規定どおりの対応を行う必要がある。

(意見事項 44) 金庫内のテレホンカードの管理・処分について

【現状及び課題】

財団では、預金通帳や換金性の高い図書カードなどを金庫に収納し、管理責任者が管理している。金庫内を確認したところ、古くから保管されていると考えられる 50 度数テレホンカード 92 枚が発見された。これらは、近年受け払いがなかったことから、図書カードとは違い、受払の管理がなされていなかった。

【意見】

金庫の鍵を管理責任者が管理しているとは言え、受払の管理を実施していない場合、不正に利用されても確認することができず資産の保全ができているとは言えない。また、近年の受払がないことから当該テレホンカードを利用している状態とは言えないことから、換金を含めた処分方法の検討を要するものと考えられる。

以上